

— 目 次 —

(1 2 月 8 日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	4
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	7
議会事務局職員出席者	7
説明のために出席した者	8
開会、開議宣告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議長の諸般報告	9
市長の行政報告	9
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	11
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	13
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	14
認定第1号	15
認定第2号	17
認定第3号	17
認定第4号	17
認定第5号	17
認定第6号	17
認定第7号	17
認定第8号	17
承認第21号	21
議案第93号	22
議案第94号	28
議案第95号	28
議案第96号	29

議案第97号	29
議案第98号	34
議案第100号	34
議案第99号	34
議案第101号	34
議案第102号	34
議案第103号	38
議案第104号	38
議案第105号	38
議案第106号	38
議案第107号	38
議案第108号	38
議案第109号	38
議案第110号	38
議案第111号	38
議案第112号	38
議案第113号	38
議案第114号	38
散会	45

(12月14日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
議会事務局職員出席者	47
説明のために出席した者	48
開議宣告	48
会派代表質問	49
会派つしま 13番 齋藤 久光君	49
会派つしま 5番 小島 徳重君	53
市政一般質問	57

2番 伊原 徹君	57
5番 小島 徳重君	67
6番 吉見 優子君	79
12番 小宮 教義君	89
散 会	99

(12月15日)

議 事 日 程	101
本日の会議に付した事件	101
出 席 議 員	101
欠 席 議 員	101
議会事務局職員出席者	101
説明のために出席した者	101
開議宣告	102
市政一般質問	102
14番 初村 久藏君	103
4番 春田 新一君	112
3番 長郷 泰二君	125
散 会	137

(12月16日)

議 事 日 程	139
本日の会議に付した事件	139
出 席 議 員	139
欠 席 議 員	139
議会事務局職員出席者	139
説明のために出席した者	139
開議宣告	140
市政一般質問	140
15番 大浦 孝司君	141
11番 波田 政和君	149
散 会	159

(12月18日)

議事日程	161
本日の会議に付した事件	161
出席議員	161
欠席議員	161
議会事務局職員出席者	162
説明のために出席した者	162
開議宣告	162
議案第93号	163
議案第115号	166
議案第116号	166
議案の撤回について	173
閉会	176
署名	177

対馬市告示第132号

令和2年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月27日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和2年12月8日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
渕上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	小宮 教義君
大浦 孝司君	大部 初幸君
作元 義文君	上野洋次郎君
小川 廣康君	

○12月14日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
齋藤 久光君	初村 久藏君
大浦 孝司君	大部 初幸君
上野洋次郎君	小川 廣康君

○12月15日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君

淵上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
大部 初幸君	上野洋次郎君
小川 廣康君	

○12月16日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
淵上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	齋藤 久光君
初村 久藏君	大浦 孝司君
大部 初幸君	上野洋次郎君
小川 廣康君	

○12月18日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
淵上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	小宮 教義君
齋藤 久光君	初村 久藏君
大浦 孝司君	大部 初幸君
作元 義文君	小川 廣康君

○開会日に応招しなかった議員

齋藤 久光君	初村 久藏君
--------	--------

○12月14日に応招しなかった議員

淵上 清君

山本 輝昭君

作元 義文君

○12月15日に応招しなかった議員

齋藤 久光君

作元 義文君

○12月16日に応招しなかった議員

小宮 教義君

作元 義文君

○12月18日に応招しなかった議員

上野洋次郎君

令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和2年12月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第17 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第18 議案第94号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第19 議案第95号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第96号 令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第97号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第98号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第100号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第99号 対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第101号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第102号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第103号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第104号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第105号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第106号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第108号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第109号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第110号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第111号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第112号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第113号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第114号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 日程第17 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第94号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第95号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第96号 令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第97号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第98号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第100号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第99号 対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第101号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第102号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

- 日程第27 議案第103号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第104号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第105号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第106号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第108号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第109号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第110号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第111号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第112号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第113号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第114号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について

出席議員（17名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 渕上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員（2名）

13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
------------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 阿比留伊勢男君 次長 國分 幸和君
課長補佐 梅野 浩二君 課長補佐 柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長 比田勝尚喜君
副市長 俵 輝孝君
総務部長 有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） 桐谷 和孝君
しまづくり推進部長 武末 祥人君
観光交流商工部長 二宮 照幸君
市民生活部長 乙成 一也君
福祉保険部長 古里 正人君
健康づくり推進部長 松井 恵夫君
農林水産部長 佐々木雅仁君
建設部長 伊賀 敏治君
水道局長 立花 大功君
教育部長 阿比留裕史君
中対馬振興部長 波田 安德君
上対馬振興部長 森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長 瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長 扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長 原田 勝彦君
消防長 主藤 庄司君
会計管理者 阿比留 裕君
監査委員事務局長 御手洗逸男君
農業委員会事務局長 庄司 智文君

午前10時00分開会

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。齋藤久光君並びに初村久藏君から欠席の届出がっております。

なお、永留教育長から欠席の届出がっております。

ただいまから令和2年第4回対馬市議会定例会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため出入口を開放して会議を運営することとしております。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、小田昭人君及び山本輝昭君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（小川 廣康君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月18日までの11日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月18日までの11日に決定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（小川 廣康君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。例年実施しています対馬市と対馬市議会の共同による県知事への要望活動につきましては、11月12日要望活動を行っております。

もう一点、報告をいたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により規定された50万円以下の損害賠償の額の決定4件の専決処分が報告がっております。タブレットに掲載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（小川 廣康君） 日程第4、市長の行政報告を行います。市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和2年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

す。

初めに、去る11月8日、天皇陛下におかれましては、「立皇嗣宣明の儀」を挙行され、秋篠宮文仁親王殿下が皇嗣になられたことを内外に宣明されました。謹んでお祝い申し上げますとともに、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御健勝と御多幸、皇室のますますの弥栄を衷心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、国内の感染者数は、11月以降増加傾向が強まり、過去最多の水準となっており、GoToキャンペーン事業の運用見直し、酒類の提供を行う飲食店等の営業時間短縮要請など、感染拡大防止対策強化が講じられております。本市におきましては、新たな感染者は確認されておりませんが、引き続き、市民の皆様におかれましては、マスクの着用、丁寧な手洗いの励行、「3密」の回避などを徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

それでは、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、総務部の関連でございますけれども、9月議会定例会で議決いただきました「対馬市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するため、去る11月25日に対馬南警察署において、対馬南警察署及び対馬北警察署と対馬市の3者間で「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結いたしました。

今後、市民・警察・市が連携・協力を密にし、犯罪被害者等が抱える犯罪に対するいろいろな想いに社会全体で寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。

次に、しまづくり推進部の関係でございます。

本年8月から9月に公募しておりました、比田勝から博多航路のフェリー新船の名称についてでございますが、島内外から112件と多数の応募が寄せられました。

その決定に当たりましては、比田勝中学校、佐須奈中学校、上対馬高校の生徒にも、名称選考のアンケートに協力していただき、その名称を「うみてらし」と決定させていただきました。就航は、来年7月1日に予定され、現在、建造が進められており、就航に際しては、新船の内覧会も予定されております。

次に、対馬市洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討協議会の開催についてでございます。

令和元年度から長崎県と共同で取組を進めております洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討事業でございますが、去る11月26日に第2回対馬市洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討協議会を開催いたしました。協議会では、10月から11月にかけて実施いたしました漁協関係者や航路運行事業者などの洋上風力発電のゾーニングに伴うヒアリング結果や、文献等による調査結果の報告を踏まえて、洋上風力発電の候補エリア抽出の協議を行っております。

今後は、関係者とのさらなる協議や、有識者等の意見を踏まえながら、令和2年度末を目標に

対馬周辺海域における洋上風力発電の導入可能性エリアの設定を行ってまいりたいと考えております。

観光交流商工部の関係でございます。

地域経済が停滞している状況であることから、消費拡大を促し、島内経済の活性化を図ることを目的に、本年6月22日から対馬島民クーポン券を販売いたしました。大変好評で、3日間で完売いたしました。購入できなかったという声が多く届いたことから追加で販売し、当初分を合わせ2万7,382冊、8,214万6,000円分を販売いたしております。

11月20日に利用期間が終了し、現在、集計中でございますが、業種別の11月末日の利用割合は、小売業が88.5%、飲食業が6.9%及びその他のサービス業が4.6%となっており、市民皆様の個人負担を合わせますと、その事業の効果額は1億5,000万円を超えるものと見込んでいるところでございます。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、損害賠償の額の決定に係る専決処分承認1件、令和2年度一般会計ほか補正予算案件4件、条例の一部改正5件、公の施設の指定管理者の指定12件、合わせて23件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年10月27日、委員5人出席の下、所管事務調査を行いました。

まず、対馬市立比田勝こども園に集合し、原園長の御案内により、園内の視察及び数年前からの大雨等による被災状況の説明を受けました。次に、教育委員会事務局八島教育総務課長、網代北地区教育事務所長、洲上副参事兼係長から「比田勝こども園の大雨等による被災状況と今後の

対策について」説明を受けました。

比田勝こども園は、平成28年9月に開園しましたが、毎年施設設備が災害を被っているとのことでした。開園した9月には、大雨により園庭に土砂流入被害、令和元年には6月及び9月に台風により、土砂流入被害があり、そのたび職員、保護者、近所住民、ある時は海上自衛隊の協力により、土砂の撤去、土のうを積み土留めがされていますが、根本的な水害対策は施されていませんでした。

令和2年に入り、7月、8月と立て続けにあった土砂流入の災害があったこともあり、災害対策費として今年9月に補正予算が計上、可決され、園庭周りの止水壁設置及び山からの側溝工事が実施されることになり、園児等が安全・安心に過ごせる保育が実施されることと思われま

す。また、災害対策として、県の工事が令和3年度以降に砂防ダムからの側溝を設置する予定であるとの説明を受けました。委員から、今後の大雨等による被害対策については、よく検討していただき、大型土のうは土砂の流出防止に有効であることから、増設についての要望がありました。

次に、消防本部主藤消防長、井総務課長の案内により、対馬市消防署上対馬出張所移転予定地を視察しました。移転予定地は県道182号線に面しており、道路より低くなっているため地上げをする予定で、駐車場は奥、横側にそれぞれ5台ずつの計10台、そして車椅子利用者用駐車場も完備予定となっていました。建物は平屋建てで、仮眠室、女性用トイレも完備しており、車両は4台が格納されるという説明でした。移転予定地には現在、40トンの防火水槽が設置されていますが、この防火水槽は撤去解体し、建物の基礎工事と合わせ、車両格納庫の下に60トンの防火水槽を設置する予定とのことでした。

その後、「対馬市消防署上対馬出張所の移転スケジュールについて」説明を受けました。当該用地は国の交付金を活用した公園用地となっているため、消防署上対馬出張所の建設に伴い交付金の返還義務が生じる。11月下旬には交付金の返還が完了する見込みであることから、その後北部建設事務所に業務委託し、令和3年1月下旬までに入札を終え、建設工事は約1年を要する見込みで、令和4年2月までに完成し、3月上旬に移転を完了したいとの説明がありました。

委員から移転スケジュールについては、滞りのないよう計画どおりに進めていただきたいという意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。

厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年11月10日に、地域医療に関する調査・研究として「仁田診療所及び佐賀診療所における施設の現状と課題等について」所管事務調査を行いました。

当日は、午前11時に豊玉庁舎に集合し、全委員出席の下、理事者側から松井健康づくり推進部長、井田いきいき健康課長、田村北地区保健センター所長に出席いただき、仁田診療所及び佐賀診療所において説明を受けました。

上県町檜滝にある仁田診療所は、昭和62年に設置され、現在、医師1人、看護師3人、会計年度任用職員を含む事務職員3人で運営されております。1日の平均患者数は約23人で、伊奈診療所及び鹿見診療所への出張診療を含む、内科、外科、整形外科の診療が行われていますが、放射線や内視鏡等の検査スペースは狭く、診療機器等も備えていることから、施設内の限られた空間で、広さを得るための創意工夫が必要であると感じました。

峰町佐賀にある佐賀診療所は、令和2年度に公設民営から直営診療所に移管した施設であり、現在、医師1人、看護師1人、会計年度任用職員を含む事務職員4人で運営されております。毎週火曜日が診療日であり、1日の平均患者数は約36人です。昭和32年に建設された本施設は、昭和49年の改築を含め、老朽化が著しく、現在使用されていない2階部分や玄関出入口の大きな段差など、併設されている旧結核病棟の台風による屋根被害を含め、全体的に改修及び不要な施設の解体が必要であると感じました。

今回、調査を行った各診療所は、地域住民の医療ニーズに最大限対応していただいていることから、今後も、施設の修繕や機器の更新、備品の充実等、医療現場の声には十分な配慮をお願いするものであり、高齢者や車椅子の患者に配慮した各診療所全体のバリアフリー化及び環境面や衛生面から内履きスリッパを廃止した土足対応など、地域の医療体制充実に向けた施設改修について早急に検討していただくことを望むものであります。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。

産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年9月29日、午後1時30分から、対馬市交流センター3階第5会議室において、全委員出席の下、観光交流商工部から「旅行者と本市観光関係事業者の現状と今後について」、農林水産部から「農林水産業の流通の現状と今後について」説明を受けました。

まず、「旅行者と本市観光関係事業者の現状と今後について」であります。令和元年8月から令和2年9月までの間、旅行セールスや旅行社の現地視察対応は20回にも及び、その内容は体験ツアーや団体客の受入宿泊施設の視察、サービス等多岐に及んでおります。このようなモニターツアーにおいて求められたのは、エレベーター等の設備、宿泊施設の清潔感、朝食や夕食の食事の提供ができる宿泊施設が必要であるとのことや、体験メニューの手配ができる体制の構築でした。令和2年9月現在において、本市の宿泊施設と旅行社との契約件数は11宿泊施設、延べ29社であります。今後は、宿泊施設の充実を図り、本市の持つポテンシャルを生かした観光地づくりにさらなる努力をお願いするものであります。

次に、「農林水産業の流通の現状と今後について」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、農業、林業、水産業の各分野において消費量の減少による価格が下落傾向にあります。どの分野におきましても国・県の補助金制度を利用しつつ対応を検討していますが、対応できない部分においては市単独で対応を行っていきます。とりわけ出荷が停滞しているアナゴ、養殖マグロについては、加工品を市が買い上げ、学校給食に提供を行う「学校給食水産物提供事業」を実施します。この事業は、学校給食に対馬地域商社を通じ、マグロ、アナゴを年間各4回提供するものであります。

こどもたちのふるさと産業教育の一環にもなり有意義なものではありますが、一過性の対応なのか継続性を持たせるものなのか明確にするとともに、継続性を考えるとき提供する素材の単価が高く、さらなる検討が必要と考えます。また、同じ内容と考えられる、現在実施している「地

場産品地産地消推進事業」により、市内8か所の学校給食共同調理場に地元の農林水産物を調達する補助金制度があります。この事業との整合性も十分に検討され、事業を推進されることを強く期待いたします。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました令和元年度の各会計の決算認定について、審査報告書の提出がっております。

日程第8. 認定第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、山本輝昭君。

○議員（10番 山本 輝昭君） おはようございます。

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年10月7日から9日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、市長、代表監査委員をはじめ、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

令和元年度の一般会計決算について、歳入総額は329億8,028万1,000円で、前年度と比較すると7億5,494万4,000円、率にして2.3%の増であります。主な要因は、県支出金及び繰越金の増によるものであります。

また、歳出総額は318億2,706万9,000円で、前年度と比較すると8億8,966万6,000円、率にして2.9%の増であります。主な要因は、普通建設事業費、公債費及び補助費等の増によるものであります。

歳入の構成比では、自主財源の柱である市税の占める割合は9.2%で、前年度と同様の割合

となっており、本市の財政状況は依然として自主財源に乏しい構造が続いております。

歳出の構成比では、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費の占める割合は40.3%で、前年度より1.4ポイントの減、また、普通建設事業費や災害復旧事業費の投資的経費の占める割合は24.9%で、前年度より1.3ポイントの増となっております。

令和元年度決算は歳入歳出ともに増加しておりますが、歳入においては、市税の収入済額が前年度と比較すると4,490万4,000円の増となっており、不納欠損額は前年度と比較すると1,829万6,000円の減となっております。

このことについては、これまでも議会で強く要望しておりましたが、市税の収納対策の取組に一定の成果があったものと捉えており、職員が徴収業務に日々努力されていることは評価できます。しかしながら、市税の収入未済額も3億6,701万3,000円であります。本市の貴重な財源である税収入を確保するため、また、税負担の公平性の観点からも、滞納の早期解決を図るなど市税の徴収強化に対し一層の努力が必要であります。

最後に、決算審査における指摘事項や意見等については、各部署において十分に検証・検討され、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経済性、効率性、有効性を常に意識した事業の執行に努められたい。また、大変厳しい財政状況ではありますが、社会経済情勢の変化を的確に把握され、事業の優先度、緊急度を精査するとともに、財源の確保に一層の創意工夫を凝らし、さらなる市民の福祉向上と市政の発展を図るため、市長をはじめ職員一丸となって、今後の行政運営に取り組みされることを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第 9. 認定第 2 号

日程第 10. 認定第 3 号

日程第 11. 認定第 4 号

日程第 12. 認定第 5 号

日程第 13. 認定第 6 号

日程第 14. 認定第 7 号

日程第 15. 認定第 8 号

○議長（小川 廣康君） 日程第 9、認定第 2 号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 8 号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1 番 坂本 充弘君） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和 2 年第 3 回対馬市議会定例会において、会議規則第 37 条第 1 項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第 6 号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第 110 条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10 月 7 日、対馬市役所豊玉庁舎 3 階大会議室において、全委員出席の下、中対馬振興部長及び地域振興課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は 3,719 万 7,000 円で、主な内訳は 1 款事業収入は旅客運賃、貨物運賃合わせて 274 万 9,000 円、2 款国庫支出金は、赤字航路事業に対する国庫補助金 1,941 万 1,000 円、3 款県支出金は、赤字航路事業に対する県補助金 709 万 3,000 円、4 款繰入金は、一般会計からの繰入金 781 万 7,000 円であります。

次に、歳出に係る決算額は 3,709 万 7,000 円で、主な内訳は 1 款総務費は、給料、職員手当等の人件費 2,150 万 6,000 円、2 款施設費は、燃料費等 947 万 5,000 円、3 款公債費は、船舶建造と待合所建築に係る償還金元金及び償還金利子 611 万 6,000 円であります。

以上、本委員会に付託されました認定第 6 号については、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2 番 伊原 徹君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第2号から認定第5号までの4件であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月8日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億764万4,000円で、歳出に係る決算額は4億629万7,000円であります。歳出の1款総務費は、3億1,340万3,000円で、診療所運営等に係る光熱水費、医療機器等の保守点検に係る委託料、公設民営診療所に対する運営費等補助金、2款医業費は、9,289万4,000円で、医業用器具使用料及び診療所で使用する医薬品、ガーゼ等の医業用消耗器材費及び衛生材料費が主なものとなっております。

認定第3号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は46億5,796万8,000円で、歳出に係る決算額は46億4,652万2,000円であります。歳出の1款総務費は、被保険者証に係る電算処理システム手数料、国保システム改修業務委託料、レセプト点検に係る嘱託職員の報酬及び医療費通知等に係る郵便料であります。

2款保険給付費は、国保被保険者の出産手当として、1子につき42万円を上限に、一時金として助成する出産育児一時金、国保被保険者本人の葬祭に対し2万円を支給する葬祭費等が主なものであります。

認定第4号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は3億7,842万4,000円、歳出に係る決算額は3億7,668万4,000円であります。歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金3億4,916万2,000円は、低所得者及び被用者保険の被保険者であった人に対する保険料軽減分を長崎県後期高齢者医療広域連合へ負担する保険基盤安定負担金と、市で徴収した保険料を広域連合へ納付する保険料納付金であります。3款諸支出金31万7,000円は、過年度分に係るもので死亡や転出等により過納となった保険料を、被保険者や法定相続人に還付したものであります。

認定第5号、令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億138万1,000円、歳出に係る決算額は39億960万9,000円であります。歳出の1款総務費9,892万9,000円は、人件費及び保険料の通知等に係る役務費、介護認定審査会支援システムの保守点検及び介護保険システムの改修に係る委託料、介護認定審査会に係る委員報酬及び11人の介護認定調査員が、年間約3,000件の介護認定調査を行った際の調査委託料が主なものとなっております。

8款地域支援事業費2億6,316万6,000円は、人件費及び介護予防・生活支援サービス事業負担金、介護予防教室及び介護予防等の自主活動を実施している49団体への活動助成、「つしまやまねこ体操」の普及啓発に係る対馬市ケーブルテレビへの放送委託料、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが地域の高齢者のニーズ等の把握や、ワークショップ等を実施し、地域主体で生活支援活動を行うための体制づくりに係る事業委託料、認知症ケア向上講座に係る委託料等が主なものであります。

なお、国民健康保険税等に係る不納欠損状況については、前年度と比較して減少はしていますが、さらなる収納対策の強化と収納率の向上に努めていただくことを望むものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの4件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第7号及び認定第8号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、水道局長及び水道課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、認定第7号、令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額2,298万2,000円に対し、歳出決算額2,288万8,000円で、歳入歳出差引残額は9万4,000円であります。加入対象件数は89件のうち、令和元年度末の加入件数は67件、加入率は75.28%です。令和元年度に新規の加入2件が確認されております。また、令和元年度末の下水道事業債の未償還残高は1億6,193万円で、最終償還は令和16年3月となっております。

次に、認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について、令和元年度末の給水戸数は1万5,711戸で、前年度比0.64%、101戸減少し、給水人口も2万9,945人で、前年度比1.79%、547人減少しています。

収益的収支は、水道事業収益11億9,315万8,000円に対し、水道事業費用9億9,245万1,000円で、当年度純利益は2億70万7,000円となっております。

一方、資本的収支は、収入総額2億9,051万円に対し、支出総額6億4,032万5,000円で、3億4,981万5,000円の財源不足が生じていますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,101万1,000円、当年度分損益勘定留保資金2億

1,988万3,000円、建設改良積立金6,295万5,000円、減債積立金4,596万6,000円で補填されております。

令和元年度末の年間有収水量は309万7,503立米で、年間有収量率は1.15ポイント増加し、72.83%になっております。引く続き漏水対策の強化に努められ、有収量率の向上を図られるよう希望いたします。

水道料金の収納状況については、現年度分96.7%で、前年度比0.1ポイント増加、滞納繰越分については、60.1%で、前年度比1.8ポイントの減少となっております。また、現年度分・滞納繰越分を合わせた収納率は95.0%で、前年度比0.1ポイントの減少となっており、未収額合計は3,799万円であります。さらなる収納対策の強化と収納率の向上に努められることを要望いたします。

最後に、給水人口は今後も減少していくものと思われませんが、安全でおいしい水の安定供給と、経営の効率化及び健全な事業運営にさらなる努力を期待いたします。

以上、本委員会に付託されました認定第7号及び認定第8号の2件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第8号までの7件に対する討論、採決を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。この採決は起立によって行います。

7件に対する各委員長の報告はいずれも認定するものです。

お諮りします。認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和元年

度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についての7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、認定第2号から認定第8号までの7件は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩します。再開を11時5分からといたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第16. 承認第21号

○議長（小川 廣康君） 日程第16、承認第21号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました承認第21号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

本案は、損害賠償の額の決定を、去る11月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、令和2年11月9日、厳原町久田の市営住宅柳ノ元団地B棟の主ブレーカーの故障により、通常の倍近い過電圧が通電し、入居者の家電製品を損傷させたため、その損害を賠償するものであり、専決処分書に記載のとおり11月24日付損害賠償額60万5,000円で相手方との示談が成立しております。なお、主ブレーカーの故障の原因は老朽化によるもので、故障後、直ちに修復いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

承認第21号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

日程第17. 議案第93号

○議長（小川 廣康君） 日程第17、議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、去る9月初旬に連続して接近しました台風第9号及び第10号に係る災害復旧事業費、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業費の計上及び新型コロナウイルス感染症の影響などにより中止及び縮小となった各種事業の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,712万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361億36万3,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を8ページから9ページの「第2表地方債補正」による

こととし、地方債の限度額を38億3,700万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金1項国庫負担金は、施設型給付費負担金の追加などにより、民生費国庫負担金を3,431万9,000円増額しております。2項国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金の追加などによる民生費国庫補助金の増額、地方創生推進交付金及び離島活性化交付金の補助対象事業費の補正に合わせての増額及び減額、災害等廃棄物処理事業費補助金の計上により1,426万5,000円の増額となっております。

16ページをお願いいたします。

16款県支出金でございますが、施設型給付費負担金の追加ほか民生費県負担金の増額などによりまして1,191万5,000円の増額となっております。2項県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金や地籍調査事業補助金の減額、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金、水産業施設災害復旧事業補助金の計上などが主なもので、合計で3,527万8,000円の増額となっております。

18ページをお願いいたします。

19款繰入金でございますが、1項特別会計繰入金は介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する昨年度繰出金の精算による繰入金2,570万6,000円を計上しております。2項基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金減額のほか、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金、子ども夢づくり基金、森林環境譲与税活用基金の各充当事業費の補正などに合わせての減額によりまして、合計で6,460万6,000円を減額しております。

22款市債は、各種事業費の計上及び増減に合わせての補正が主なものであり、合計で3,350万円を増額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

22ページをお願いいたします。

2款総務でございますが、1項総務管理費7目企画費でございます。

24ページをお願いいたします。

創業等支援事業補助金8,886万7,000円の減、航路・航空路運賃低減事業負担金4,300万円の減、航路運賃割引事業補助金499万7,000円の減、わがまち元気創出支援事業補助金491万4,000円の減が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

5項統計調査費は、地籍調査測量委託料2,532万9,000円の減でございます。

3款民生費でございますが、1項社会福祉費は、住宅確保給付金136万9,000円の追加、学習支援扶助費100万円の減、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金522万5,000円の追加が主なものでございます。2項児童福祉費は、支援対象児童等見守り強化事業委託料234万円の計上、国県費精算返還金395万1,000円の計上、放課後児童健全育成事業委託料777万5,000円の追加、地域子育て支援拠点事業委託料509万5,000円の追加。

28ページをお願いいたします。

一時預かり事業補助金201万4,000円の追加、施設型給付費814万6,000円の追加、委託費負担金1,770万2,000円の追加が主なものでございます。3項生活保護費は扶助費の内訳の変更でございます。

4款衛生費でございますが、1項保健衛生費は、予防接種事業委託料317万6,000円の追加でございます。2項清掃費は、運転維持管理委託料702万9,000円の減、塵芥収集委託料2,294万6,000円の減が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金2,028万1,000円の計上、農業振興公社補助金732万5,000円の減、鳥獣被害防止施設整備等事業補助金150万円の追加、肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金250万円の追加が主なものでございます。

2項林業費は、森林環境譲与税活用事業補助金1,794万6,000円の追加、森林環境譲与税活用基金積立金4,623万円の減が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。

3項水産業費は、水産加工品等輸送コスト助成事業補助金1,437万円の追加でございます。

7款商工費でございますが、光によるしま魅力アップ事業委託料449万5,000円の減、対馬エンターテインメント活用事業委託料2,002万1,000円の減、維持補修工事などの工事請負費1,160万9,000円の追加、対馬アウトドアパッケージ事業補助金472万3,000円の減でございます。

34ページをお願いいたします。

8款土木費は、2項道路橋りょう費における道路維持費の追加、道路新設改良費及び橋りょう費の事業費の内訳の組替え、3項河川費における河川維持費の追加でございます。

36ページをお願いします。

9款消防費は、消火栓設置工事費の追加でございます。

10款教育費でございますが、1項教育総務費は廃棄物処理委託料326万5,000円の追

加、教職員住宅修繕料の追加が主なものでございます。小学校費は、通信運搬費454万6,000円を追加しております。これは小学生一人につき1台ずつとなるタブレット端末導入のための通信料の増額でございます。

38ページをお願いします。

3項中学校費は、消耗品費1,758万6,000円を追加しております。これは、来年度からの教科書改訂に伴います教員用の教科書及び指導書購入のための増額でございます。5項社会教育費は、「しま」体感交流事業委託料219万円の減、対馬市交流センター管理組合負担金299万3,000円の追加、対馬博物館開館延期に伴う博物館費1,269万8,000円の減が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費1億4,886万6,000円の増額と、4項その他の災害復旧費4,505万1,000円の増額でございます。なお42、43ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 小学校費のタブレット導入に伴う通信費関係について確認、お尋ねをしたいと思います。

小学生にも一人1台をとということで、何回も私も一般質問をさせていただいたり、いろんな機会に訴えてまいりましたが、それが今回、導入されるということで大変歓迎をしたいと思いますし、そこに至るまではいろいろ財政的なこと、予算確保等で教育委員会、それから市長部局のほうでも御尽力いただいたものと思っておりますので、感謝申し上げたいと思います。

これから、通信料がこの方式によるとずっと発生してくるわけですが、このことの確認をさせていただきたいと思います。先般、全員協議会で説明いただきましたけども、それだけではちょっとよく分かりませんでした、正直言って。それで、私は個別に一応、教育長さんにも時間いただいて確認をいただいたところですけども、委員会でも、多分、また詳しい審議があると思いますけども、私が今、把握している中でお尋ねをしたいことは3点ほどあります。

まず、1点目は、いただいている資料では、これからタブレット使用について1年間で1億2,600万円余りの費用を要するというふうに把握しております。その中で、国からの補助等が幾らあるからということでは、今回、小学校に一人1台配布する分についてのみ5年間で4,300万円ほどの国からの補助があるというふうに把握しております。そのことはそのとお

りですね。

それで、これを活用していく上で、年間、今まで導入されていた中学生の分、それから小学校の最大学年数の分と合わせて1億2,000万円余りずつ、支出が必要ということになってきますが、この9月議会までで私がお尋ねしたときには、費用の確保が難しいということだったんですが、今回、5年間の分として4,300万円、国が補助するという事になったその背景といえますかね、その辺りをもう少し説明をしていただければと思います。

それから2点目は、機器導入されて3月で滑り込みですね、国のGIGAスクール構想に合わせて導入していただくようになったんですけども、それを小学生にも一人1台ということは、対馬の小学校の授業形態からすると、とても効果的だと思いますが、中学生は自宅に持ち帰ることを認めているということですが、小学生にも自宅へ持ち帰らせて、家庭学習等で効果的に使うことを考えてあるのかどうか。その場合、家庭でも使うとなると、たしか電波の許容量というのがあるかと思うんです。その辺りは大丈夫なのかどうかということが2点目です。

それから3点目は、NTTの電波を使っでの運用ということを知っていますが、国の方針としては一般の携帯電話等は値下げがされていくということですが、この学校で使うタブレットの電波を使う場合も、今後値下げ等が想定されているのかどうか、それ分かっていれば今の時点のことをお知らせください。

以上、3点です。

○議長（小川 廣康君） 小島徳重議員、マスクは顎につけてください、口に。口にかかっていません。教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 今、小島議員から3点の質問がございました。

まず、1点目の年間の経費1億2,000万円についての件でございますが、この件に関しましては、従前から市長も申し上げておりましたとおり、特別財源はございませんので、今後、一般財源の中から支出していくということになるかと思えます。

ただ、その4,300万円の補助金に関しましては、当初、議会でも説明いたしましたとおり、国のGIGAスクール構想においては、端末の導入経費並びに各学校のインフラ整備ということで、補助金の名目にはございませんでした。そういう中で、文部科学省の上野副大臣がお見えになり、対馬の実情を市長並びに教育長が訴える中で、実情を考えいただき、文科省の中で御尽力いただき、文科省のほうからも理解をいただき、今回、リース契約による機器の5年分になるわけですけども、その分を導入経費として認めますということで、1台当たり4万5,000円、離島加算をつけまして4万5,900円掛ける938台分、4,300万円というふうな金額を補助頂けるということになりました。

それから、2点目の自宅への持ち帰りについてはどうかということでございます。

この件に関しましては、対馬市は平成30年5月に議会の承認もいただきまして、中学生並びに小学校の最大学年の児童数分だけ先行で入れていたわけですが、そのときに議論していただきまして、電波を使うとLTE方式でやるよということを認めていただきましたので、その運用を続けております。したがって、中学生同様、今後も校外学習であるとか、修学旅行時であるとか、学校の中だけではなくて、NTTドコモの電波が飛んでいるところについては、送受信が可能となりますので、小学校で持ち帰りさせる、させないということは学校での決定になるかと思えますけれども、物理的には可能だということになりますので、今後の運用の中で、そこは教育委員会並びに各学校でその使用に当たって検討がなされ、適切な使用がされるものと考えております。

3点目の今後の値下がりということに関してはどうかということでございます。

菅内閣になりまして携帯電話等の値下げ等の努力をということで各事業者に申し入れがなされ、今般、一昨日でしたか、NTTドコモが携帯を安くしますということで、これは一部の料金プランということで聞いております。

今後、この我々各学校に導入しているタブレットの端末5ギガ相当の全体契約で1台当たり5ギガということで、それを全体契約で、その台数分だけ認めていただいておりますので、その分についても、当然、料金プランが適用されておりますので、その料金プランが値下げということになれば、その分だけは値段が下がるものと承知しておりますが、今後の動向等がまだはつきりしませんので、この場で下がるものということとは言えませんが、動向等によっては下がる可能性が出てくると考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 家庭に持ち帰ることを、小学生も運用上考えているというふうに捉えましたので、今までの例からいってもやっぱり電波の許容量というのがあったと思いますので、その辺りは持ち帰りしても大丈夫だと、家庭で学習にも使えるというふうにとめておきます。Wi-Fiを引いてする場合はそちらのほうにも補助があるわけですね。ただ、対馬がやっている方式でいくと、電波料が市に対する補助は今までなかったけども、タブレットを入れることについての、それを電波料に置き換えて補助が出るということで確認をできました。

それで、Wi-Fiを引くことと離島の施設にかかるのは、国のほうは補助は2分の1とか、あるいは離島は3分の2とか出しているわけですから、その辺りも含めてぜひ電波料についても、これから国のほうに要望してもっと安くて電波が使えるようなことを、これは市長もそういうふうな考えを、先般、述べてありますので、今後の取組の中でぜひそれを実現していただきたいなと思っております。

それから1点要望ですけれども、中学校に入れるとき、中学校で行って検証した結果、小学校にも入れるということを今まで答弁してきてありますので、2年間中学校で使われたわけですから、その検証の結果、これをやはり2年間まとめたものを、新年度予算の折には資料として提出いただきたいなど。併せて先生方の使いこなし具合、それから現場の反応というのも、状況を3月議会のときには報告していただけたら、私どももその成果とか今後の予算措置についても、また御意見申し上げる機会はあるかと思っておりますので、ぜひそれを2点お願いをしておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 補正予算（第11号）に関連してですが、さきの9月の定例議会で伊原議員のほうからお話があったおりましたソフト活用のゴースト・オブ・ツシマというゲームなんですけど、これを活用したPRについて、一つ要望をさせていただきたいと思っております。

市長、どうですか。このゴースト・オブ・ツシマ、ゲームされたことはございますか。面白いですよ。もししてないなら、ぜひしていただいて、この面白さを理解していただきたいと思っております。そして、さきのテレビでも日立の「世界ふしぎ発見！」ですか、これでも日本中に、この対馬がPRをされております。

これは、対馬にとってはもう千載一遇のチャンスでございます。しかし、この制作会社がこの日本ではなくて、アメリカなんです。ワシントンにあるそうです。名前はサッカーパンチプロダクションズという会社だそうです。これはソニーの子会社ということですけども、ほぼ独立したような会社のようにお聞きをしております。

これを活用するということになれば、やはり遠いということもございまして、そして、言葉もなかなか伝わらない点もあろうかと思っております。対馬だけで対応も可能かと思うんですけども、物事をする段階においては、切り口がたくさんあったほうがいいわけですから、ぜひこのPRするために専門家も交えたチームを早く予算化をして、そして、この対馬を世界に発信することができるわけですから、早くチームの立ち上げを、お願いをしたいと思っております。要望です。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかに補正予算に関してございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 議案第94号

日程第19. 議案第95号

日程第20. 議案第96号

日程第21. 議案第97号

○議長（小川 廣康君） 日程第18、議案第94号、令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第21、議案第97号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第94号から議案第96号につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第94号、令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正予算の主なものは歳入においては保険給付費の交付金及び前年度繰越金の増額並びに基金繰入金の減額、歳出では、高額療養費の増額が主なものでございます。

補正予算書の3ページを御覧願います。

令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,901万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,598万7,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページから9ページをお願いいたします。

4款県支出金2項1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増加による交付金の追加及び保険者努力支援事業の交付決定による追加でございます。

6款繰入金1項他会計繰入金は、国保資格システムオンライン化に要する経費を一般会計より繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金は、7款繰越金の前年度剰余金を計上いたしたることによる減額でございます。

次に、歳出でございますが、10ページから11ページをお願いいたします。

2款保険給付費2項高額療養費は、対象者増加による増額でございます。

5款保健事業費は、健康管理システム改修委託料を計上いたしました。

続きまして、議案第95号、令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険料納付金追加が主なものでございます。

補正予算書の3ページを御覧願います。

令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めることによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,352万1,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページから9ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は2,734万8,000円を追加いたしております。

3款国庫支出金は後期高齢者医療システム改修に係る高齢者医療制度円滑運營業費補助金を計上しております。

5款繰入金は一般管理事務費を、6款繰越金は前年度剰余金をそれぞれ追加いたしております。

7款諸収入は保険料還付金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、予算書は10ページから11ページをお願いいたします。

1款総務費は後期高齢者医療システム改修委託料を計上いたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料の見込みによる追加でございます。

3款諸支出金は前年度事業費精算による一般会計繰出金125万4,000円を計上しております。

最後に、議案第96号、令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は新型コロナウイルス感染症による減免措置に係る介護保険料の追加及び調整交付金の減額並びに令和元年度分の介護保険事業の精算に係る前年度繰越金の追加が主なものでございます。

補正予算書の3ページを御覧願います。

令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めることによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,954万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,648万7,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページから9ページをお願いいたします。

1款保険料は介護保険料減免申請の見込み減により1億3,074万円を追加し、3款国庫支出金1目調整交付金を1億6,112万円の減額及び介護保険災害等臨時特例補助金を990万円計上いたしております。

3款2項国庫補助金は地域支援事業に係る保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の決定による計上いたしております。

4款支払基金交付金及び5款県支出金は、過年度分の精算交付金を計上いたしております。

次に、10ページから11ページをお願いいたします。

7款繰入金1項他会計繰入金は、低所得者保険料軽減負担繰入金の決定により1,324万2,000円を追加し、2項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金をその分減額いたしております。

8款繰越金は、前年度剰余金を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、予算書は12ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、介護保険システム改修委託料の追加が主なものでございます。

3項介護認定審査会費は、新型コロナウイルス感染症により認定有効期間が延長されたことにより、認定調査件数が減少したため減額をいたしております。

次に、2款保険給付費は14ページから15ページまで合わせて御覧願います。低所得者保険料軽減負担繰入金の追加によります財源内訳の変更をいたしております。

4款基金積立金は、前年度剰余金のうち、今回、補正調整後の残額を積み立てるものでございます。

次に、予算書は16ページから17ページをお願いいたします。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料払戻金の減額及び国費・県費に係る返還金の追加をいたしております。なお、18ページから19ページにかけて、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、議案第94号から議案第96号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第97号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、水道局所管でございますので、

提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は水道事業収益で営業収益の減額と営業外収益の追加、水道事業費用で営業費用と営業外費用の減額が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めることによることを規定し、第2条で対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を次のとおり改めるものでございます。

1款水道事業収益1項営業収益を1,179万7,000円減額、2項営業外収益を408万8,000円追加し、水道事業収益の総額を11億4,259万4,000円とし、1款水道事業費用1項営業費用を19万2,000円減額、2項営業外費用を500万円減額、3項特別損失を300万円減額し、水道事業費用の総額を9億8,728万3,000円とするものでございます。

第3条で、予算第8条中、職員給与費1億6,668万4,000円を1億6,484万4,000円に改めるものでございます。6ページ、7ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので御参照ください。

第4条で、予算第9条第1号中、3,636万4,000円を3,646万9,000円に、第2号中、2,732万1,000円を2,809万円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の補正は、新型コロナウイルス感染症関連により、観光客及び旅行者の減少、自粛により宿泊施設などの観光産業等の水道使用料の減少見込みにより1,200万円減額と、2目その他の営業収益で新築などの水道管引き込み工事、竣工検査料20万3,000円の追加でございます。

2項営業外収益の補正は、2目加入金で新規水道利用加入金81万4,000円の追加、3目雑収益で雷被害等による共済金240万円の追加、4目他会計負担金は高料金対策などの一般会計負担金87万4,000円の追加でございます。

8ページから11ページとなりますが、収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目排水及び給水費の補正は、会計年度任用職員の人件費及び不要となった施設維持費317万5,000円の減額、4目資産減耗費で298万3,000円の追加でございます。

2項営業外費用3目消費税及び3項特別損失1目過年度損益修正損の補正は、不用見込みにより500万円と300万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上で、議案第97号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明

を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、福祉保険部関係議案第94号から議案第96号までの3件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、水道局関係議案第97号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第94号、令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第95号、令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第96号、令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第97号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。再開を1時ちょうどからといたします。暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後0時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第22. 議案第98号

日程第23. 議案第100号

日程第24. 議案第99号

日程第25. 議案第101号

日程第26. 議案第102号

○議長（小川 廣康君） 日程第22、議案第98号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第26、議案第102号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第98号及び議案第100号につきましては、市民生活部所管でございますので、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第98号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の2ページから4ページを御参照願います。

今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分について令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、個人所得課税における給与所得や公的年金の所得金控除の見直しによる基礎控除額の変更に伴い、国民健康保険税においては軽減判定に用いる基礎控除額の変更等につきまして所要の改正を行うものであります。

なお、附則で施行期日を令和3年1月1日といたしております。

続きまして、議案第100号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表の6ページを御参照願います。

今回の改正は、一般廃棄物の処理のため収集運搬に用いるごみ袋につきまして、家庭系ごみの可燃・不燃・有害ごみ袋及び資源ごみ袋は現行の大きが容量40リットル、小が容量25リットルの2区分でございますが、これに、ごみを出す量の少ない世帯のニーズに対応するため、ミニサイズの12リットルを追加し3区分とするものでございます。手数料は可燃・不燃・有害ごみ袋が20円、資源ごみ袋が10円としております。

なお、附則で施行期日を令和3年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが議案第98号及び議案第100号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第99号、対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

新旧対照表は5ページをお願いいたします。

令和2年度税制改正におきまして、市中金利の実勢を踏まえ利子税・還付加算金などの割合の見直しが行われ、対馬市税条例においては、去る3月31日付をもって専決処分により改正を行っており、税条例以外の例規で影響するものとして所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で施行日を令和3年1月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第101号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案書の11ページから13ページをお願いいたします。併せて新旧対照表の7ページから10ページを御参照ください。

今回の主な改正は、厳原港国内ターミナルビルが新たに完成したことに伴うものでございます。改正の内容でございますが、第2条に「厳原港国内ターミナルビル」を追加し、位置を、「対

馬市巖原町東里301番地13」と定めるものです。併せて第11条第3項中「第10条」を「前条」に改め、別表の巖原港ターミナルビル使用料と比田勝港ターミナル使用料については、両港同額であるため、両港を統一した形での「ターミナルビル使用料」と改正するものでございます。

なお、附則として施行日を公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第102号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

新旧対照表11ページから14ページを御参照ください。

今回の改正は、電気自動車等を充電するための急速充電設備に関わる事項について改正しようとするものでございます。

当該設備の設置に関しては、消防法施行令第5条第2項の規定に基づき条例制定の基準となる対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に規定されており、今般、その省令が一部改正されることを受け、本市火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、急速充電設備の需要増加に伴い、普及がさらに加速することが予想されることから、位置、構造及び管理の基準の規制に係る上限を現行の全出力50キロワットから200キロワットまで拡大するとともに、併せて建築物から一定の距離を保つことなど、火災予防上必要な措置を定めるため所要の規定を整備するものでございます。

また、従前から規制の対象とされていた全出力50キロワット以下の急速充電設備についても、火災予防上必要な措置の見直しを行うこととしております。

なお、附則で施行期日につきましては令和3年4月1日からとし、本条例の一部改正の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の本条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、従前の例によることといたしております。

以上、大変簡単ではございますが、議案第102号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから、5件について質疑を行います。

まず、議案第98号及び議案第100号の市民生活部関係条例について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第99号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第101号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第102号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております5件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。ただいま一括議題としております5件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、5件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第98号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号、対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第103号

日程第28. 議案第104号

日程第29. 議案第105号

日程第30. 議案第106号

日程第31. 議案第107号

日程第32. 議案第108号

日程第33. 議案第109号

日程第34. 議案第110号

日程第35. 議案第111号

日程第36. 議案第112号

日程第37. 議案第113号

日程第38. 議案第114号

○議長（小川 廣康君） 日程第27、議案第103号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから日程第38、議案第114号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定

についてまでの12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第103号から議案第112号までの10件について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は19ページからでございます。

これらの議案は、市が所有する公の施設のうち、市内各地区に設置してございます住民集会施設などの指定管理者の指定に関する議案でございます。当該施設の管理運営につきましては、平成28年4月1日から5年間、地元地区あるいは地元漁業協同組合を指定管理者として管理運営いただいておりますが、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

施設の設置目的から対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第4号の規定により、公募によらない候補者として選定し、引き続き、議案各号に示します地元地区などを指定管理者の候補者として指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

選定の理由といたしましては、当該施設は地区や地域住民のコミュニティーや福祉増進などを目的として設置されたものであり、主に地区住民などが利用する地域密着型の施設でございます。

地域の活力を活かした管理を行うことにより、地域住民の生活環境の向上や、施設の設置目的に沿った効率的、効果的な運用が図られることから、非公募により、引き続き選定するものでございます。なお、指定管理期間はいずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

それでは、議案に沿って概略を御説明申し上げます。

議案第103号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、対馬市安神公民館から対馬市糸瀬コミュニティーセンターまでの11施設について、引き続き施設の所在する地区を指定するものでございます。

議案第104号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定については、引き続き青海区を指定するものです。

議案第105号、対馬市生活館の指定管理者の指定については、高浜生活館以外の21施設については、各施設の所在する区を、また高浜生活館につきましては、美津島町高浜漁業協同組合を、引き続き指定するものであります。

議案第106号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、阿連へき地保健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設について、それぞれ施設が所在します区を引き続き指定するものであります。

議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定については、尾崎住民センターから

琴住民センターまでの6施設について、同じく施設が所在する区を引き続き指定いたします。

次に、議案第108号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定については、尾浦老人憩の家から伊奈老人憩の家までの8施設について、施設が所在いたします区を引き続き指定するものでございます。

次に、議案第109号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定については、下原地区活動促進施設から一重地区集会施設までの43施設について、施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

議案第110号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定については、南室地区漁民研修集会施設から芦見研修集会施設までの17施設について、施設が所在する区または施設所在地の漁業協同組合を、引き続き指定するものであります。

次に、議案第111号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定につきましては、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの3施設について、施設が所在いたします漁業協同組合を引き続き指定するものであります。

最後に、議案第112号、対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定については、当施設については大增地区を、引き続き指定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 一括議題となりました議案のうち、議案第113号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定につきましては、教育委員会の所管の議案でございますので、提案理由を説明させていただきます。

議案書51ページをお開きください。

美津島町にある対馬市緒方体育館につきましては、現在の指定期間が令和3年3月31日までとなっております。対馬市公の施設の指定管理手続き等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の指定管理につきましては、公募によらない候補者の選定を行うこととしております。

現在の指定管理者である緒方区の承諾を得ましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものです。

公の施設の名称、対馬市緒方体育館、指定管理者となる団体、対馬市美津島町緒方266番地、緒方区。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第114号について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の53ページを御覧願います。

対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、現在、議案書記載の3施設ともに指定管理者は社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間の5年間で令和3年3月31日をもって満了となることから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

まず、表の上段と下段、豊玉町福祉センターと上対馬町地域福祉センターについて御説明申し上げます。この両施設の候補者の募集につきましては、非公募といたしております。公の施設の指定管理については原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識いたしておりますが、この両センターは本市の地域福祉振興策の拠点施設として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業などを行うことを目的として設けられた施設でございます。

現在、指定管理者の対馬市社会福祉協議会は民生委員、児童委員や老人クラブなどの各種福祉団体と密に連携し、様々な活動を行っているほか、団体組織などの事務局機能を担い、法人の事務所を同施設に設置するなど、施設と一体不可欠な関係にあり、本市と共同し地域福祉の推進役として活動されているところでございます。したがって、対馬市社会福祉協議会が管理運営することで、施設の効率的な運用及び利用者の利便性の向上が図られることから、非公募で更新することといたしました。

ただし、非公募ではありますが、対馬市社会福祉協議会に対し指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画などを審査いたしました。選定に当たりましては、指定管理者選定委員会で選定基準に沿って審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、健全な管理運営が見込まれることから、今後も指定管理者として妥当であるとの決定をいただいたところでございます。

次に、表の中段、上県町地域福祉センター「喜多の苑」につきまして御説明申し上げます。

当センターは、先に御説明申し上げた豊玉並びに上対馬の福祉センターと同様の機能、業務と併せましてデイサービスセンターとしての機能も有しており、現在は上県町の、特に、佐須奈、佐護地区の住民を中心に、そのサービスの提供を行っております。よって、この施設は競争原理に基づき、質の高いサービスの提供を求めるため、規定に基づき公募といたしました。公募の結果、応募者がございませんでしたので、非公募として同様の事業を実施いたしております法人との個別協議を行いました。合意には至りませんでした。

そこで、前2施設と同様にデイサービス事業を除く施設の管理運営について、非公募による協

議の結果、社会福祉協議会から指定管理者指定申請書などの提出をいただきましたので、指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理者として妥当であるとの決定がなされたところでございます。なお、デイサービス事業につきましては、利用者のサービスの低下を招くことのないよう、市の直営事業として委託法人との調整を図っている状況でございます。

以上、指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから12件について質疑を行います。

まず、議案第103号から議案第112号までの総務部関係指定管理10件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第113号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第114号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） お諮りします。ただいま一括議題としております12件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、12件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、12件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第103号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号、対馬市生活館の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について討論はありませんか。

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号、対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。明日は、午前10時から、産業建設常任委員会の付託案件の審査を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時31分散会

令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第7日)

令和2年12月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 会派代表質問

日程第2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会派代表質問

日程第2 市政一般質問

出席議員(16名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
8番 黒田 昭雄君	9番 小田 昭人君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
18番 上野洋次郎君	19番 小川 廣康君

欠席議員(3名)

7番 淵上 清君	10番 山本 輝昭君
17番 作元 義文君	

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長職務代理者	吉野 建實君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。作元義文君、淵上清君、山本輝昭君から欠席の届出がっております。

また、説明員変更の届出があり、本日から会期終了まで、永留和博教育長の代わりに吉野建實教育長職務代理者が出席をいたしております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会派代表質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会派代表質問を行います。

この際、申し上げます。発言時間については、申し合わせにより時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

また、関連質問につきましては、通告者と同会派の議員とし、本質問の内容と関係のあるもので、本質問者の持ち時間内としておりますので、そのように御了承願います。本日の登壇は1会派を予定しております。

それでは、通告により発言を許可いたします。会派つしま、13番、齋藤久光君。

○議員（13番 齋藤 久光君） おはようございます。会派つしま、齋藤久光です。

会派代表質問を通告しておりましたので、質問をさせていただきます。

それでは、対馬の基幹産業の農林水産業についてのSDG s 未来都市計画について、対馬の森林・里山は荒廃の一途をたどっているところでもあります。対馬が自立と循環の宝の島であり続けるために、森林・里山の生態系の回復、整備は急務であると思います。SDG s 未来都市計画における具体的な方策についてお尋ねをするものであります。

森林・里山の生態系の回復、農林業の継続・発展のためには、イノシシ、鹿の駆除をもっと強力に進めるべきではないかということが、会派つしまの同意であります。市長の見解をお尋ねいたしたいと思います。

関連質問については、小島議員が質問をいたします。内容については、海洋生態系の回復について、海ごみ回収・海洋プラスチックごみの再利用以外にどのような具体策があるのか、推進するのかをお尋ねするものであります。

以上、会派つしまの質問といたしますので、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。会派つしま、齋藤議員の質問にお答えいたします。

SDG s 未来都市計画についてでございますけれども、SDG s は、人類が今後もこの地球上で生きていくための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことをうたっております。

本市といたしましても、このゴールに向かっていくために、山積する課題の中から、本市にとってインパクトが大きく優先するものを特定し、対馬市SDG s 未来都市計画として施策を組み立てたものであります。

御質問の、森林・里山の生態系の回復のための具体的な方策についてであります。次の3つの方策を掲げております。

まず、第1点目が、バイオマス熱エネルギー利用の加速化、2点目が、森林整備の推進、3点目が、鹿対策の強化であります。

まず1点目の、バイオマス熱エネルギー利用の加速化につきましては、現在、民間による熱エネルギー会社が設立されておりまして、低質材の利用を促進し、森林の適正な管理や整備、推進につなげるとともに、脱炭素化を進めるものであります。

次に、森林整備の推進につきましては、森林整備によって得られたJ-クレジットを販売することで、循環経済を促します。また、管理されずに放置されたままとなっている民有林の森林整備と木材の活用を推進し、地域経済の活性化と森林生態系の回復につなげるものであります。

鹿対策の強化につきましては、対馬の森林・里山は鹿が増加し、森林内の裸地化で森林伐採後の再造林や萌芽更新の妨げとなっております。その対策として、森林整備事業により防鹿ネットを設置しております。

令和2年度からは、森林環境譲与税を活用して、再造林支援に取り組み、山林の再生を図っているところでございます。また、駆除につきましては、令和元年度の捕獲実績はイノシシが5,367頭、鹿が8,236頭で、ここ二、三年は増加傾向にあります。しかし、捕獲に携わる有害鳥獣捕獲従事者数は193名ですが、その73%が60歳以上の方であり、高齢化が進んでおりますので、新たな捕獲従事者の掘り起こしを行うことが急務であり、今年度は新型コロナウイルス経済対策事業を活用し、新規に捕獲従事者になる方へ受験経費やわな等の経費などを補助する事業を追加し、従事者を倍増する事業を実施しているところでございます。

また、県内の市町では初めての取組として、対馬市有害鳥獣被害対策強化月間を12月1日から令和3年1月31日までの2か月間に設定し、期間中、捕獲した鹿の頭数に応じてくくりわなを支給し、捕獲頭数の拡大に努めております。

健全な森林を管理していくために、鹿の生息密度を適正頭数まで減少させることが必要であり、集中的に捕獲を進めることが肝要であります。

今後も捕獲強化と農地の防護対策の強化を図りつつ、粘り強く取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 13番、齋藤久光君。

○議員（13番 齋藤 久光君） ありがとうございます。今市長のほうからSDGsについて説明を受けましたので、それに従って、私も質問を、再質問をさせていただきたいと思っております。

特に対馬市の山林・里山の現況について話はそれに持っていきたいと思っておりますが、対馬の人口減少、これが一番大きく取り上げられている問題だろうと思っております。昭和35年、人口は6万9,556人おられたわけでございますけど、平成27年になれば3万1,457人、令和

に入っただけ今新聞等に載っているのが2万9,547人という、大変残念ではありますが、この対馬市の人口はここまで落ち込んでくれば、いろいろな産業も衰えていくと思います。

特にこれだけ減っていったのは、特に一次産業、農業、林業、水産業に携わっている家庭の減少が主でないかと思っております。特に対馬が変わったのは、磯焼けの影響、40年間で対馬の特産のヒジキ、ワカメ、海産物等が98%消失をいたしております。海の中を眺めているとほとんど真っ白、あれだけカジメ、そのワカメ、ヒジキがあったのが全く1本も見られない状況になっているのは現状かと思っております。

それでは、対馬の山林、里山について、上空から見た対馬の山林は緑に覆われて美しい島です。島外から来られたお客様が対馬の景観だけは関心をされて、素晴らしい、美しい島だと、喜んで来ていただいておりますが、しかし、山林の中に一步踏み込めば、数十年前までは青々と茂っておりました草花が全く全然と言っていいだけ、なくなっております。地肌が丸見えの現況でございます。

奥山から里山まで、近年、林業公社造林地を45年生かな、40年生から50年生の間伐事業が今、我々地区の中で行われておりますが、地上から2メートルから3メートルの材木は製品にはならないそうです。ほとんどチップ材に回されておられるそうでございます。これは何かと云えば、鹿がつくった、鹿の角で傷ついた材料がその3メートルぐらいまでの間の一番大事な、大切な、材積の中で、金にならない。鹿の被害です。これは、我々地区においては、相当の損害でございました。

全島を見回しても、山に入っただけ見てきましたけれども、奥山から里山まで森林の中は全く昔と変わってしまいました。激減をいたしておりますのが現状であります。

特にシイタケ産業の島でありましたシイタケ原木の伐採跡地、原木を伐採したら次の年から萌芽していくわけでございますが、その萌芽した木の芽を鹿が完全に食べてしまい、1年、2年、3年もすればもうその株は死んでしまいます。本当にこの鹿被害によりシイタケ農家は絶滅の山を見て本当にやる気をなくしていただいておりますよ。シイタケ栽培農家の打撃は相当なものであるというのが現状であります。

対馬のシイタケ栽培については、対馬の基幹産業として昭和の時代には、最高のときは5万トンを目指すだけの産業でございましたけれども、現在では農と水と林、農林水産業の人口減少、それが大きいんじゃないかなと。対馬の基幹産業の衰退は鹿の被害による甚大な大きな問題と思っております。

さらに、対馬の希少動物でありますツシマヤマネコ、そして今一番に対馬のミツバチ、そして対馬の高麗キジ、これが近年になって急に減少の一途をたどっているわけでございます。特に高麗キジなんか数十年前までは毎朝、私を起こしてくれるぐらいに鳴いてくれていたものが、ここ

10数年全く聞こえなくなりました。そして、見ることもできなくなりました。

それも影響は鹿の山林食害、これによって激減をしまっている、この対策を今後どのようにしていけばいいのか、これをひとつ市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今、対馬の中は磯焼けの進行が進むと、進んでいると、これも一つの原因としては鹿が森林の下層植物を食べてしまうことによる被害の拡大ではないかというようなことであろうかというふうに思います。

そういう中で、この鹿対策はどのようにやっていくんだというような御質問でございましたけれども、冒頭、御説明を申し上げましたように、鹿の被害については、我々行政としても非常に重く受けとめているところでございまして、ましてこの今鹿の捕獲対策に一生懸命取り組んでいただいております対馬の猟友会の皆様の高齢化も進んできているというような中で、今後、この捕獲者を増やしていくことが一番重要ではないかというようなことから、捕獲従事者となる試験を受けられる方への受験経費の補助、そしてまた、新たに捕獲者と、捕獲従事者となられる方へのわなの講習やら、そのわなを補助するというようなことを、まず取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして、その中でも、この対馬市の有害鳥獣被害対策強化月間として、この12月1日から1月31日まで2か月間、これは対馬市が初めての取組ではないかというふうに思っておりますけれども、この中でも強化をしながら鹿の捕獲頭数に応じてくりわなを支給してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そのほかに、まだまだ猟友会と力を合わせた共猟とか、共同狩猟、こういったところも今後も一生懸命にやっていきたいと、思いを持っているところでございますので、今後とも御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 13番、齋藤久光君。

○議員（13番 齋藤 久光君） 今、市長からお聞きしましたけれど、鹿対策については、いろいろと今後の事業についてお聞きしましたので、私も一人の猟師として、今、有害対策の一員でもございますので、今年おかげで受験者もわな猟を約60名、そして銃のほうは十五、六名の受験をされましたので、今、先ほど市長から190何名が今の会員ということでございますので、約250名ぐらいの、恐らく試験もまだ終わってしまっておりませんが、なるんじゃないかなと、大変期待もしているところでございます。

どうしてもこの鹿対策だけはしっかりと頑張っていかなければできない、今対馬で一番大きな事業ではないかなと。それで、何とか抑えきればというように、いろいろな農林水産の後押しになろうかなと、本当にシイタケ栽培があれだけ2,000人を超す農家がいたのがもう本当に少

ない数戸になりましたので、大変残念に思っておりますが、この鹿対策を何とかしない限りは、非常に復活が難しいんじゃないかなということをお願いしまして、次の小島議員にバトンを移したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 会派つしま、5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 会派つしまの小島徳重でございます。関連質問をさせていただきます。

今、会派代表は、対馬市の森、里の荒廃の現状とその打開策についてお尋ねしましたが、私は、森、里とつながっている海の生態系の回復についてお尋ねします。

対馬市SDGs未来都市計画の海洋生態系の回復については、海ごみ回収、海洋プラスチックごみの再利用の項目は、目標・方策が確立し、事業実績も評価できるというふうに思っております。

特に、先般、ポリタンクからポリ袋を再生するという事業が伊藤忠商事において可能になったというふうに報道も受けておりますし、そういう実績を評価したいと思っております。

しかし、他の項目については、まだ現状分析、あるいは明確な方針等が見えてこない面があると思います。それで、私は今、齋藤議員が触れたように、特に海洋生態系の中でも磯焼け、藻場の回復に焦点を絞って、それに関連することをお尋ねをしたいと思っております。

海あつての対馬、対馬の持続可能な発展は海の幸をいかに取り込むかにかかっていると思えます。水産業の活性化のためには、海洋生態系の回復は不可欠です。市長の海洋生態系の回復、水産業の活性化への熱い思いを聞かせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小島議員の質問にお答えいたします。

対馬市における海洋生態系の動向につきましては、四方が海に囲まれているということから、近年、各地先の海岸で日本や近隣諸国で発生したごみが大量に漂着しており、生態系を含む海岸環境の悪化、また美しい浜辺の喪失、海水浄化機能の低下とこれらの複合的な要因により水産業への影響が危惧されているというようなことは、私も同様に考えているところでございます。

このような状況を受けて、海岸漂着物処理推進法の施行、長崎県による長崎県地域計画の策定を踏まえて、本市におきましても、対馬市海岸漂着物対策推進行動計画として海岸漂着物対策に関わる現状と課題を整理し、それらに対する具体的対策を示すことで、海岸漂着物対策の推進に努めているところでございます。

対馬市の主要産業であります水産業においても、気候変動による海水温の上昇や漂流ごみ、特に海中にとどまるプラスチック系ごみによる漁業への影響も懸念されておまして、食の安心、安全に関わる重要な問題と考えております。

その中で、水産業における海洋性体系の回復対策につきましては、従来から行っております藻場回復に向けての食害対策、海藻の種苗投入等の実施及び研究機関による海象条件の変動調査研究、今後の対策方針の検討を継続して実施しております。

これに加えて、今後は山、里、海における総合的な海洋生態系への影響を分析しながら対策を講じる必要があろうかと考えております。

鹿、イノシシの被害による森林・里山地域の環境悪化に伴いまして、海域への土砂、倒木の流出、土壌の保水力が低下し、海水汚濁、土砂の堆積等が海洋環境悪化の一因となっていると考えられることから、漁業関係者の皆様もこの問題に関心を持たれているところであります。

このため、早期対策の一環として、漁協より要望がっております、水産多面的機能発揮対策事業の中で、藻場に流入する河川水の正常な水質、水量を確保することによりまして、藻場の環境を保全するため、関連する河川流域において植林を行うための予算として国、県へ要求をしております。

昨年度、一部漁業集落におきまして、小規模ではありますがけれども、令和3年度以降、継続して一体的な取組につながるよう、必要性を整理しながら予算の確保に向けて取り組んでまいるということを考えております。

また、海水温の上昇等に伴い変化する水域環境に適応した取組については、海水の浄化、鉄分の供給、栄養塩の湧昇機能等を付加した増殖礁の導入や藻類における在来種の維持・回復を図りつつ、南方系種の導入検討につきましても、研究機関、漁協等と連携をとりながら、有効性を検証していくこととしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 御答弁ありがとうございました。今、出てきた中でもいろんな取組があるわけですが、ぜひそれを、今までの例が、例えば、磯焼け対策、藻場の回復についても、調査、計画はよくされているんですけど、具体化というのが今まで弱かったと思うんです。それで、ぜひ今挙げられた項目、実行に移すということをぜひやっていただきたい。

例えば、一つ例を挙げますと、食害魚を例にしましても、今実証でいかに集めてできたものを今度はいかに商品として消費するかという場面での実証実験をやっていますよね。だけど、もう実証は、1年やれば次から実際にもう実証を取り除いて、具体的な政策として、もっと予算をつけて進めていただきたいというのを感じています。それは一例です。

それで、具体的な提言を今日したいと思います、会派代表の質問ですから。

まず、海ごみの件は、対馬市、今、未来都市計画でも具体的な方策がはっきりしているなどい

うことが分かったし、国の補助を受ける事業が進んでいますが、その中で、対馬市がごみの墓場、ごみの寄り集まり所になっているという現実から、これを内外に、島の中でも島民にも自覚し、それから国内にも国外にも発信するために海ごみゼロの宣言をする気はないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今後の海ごみゼロの宣言ということでございますけれども、海ごみの減少、そしてまたその対策については、これまでも長く取り組んできたところでもあります。そういう中で、今回、特にこのSDGsの取組の中でも、海洋漂着ごみ、またプラスチックごみ等に焦点を当てて取り組んでいくという計画にしているところでございます。

この海ごみゼロの宣言ということにつきましては、これは、前を向く、本当にいいことだというふうに私自身も思いますので、本当にこれは前向きに、そしてまた県や国ともいろいろと協議を重ねながら、実行に移していきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、市長のほうから心強い答弁がございましたので、ぜひこれは、この未来都市に指定されたのを機会に進めていただきたいなと思います。そうすることによって、やはり、対馬に漂着する海ごみが1年間に2万袋も寄せると、その中にはプラスチック系列が半分近くを占めるという現実がある中で、ぜひこれは情報発信として対馬から進めてもらいたいなということに思います。

隣の壱岐市がこれを宣言をしていますよね。そして、全国、やはりこの環境問題に熱心に取り組んでいる都市、あるいは県はゼロ宣言、いろんな名称はありますが、それが進められていますので、ぜひ近いうちに、鉄は熱いうちに打てではないですけど、未来都市に指定されたのを機会に進めていただきたいということを重ねて要望をしておきます。

それから、もう一点提言をしたいと思うんですが、気候非常事態宣言ですね、これをここ数年の対馬の状態を見ますと、森も海も大雨、集中豪雨、あるいは台風による被害で、すごい被害を受けるわけですが、このことについても宣言をされる気はないかどうか。これは、先般国会でも11月の20日に衆議院、参議院とも決議がなされましたですね。そして、自治体でも数多くの自治体が、今気候非常事態宣言を行っていますので、そのことについてもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 気候非常事態宣言につきましては、私も壱岐の市長といろいろと話をする中で、壱岐は既にもう宣言をしております。そういう中で、どうかという話もいろいろ受けているんですけど、ただ私たちも今、SDGs未来都市の選定を受けたばかりでありまして、それ

にまた、この気候非常事態宣言をどのように結びつけていくかということ併せながら、これは検討をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今ここにパネルを出したんですね。市長のところからちょっと見にくいとは思いますが、これ新聞記事の11月4日付で、環境危機時計というのがあって、これは資料としてタブレットにもあると思いますが、これを見ますと、これは対馬だけじゃない、世界中の地球の気候が大変な時期に差し迫っているということで、1992年には7時49分の時計の針が2019年には9時46分を指しています。ということは、対馬も1か月、2か月の間に50年に1度の洪水、集中豪雨が2回もやってくる、ここ5年間でも風水害による被害というのは目立ってきています。

それに対する、やはり市民の、いわゆる日ごろからの備えとか、あるいは行政として気候の異常に対してどう取り組むかということについては、やはり宣言を出すべきだというふうに思いますけども、改めて市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変ありがたいことだというふうに思っておりますけども、先ほども答弁いたしましたとおり、このSDGsのこの中でいろいろと今後研究、そして我々の中でもどういうふうにして持っていくか、揉ませていただきたい、ここですぐ、はいじゃあやりますということよりも、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 市長、今研究と言われたんですけど、このいわゆる未来都市計画の20ページには気候非常事態宣言を検討するっていうか、出すべきだというふうな文言で記載がありますが、御存じですか。そして、宣言を出した後、宣言を出すだけではなくて、気候変動適用計画策定の実行というのも目標に上がっています。ぜひ、今市長が言われたように検討された上で、取組をお願いをしたいと思えます。

それから、もう一点、磯焼けのことに特化して確認をしたいんですが、平成28年の5月20日に国境離島新法に対する対馬市の提案施策の中で、磯焼け対策に対して、34番目の項目で、国立研究機関の設置及び大規模藻場の造成を国に要望するという項目がございましたけど、このことについての取り扱いはどうなっておりますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては、私も以前この議会の中でも答弁させていただきましたけども、水産庁のほうの関係者にこのようなことで今、対馬の現状を申し述べて、ぜひ国としての研究機関をつくっていただきたいということをお願いをしておりましたけど、ちょっ

と正直なところ、まだ先に余り進んでおりません。

しかしながら、先々週でありましたか、国の政策本部、俗に海本部と言われておりますけれども、その今政策官をされております東大の教授と長崎大学の副学長がお見えになられたときに、ぜひ対馬市としてはそういった研究所を、ぜひ今廃校になった学校がいっぱいありますので、ここを活用していただくように、何とか力を貸してくださいということをお願いをしたところでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、市長から答弁がありましたけれども、国の研究機関、あるいは国の機関だけに限らず、いわゆる大学や様々な研究機関等は専門家がおられると思います。ぜひそういうものの力を借りて、島のやっぱり海の生態系の回復に努めていただきたいと思います。

やはり、これはこの組合長さん方の、組合長会からの要望で上がった事項ですよ。やはり、この前、あるシンポジウムでそのことを主張してあります組合長さんがいらっしゃいましたよ。つい1か月ほど前に。だから、ぜひ進めていただきたいと思いますということを要望して終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、会派つしまの会派代表質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩といたします。再開を11時5分からといたします。

午前10時46分休憩

午前11時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第2. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第2、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許可いたします。2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。

初めに、国内の政令指定都市を中心に、新型コロナ感染再拡大によって、人と人との接点が少なくなり、非接触型の社会になりつつあります。

企業や事業所によっては、テレワークやオンライン会議、さらに教育現場ではオンライン授業、また医療分野では、感染拡大防止の一時的な緩和措置として、オンライン診療などが進められています。

本市議会においても、インターネットの通信速度が遅いことから、情報通信環境の高度化のため

めの環境整備について質問が行われ、一定の通信速度改善に向けた環境整備が行われていますが、インターネット環境を活用したオンラインによる事業展開やコロナ禍回避のため、本市への移住・定住を求める声もあり、現在の情報通信環境では、満足できるものではなくなっていくと考えられます。

また、本市の基幹病院であります対馬病院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのオンラインによる資格確認が厚生労働省の認可を受け、令和3年3月より開始に向けて準備が進められていると聞いております。

さらに、国の進めるGIGAスクール構想により、本市においても教師を含めて、小学生1人1台のタブレット端末が導入される予定となっています。国内の情報通信環境に目を移しますと、第5世代移動体通信システムとして5Gによるサービスが開始されるなど、情報通信環境を取り巻く状況は多様化、高速化の時代と変化しています。

このことから、情報通信環境は、対馬市民にとって極めて重要な役割を果たすものであり、島内の通信環境のさらなる強化に向けて御対応くださるよう、よろしく願いをいたします。

さて、本日は、次の内容について質問に入ります。

1点目は、コロナ禍及び災害等における財政支出について、2点目は、災害避難所の現状と問題点について、3点目は、海岸漂着廃棄物処理の効率化に向けての3点、7項目について質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症における一般財源からの支出内訳としまして、新型コロナウイルス感染対策費として、財政調整基金の取崩しがあつたと思いますが、その支出額についてお示してください。

また、財政調整基金と併せて、一般財源から充当額と、国費として、地方創生臨時交付金と併せて、新型コロナウイルス感染症対策費として、直近の総支出額の内訳についてお尋ねをいたします。

中項目の2でございますが、災害時における事業展開と支出の実態としまして、本年9月上旬に発生いたしました大型台風第9号、第10号は記憶に新しく、本市に甚大な被害がありました。

台風や地震等の災害は起こり得るという観点から、市民生活が平時になるまで被害処理事業費と災害査定までどのくらいの日数を要するのかお尋ねします。

次に、平成30年度が、合併算定がえの最終年度に当たるとともに、普通交付税の減額措置など、厳しい財政状況と思いますが、本年9月上旬に発生した2つの大型台風被害における事業展開での支出額についてお尋ねをいたします。

2点目でございますが、災害避難所の現状と問題点についての中項目の災害における市内52か所の避難所の運用方針についての質問です。

本年9月上旬発生した大型台風では、気象庁の避難勧告によって一次避難所に多くの市民が避難されました。このことによって、一部の避難所では総定数を超過したため、一次避難所から二次

避難所への誘導に問題点や課題等があったことをお聞きしています。

従来、対策本部と避難所担当職員との横断的に円滑な情報提供を進めることが望ましいと考えられます。指定された避難所で受け入れ総定数を超過した場合の問題点や課題等が如実にあらわれた実情の対策は既に講じられているとは思いますが、問題解決のためには、市内52か所の避難地域に精通した地元消防団と担当職員と一体となった対応についてのお考えをお尋ねをいたします。

また、避難所へは、乳児や妊婦、さらに高齢者、またバリアフリー化が必要な身障者の方々が利用されますので、日常生活同様、安心安全な室内空間が求められます。

市内各所に定められた避難所でのストレスのない避難生活を過ごすための工夫はどのように想定されているのでしょうか、御見解についてお尋ねをいたします。

3点目でございます。海岸漂着物の効率化に向けて、本市の海岸線に漂着する廃棄物搬出処理作業道の整備促進について、最後の質問でございます。

本市に漂着する廃棄物類は、プラスチック、木材、発泡スチロール、瓶・缶類、ロープ、地域によっては大型家電などがあり、これらの漂着物は、種類ごとに大型フレコンバックに分別処理し、所定の保管場所に搬出しています。

海岸漂着物は、それぞれの漁協管理区域において、漂着、回収、分別、搬出、作業が定期的に繰り返され、地域によっては作業場に徒歩で往来し、さらに分別後のフレコンバックは船舶での回収作業が行われているのが現状でございます。

これらの回収作業が行われている磯場は、海藻類は魚介類などの海産物の宝庫であった時代には、作業道整備に対し、組合員や地域の方々から難色を示されたため、断念せざるを得ない実情もありました。

しかし、近年の磯場は、藻植物による食害や海岸漂着物による環境汚染などにより、自然繁殖していた海藻類の収穫は皆無に等しく、海岸漂着物の回収作業のため、磯場に足を運ぶのみの地域も見受けられます。海岸に漂着する廃棄物処理作業は永遠に続くと考えられますので、磯場へ徒歩での漁協組合員等の負担軽減と効率化のため、車両にて搬出処理ができるよう、作業道の新設についてお考えをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 伊原議員の御質問にお答えいたします。御質問の内容が多岐にわたっておりますので、若干割愛をさせていただくところにつきましては、御了解をお願いいたします。

まず、本市における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費についてでございますけれども、庁舎等の公共施設の感染予防対策品等の購入費に約1億4,000万円、それから農林水産

業者の事業継続支援等に約3億2,000万円、それから観光及び商工業者の経営支援等に約3億8,000万円、離島航路及び航空路及び乗合バス運行維持支援等に約7,000万円、国の施策により実施した特別定額給付金の給付対象者とならない誕生日が令和2年4月28日から令和3年4月1日までの新生児に対する1人10万円の給付金に約1,700万円、その他の事業に約8,300万円など、新型コロナウイルス感染症対策事業費として総額で約10億円の支出を見込んでおります。

この事業費には、特別定額給付金事業や子育て世帯臨時特別給付金事業など、国の施策による全国一律の事業分は含めておりません。そして、この10億円の事業費の財源につきましては、現在、示されております、上限額が約8億4,300万円の地方創生臨時交付金とそれ以外の補助制度によります国、県の補助金、約7,500万円、一般財源約8,200万円を見込んでおります。

次に、財政調整基金の取り崩しについてでございますが、新型コロナウイルス関係経費を含む一般会計全ての支出に対して、一般財源が不足する部分を財政調整基金の取り崩し等により補うこととなります。

例年、財政調整基金の取り崩しは年度末に行っておりますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る一般財源、約8,200万円につきましては、全て財政調整基金の取り崩しにより賄うこととなる見込みでございます。

次に、災害等における事業展開と支出の実態についてでございますけれども、近年の地球環境の変化による異常な気象が増え、災害が多発しており、今年度は7月の梅雨前線豪雨や台風第9号、第10号の襲来により、多くの施設が被災しております。

まず、農林水産部所管では、計148件で約5億1,100万円計上しております。次に、建設部並びに北部建設事務所が所管しております補助対象の公共土木施設災害復旧事業では、計10件で1億7,000万円を計上しております。このほか単独災害としまして、158件で約9,600万円を計上しております。また、教育委員会が所管しております文部科学省の公立学校施設災害復旧費国庫負担事業につきましては、予算額で約2億200万円を計上しております。単独事業としましては、教育委員会の単独事業でございますけれども、32の施設で約2,400万円を計上しております。

次に、補助災害の要件を満たす施設の災害復旧事業の展開でございますけれども、農林道、漁港施設関係についての被災から災害査定までのスケジュールは約4か月程度を要しております。災害査定終了後、実施に向けた手続き、並びに工事の起工を経て入札、契約となり、災害査定から契約に至るまでにおおむね2か月程度を要するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業でございますけれども、こちらは基本的に被災後60日以内に査定

を実施することとなっており、昨年度は災害が多発したというようなことで最長で90日程度の査定の例もございました。査定後の流れにつきましては、通常はおおむね農林水産部と同様に2か月程度を要します。

このように、災害が発生し、国への被災報告から災害査定を経て工事契約に至るまでには、その年の災害発生状況や規模など、様々な要因により一概には言えませんが、おおむね6か月程度を要しており、その後の工事完了までは事業規模により相応の工期が必要となってまいります。

次に、災害復旧に係る自主財源の支出についてでございますけれども、先ほど申しあげました事業費のほかに、福祉施設、CATV施設、市営住宅、集会施設、庁舎等で127件、約4億8,000万円、総額で約15億1,000万円を災害復旧費として予算計上しております。また、その財源は、国県支出金、約5億8,000万円、市債6億6,000万円、一般財源約2億7,000万円となっております。

次に、避難所の現状と問題点についてでございますけれども、避難所の開設につきましては、本市では警戒レベル3以上に該当する避難情報を発令した場合や台風の接近が予想される際に、通常、市内9か所の地区公民館等を避難所とし、開設しております。今年の台風第10号時は、通常市が開設する9か所の避難所のほか、学校等11か所を追加して開設いたしました。

また、地区などで自主的に開設いただいた避難所が32か所あり、合わせて52か所の避難所に777世帯、1,500名の方が避難されました。

次に、担当者と地元消防団と一体になった対応が考えられないかという御質問でございますが、消防団は各警報に応じて地区を巡回し、避難が遅れている方がいないか、声かけをしたりけがをされた方や要救助者の救助活動等のため、詰所に待機いただいております。また、市と消防団とは情報共有をはじめとした連携を密にし、災害時の対応に当たっております。

次に、避難所生活の工夫についてでございますけれども、通常、市が開設する避難所は、公共施設を一時的に使用しておりますので、長時間滞在することに大半の方はストレスを感じていらっしゃるものと思います。このため、本年度、新型コロナウイルス感染症予防対策のため拡大した避難所用に、扇風機やストーブなどの室内換気や温度調節用の機材と床に寝る場合の保温のためアルミマットのほか、高齢者等も多数避難されることから、パーティション付の段ボールベッドも280セットを追加して購入する予定でございます。

今回の避難所の運営体制に係る検証のため、台風第10号に係る避難所運営に従事した職員の出席を求め、9月16日に庁内防災担当者会議を開催しました。会議では、各担当から対応状況や問題点、避難所における備品確保及び改善点等の報告と意見交換を行い、今後の避難所運営について情報を共有したところでございます。

これを基に、9月18日の部長会議で職員に対し災害時初動マニュアルの徹底等を指示してお

ります。また、浮き彫りとなった課題等を踏まえた避難所運営マニュアルを令和3年2月の完成をめどに作成し、各職員には研修会等により周知徹底し、市民の皆様が安心して避難できる場所の提供を図ります。

次に、大項目3点目の海岸漂着廃棄物処理搬出作動道の整備促進についてでございますけれども、本市においては、漂着ごみの回収事業を平成13年度より開始し、近年では事業費約3億円を費やし、漂着ごみの回収から処分までを行っております。

その中で、本事業の主となる回収事業については、陸地からでは山が険しく、海岸線は絶壁が多く、侵入が困難な地形となっており、このような現状から多くは船舶による海岸への行き来で回収するしかなく、海に精通しておられる漁協の皆様にも本業務を委託し、年間約8,000立米の漂着ごみを回収していただいております。

議員が申されますように、海岸線に道路があれば、作業員の安全性、作業効率も向上することと思いますが、道路整備に当たりますと、海岸線が岩場が多く潮の満ち引きによる施工性や、台風による損壊防止等を考慮いたしますと、多額な経費となることが想定され、また現在の補助要件では回収用の作業道整備は補助対象外となり、市の財政に大きな負担となっております。

現在の事業費は年間約3億円で、その内訳は国費が9割で残りが市の自主財源となっております。国へは毎年補助率10割への復活と予算の増額要望を行っておりますが、現状は大変厳しく、現予算内で賄うしかなく、漂着ごみの新たなリサイクルを推進し、処分費用の削減を図り、回収費用を捻出するよう取り組んでいるところでございます。

この現状を鑑みますと、海岸線への作業道整備は大変効率的にはなろうかとは思いますが、現時点では大変厳しいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） 多岐にわたる質問、お答えありがとうございました。

まずは1点目でございますけれども、新型コロナ感染対策費として財政調整基金取り崩し、それから対策直近の総支出額等のお尋ねをいたしました。この件に関しては、当然、必要な経費と思つた中で、要は優先順位がございますですね。様々な災害もそうでしょうけれども、突発的な状況もございます。

それで、私は懸念しているのは、このコロナ禍によって感染対策支出増によって市民に直結する予算が減額されるのではないかというような懸念がございましたので、あえて質問させていただきました。

ある程度、国費で賄われているということでございますけれども、国も潤沢な予算ではないというふうに考えております。現年度はいいとしても新年度です、問題は、税収が随分落ち込む

じゃなかろうかと、それに伴って国からの予算配分も交付税措置も少し減額措置がされるんじゃないかと、これはもう一番心配されるところです。これで、あとはもう剰余金で、市のそれぞれの剰余金で賄ってくださいというようなことがあるんじゃないかというふうに考えておりますので、通常、健全な財政運営を引き続きお願いしたいということで、1点目については終わります。

それから、災害、被害処理事業費と災害査定までの日数ということで、これもやっぱり市民の方は車が通れない、例えば、国道辺りはもう即対応していただきますですね、県道とか、交通量の多い道路の災害は。ただ、なかなか林道とか非常に時間がかかる、その辺りまで国の査定、当然単独予算では厳しゅうございますので、国からの補助事業対象ということで時間がかかることは重々承知しております。このことも、国のほうもあらゆる自治体からその災害等の予算措置が来ると思いますので、この辺りも少し時間を、十分な時間を分からんでもないんですけども、市民生活に支障がないように早急な取組ということで、担当課も査定をされる職員さんも少ないと聞いておりますので、今後もいろんな、台風もそうでしょう、大雨もそうでしょう、いろんな災害がまた訪れるということは想定されますので、それに伴って即対応できるような体制づくり、これは新年度の状況になろうかと思っておりますので、その辺りは少し配分を多めにさせていただければ、スムーズに、円滑な状況で進められるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。1点目は終わります、これで。

それから、2点目でございますけども、避難所、最大52か所ということで、段階に応じて9か所、それから11か所、それから32か所ということですね。例えば、体育館等の避難辺り、がらみの中で、空間の中で非常に寒々しいような状況下で、いろんな段ボールベッド辺りの計画もあるということで、この件は当然災害が終えた後のいろんな協議は私も承知しております。それで十分な状況とは言えませんが、例えば、厳原地区でありますと、交流センター辺りは非常に素晴らしい設備が整って、そこがもういっぱいになれば、当然また体育館等に移動、避難誘導がされると思います。

職員さんは、いろんな状況は研修辺りでされていると思いますけれども、先ほど、私どもがあえて言ったのは、消防団員の方は地域に精通をしてありますので、職員さん1人でストレスを与えるのもどうかと思って、あえてここは質問をいたしました。

消防団員の方もこの間の台風みたいな状況では市内の詰所の時間が非常に長いと思います。これは当然自分の身の危険もございますので、その辺りを、だから避難所の中で、避難所とその近くで一緒に待機されるようなことも考えられるんじゃないかと。もし何かがあったときは、即対応できるんじゃないですか。そういったことを踏まえて、今回提案させていただきました。

消防団の方も避難誘導についてはベテランもいらっしゃいますし、訓練を受けた方もいらっしゃ

やると思いますので、この辺りを少し調査、検証されて、今一度、今度のマニュアル策定に反映できるような対策もどうかと思っておりますので、ないことを願っていますが、今の状況ではいろんなことが想定されますので、できましたら、そのような消防団の方々と一緒になった避難をしていただければなと思っております。2点目を終わります。

3点目は、少し資料をつくっておりますので、この資料作成に当たりまして御協力いただきました担当部局の方々に対して御礼申し上げます。ありがとうございました。

このグラフは、令和元年度の本市の海岸漂着物の現況でございます。東西の海岸線に沿って赤いラインが漂着ごみを表しています。距離に換算しますと33.7キロメートル、33.7キロメートルで本市の海岸線の総延長は911キロでございますので、年間約3.3%の海岸線にごみが漂着したことになります。

左の島内の数値でございますけれども、同じく令和元年度の漂着物の回収量を示しております。漂着物の内容でございますけれども、上から、発泡スチロール32.3%、プラスチック類21.7%、漁網、ロープ類11.7%、天然木、木材類30.9%、ガラス、缶類の不燃物等1.3%、その他、保冷库などの粗大ごみ2.1%で、年間約7,900立米、約930トンが本市の海岸線に毎年漂着していることになります。

参考までに、これらの年間の処理事業費でございますけれども、先ほど、市長さんからもございましたが、2億6,000万円以上で9割は国からの交付金で賄われております。

次は、市内12漁協組合のうち、阿須湾漁協と高浜漁協を除く10漁協の漁協管理区域別の漂着物の回収量を示したグラフです。左から、巖原、美津島、西海、豊玉、峰東部、上対馬、上対馬南、佐須奈、伊奈、上県で、下の数値はそれぞれの漁協組合員の方によって左上に添付のフレコンバックで回収した漂着物の個数を表しております。回収されたフレコンバック合計で年間7,790個となっております。

なお、右から3番目の佐須奈漁協の回収は912という高い数値になっておりますが、他の漁協では年1回の回収作業でございますけれども、西津屋地区は春と秋の年2回の回収作業が行われていますので、その差で多くなっております。

最後のグラフでございます。年間約7,790個のフレコンバックをどのようにして陸上の集積場に搬出しているのかを表しています。

いただきました資料によりますと、市内の漁協管理区域の漂着海岸での作業が行われているのが、総計146か所でございます。上から、車両と船舶による搬出が6か所、車両での搬出は19か所、船舶のみでの搬出は121か所で最も多く、漂着ごみ回収作業まで海岸線を徒歩で向かい、さらに船舶への積み込み作業が行われていますが、年1回から2回の回収から分別、搬出までの作業は重労働であると推測されます。

海岸漂着ごみ処理に対しては、作業従事者の負担軽減に向けて作業道の新設の質問をいたしました。早急段階で通告書を提出していただきましたので、そのグラフを改めて確認しますと、莫大な予算が必要だと思っております。

過去には一部の洋上で漂流ごみ回収をする装置の整備計画がありましたが、回収装置の使用により生態系に悪影響を及ぼすことから中止された経緯がございます。

また、海岸漂着ごみ改修事業でございますけれども、地域グリーンニューディール事業、日韓市民によるビーチクリーンアップ事業が挙げられます。対馬市海岸漂着物対策推進行動計画が平成27年に策定されております。海岸漂着物対策推進行動計画では、ごみは対馬市の海岸に繰り返し漂着するごみの回収処理の継続によって、海岸環境保全に努め、将来世代に豊かな海を引き継がなければならないと示されております。

このような中で市長さんのほうから回答を得ましたが、平成13年度より回収作業が行われているということでございます。陸地からの侵入困難箇所等々がやはり多くありますので、できる場所とできないところがあると思うんですね。一度、アンケート、漁協もそうでしょうけど、少しアンケート調査をされて作業道の必要性は当然あると思っておりますけれども、予算の兼ね合いもございまして、漁協の方々に今10の漁協がご回答いただきましたので、この10の漁協に対してその作業道の状況を少し調査をお願いしたいと思います。そのことについて少しお答えを聞きたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、要はこの現在、行くことが困難な磯場につきましては、大変山が切り立って、そして断崖絶壁になっているということで、まず職員のほうに、概算メーター事業費はいくらになるかというようなことでちょっと調べさせましたところ、約、そういったところ、大方が公有水面埋立になろうかと思っております。

塩水が来るところは公有水面ですから、そこを埋め立てて道をつくるということになりますと、大体メーター辺り19万から20万程度になります。そしてまた、民地の場合、その急峻な山を切り開いてするときは、約26万ぐらい、メーターで。それからしますと、私今ちょっと計算をしてみたんですけども、メーター当たり20万円として、先ほど議員が示していただいた33.7キロメートル、これをぶっかけますと、それだけでも概算67億円ぐらいの予算が必要だということになろうかと思っております。まして、私一番心配しているのが、この公有水面埋立というのがなかなか簡単には埋立はさせてくれないというところもありますし、まして台風や大じけのときの波によって、そのような海岸道路はしょっちゅう被災を受けてというようなことで管理がちょっと大じけになったら護岸が決壊したり、いろんな面が、路面が洗掘されたりということに厳しいんじゃないかなというように、私自身思っております。

それとまた、あと1点が、今度そこに道路ができて、簡単に行くようになったときが今現在は漁協等を通じて、漁業者の皆さんに回収等を協力していただいておりますけども、これが一般市民も行くようになれば、ボランティア等をお願いをしていくような方向性になるのではないかなということで、今現在、漁業者の皆様が協力をしていただいているところについて、理解をしていただけるかなという危惧もしているところでございます。

そのアンケートにつきましては、また追って担当課のほうと協議をさせていただきながら、どのような形でできるかを模索してみたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） どうもありがとうございます。

実は、今年に入って、ボランティアの方々の作業に私もお手伝いにまいりました。去年からちょっとお手伝いをさせていただきました。その漂着物は砂場で軽トラックで4WDでないと、なかなか砂場ですから、それで集積置き場まで往來をしたんですけど、そこはある程度、足場もまあまあいいし、それから車で半周ということでございましたので、その後、1週間か2週間後だったと思います。漁業組合の方々が磯場に徒歩で行かれてそこで回収作業、そこも私も見に、確認をしてまいりました。

確かにおっしゃるように、非常に波打ち際で磯場も歩きにくいような状況でございます。その中で、やっぱり徒歩で、それから回収は船舶だと思いますけれども、その磯場の作業道と言えども、山から下りたところも実はあったんですね、道が。そういった箇所もございますので、先ほどのアンケートじゃないんですけど、同時に地域の状況を確認をしていただければなど。

先ほど、鹿、イノシシの被害状況のお話ございましたけれども、ものすごいですよ、本当に。もう私たちのこどものときに磯場でサザエやアワビをとった、泳いで、遊びながらそのサザエ、アワビを、潤沢な状況でございましたけれども、今はそういったことはまずあり得ませんですね。海岸漂着物、これ都会であれば海から島の、島めぐりじゃないでしょうけど、そういった活動もございますけれども、もう目に余るといえるか、非常に海岸線がそういった遊覧するような状況ではございません。当然御承知だと思いますけれども、悲しいかな、これ日本の防波堤に対馬がなるとるんじゃないかというような気がいたしております。国のほうも、9割方は今、約3億円弱ですね、の9割はいただいておりますけれども、環境省辺りは実態は当然把握されているとは思いますが、その支出負担は、財務省辺りがその辺りの状況を本当に把握されているのかと、写真付で協力を推し進めていただきたいというのが本音でございます。漁協の組合の方々も、それも地域によっては当然高齢化も進んでおりますので、この作業の継続にはやっぱり厳しい労働環境と言わざるを得ないと思います。

少しでも緩やかに、それから安心、安全な搬出作業ができるように、少し山道からもそうです、

山からも下りられるところもありましようと思えますけれども、その辺りを少し調査をしてくれませんか。本当大変です。たかが年1回かも分かりませんが、量がものすごいんですね。本当にもうすごい量です。それから、やっぱり危険物というか、鋭利なものも当然中にはありますので、1番は、やっぱりチップですね、発泡スチロールのチップは、これはまたいろいろ実験があると聞いておりますけれども、まだ実験段階ですから、これが魚の体内に蓄積したりいろいろ可能性もありますので、この辺りも十分考慮されながら、何とか、減らすということはちょっと厳しいと思えますけれども、この搬出まで含めた回収、搬出まで含めた道路環境が少しでも緩和できるような措置をお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、伊原徹君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開を1時ちょうどからといたします。

午前11時50分休憩

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。会派つしまの小島徳重でございます。通告に従い、3項目4点、お尋ねいたします。

1項目め、企業版ふるさと納税の立ち上げについてお尋ねします。

対馬市では、これまで企業版ふるさと納税には取り組んでいませんが、SDGs未来都市に選定されたこの機会に、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税制度を活用、企業の社会貢献活動の協力を得て、地方創生事業を推進すべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

2項目め、学校におけるESD、持続可能な発展、成長のための教育についてお尋ねします。

対馬市SDGs未来都市計画では、持続可能な地域の担い手づくりが最重要であるとうたわれています。持続可能な発展、成長のための教育を対馬市の学校教育にどのように位置づけ、具現化していくのかお尋ねいたします。

3項目め、対馬市奨学資金基金条例の改正についてお尋ねいたします。

その1点目として、奨学生の対象者の拡大についてお尋ねします。

対馬市奨学資金基金条例第5条2項のアで奨学生の資格を対馬市内の高等学校に通学する者と定めていますが、対馬市内の3高校に設置されていない学科、例えば、工業系の学科、農業系の学科、水産系の学科、看護系の学科等で学ぶため島外の高校に進学する生徒にも奨学金を貸与し、

できるだけ多くの生徒に勉学の恩恵を広げるべきではないでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせください。

2点目として、第11条の奨学金の返還猶予及び第12条の返還免除についてお尋ねします。

11条、12条とも官公署への就業者を除く、つまり公務員関係は除くと規定されていますが、就業先に関わらず対馬で就業した人には猶予・免除を認め、もっとUターン者の増加を図るべきではないでしょうか。

以上、3項目4点、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の企業版ふるさと納税の取組についてでございますが、SDGs未来都市については、自立と循環の宝の島～サーキュラーエコノミーアイランド対馬～と題した対馬市SDGs未来都市計画が認定され、選定を受けたものであり、今後は2030年の持続可能な島の実現を戦略的に進めるため、具体的な行動計画を盛り込んだアクションプランを策定し、年次的に取組を進めていこうと考えています。

対馬市SDGs未来都市計画においては、対馬市の目指すビジョン、取組に向けた自立的好循環の仕組み、及び資金調達のメカニズムとして対馬市の取組等に賛同する企業からの資金提供に向けた企業版ふるさと納税制度の活用、検討を明記しております。

既に数社がリサイクル商品等の売上げの一部を対馬市の環境保全活動に還元したい意向を示していることや、毎年寄附していただいている企業もあることから、その受皿として企業版ふるさと納税制度の構築を急ぐ必要があると考えております。

また、企業版ふるさと納税制度を導入することにより、企業にとっては9割の税制控除が適用され、社会的貢献などにも寄与することから、企業のイメージアップを含め、寄附額の増加を期待できるものと思っております。

以上のことから、対馬市として企業版ふるさと納税制度を構築するに当たり、その根幹である対馬市地域再生計画を策定、認定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

この企業版ふるさと納税制度の導入については、賛同する企業にとっても対馬市にとってもウインウインの関係を構築でき、SDGs推進における自律的な財源として活用できると考えておりますので、早急に制度構築に向けて取組を進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長職務代理者、吉野建實君。

○教育長職務代理者（吉野 建實君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、ESDについての学校での位置づけと具体化についてですが、教育委員会では対馬市教

育努力目標に掲げる、郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実の実現に向け、地域を支える人材の育成を目指し、ふるさと学習の充実に取り組んでおります。

ふるさと学習については、全ての小・中学校において、全体計画が作成され、地域の人材や資源を生かした特色ある教育活動が展開されています。また、現在、小・中学校の9年間を見据えた学習計画についても作成を進めているところです。

E S Dは、人々や環境との関係性の中で生きていることを認識し、関りやつながりを尊重できる個人の育成を目指しています。本市のふるさと学習も地域の人々や環境を題材とした学習を通して、将来を生きていく軸を育て、ふるさと対馬のよりよい未来を創造することができる資質や能力を育成することを目指しており、目的とするところに大きな違いはないと捉えております。

E S Dの具現化についてのお尋ねですが、E S Dはふるさと学習の中で一つの方法、視点であると捉えています。E S Dの学習や活動で取り上げられるテーマ、内容は新しいものではなく、既に各学校で多く取り組まれています。

E S Dのみに焦点を当てて教育活動を展開するのではなく、E S Dで示される持続可能な社会の担い手づくりという視点で捉え直すことにより、具体的な活動の展開に明確な位置づけをし、SDG sの推進基盤としてのふるさと学習の充実を図っています。

次に、対馬市奨学金の貸与の対象を市外の高校に進学する生徒にも奨学金を貸与し、多くの生徒に恩恵の機会を与えるべきではないかとの御質問についてでございますが、酒井豊育英資金から対馬市奨学資金への制度へ移行する際に、高等学校への貸し付けも新規に対象としました。対馬市内の3高校に限定した背景には、中学校卒業生の市外への高校進学が3割を超えている現状があり、対馬市内の高校への進学率を少しでも増やしたいという観点から、限定をしたものであります。

高等学校を対象とした奨学金は、長崎県育英会をはじめひとり親家庭には長崎県の母子父子寡婦福祉資金貸付金等、有利な制度もあります。確かに対馬市の高等学校には設置されていない学科もあり、やむを得ず市外の高等学校へ進学する生徒がいらっしゃることは承知していますが、他の奨学金を利用することも可能な状況でありますので、今のところ、全ての高等学校を対象とすることは考えておりません。

次に、奨学金の返還猶予、免除について就業先に関わらず猶予、免除を認め、Uターン者の増加を図るべきではないかとの御質問についてでございますが、議員御指摘のとおり、奨学金の返還猶予、減免については、官公署に就職した方は対象外としております。このことにつきましては、条例をつくる段階で市長部局とも協議を行い、官公署に勤務する者は税金による労働の対価を得ているということで、市民目線からすると違和感を持たれる可能性もあるということで、対馬市移住定住支援補助金の奨学金返還支援補助金についても同じように対象外としていることか

馬市ももっと早く取り組んでいただければよかったなと思うんですよ。私が拾った数字でいきますと、今全国で取り組んでいる自治体が都道府県は全部、東京都をのけたら46府県全部ですね、道府県全部です。自治体を899も取り入れていますので、それで市町村の割合でいけば53%が既に取り入れているということで、対馬市もやっと今度、市長の今の答弁で仲間入りをするということですから、ぜひ早急に制度を整えていただけて動かしていただきたいなと思います。

そうなると、大体どれぐらいの期間、準備があればこれが動き出すのかということで、市長、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 企業版ふるさと納税制度を受けるためには、地域再生計画の申請が必要であるということは御承知のことだというふうに思います。この地域再生計画の申請につきましては、毎年度5月、それから9月及び1月ということで、年に3回程度ということになっております。

そういうことから、まだ1月までの準備はなかなか難しいということで、令和3年度の、来年度の5月には遅くとも申請をするということで、今担当課のほうと打ち合わせをしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ですから、もう準備が多分されていて、できる限り、早く立ち上げになるかと思えます。

それで、全国の動向もそうですし、県内の市町村でも6市2町が動かしているというふうに私は把握しておりますが、どういうふうな企業に呼びかけるかということで、市長、先ほどの答弁があったように、対馬市で事業を営んである、今出た例の、いわゆる海洋プラスチックごみを再利用するとか、そういう事業がやっている会社とか、あるいはいろんな対馬市にゆかりのある企業がたくさんあるかと思えます。というところに働きかけをぜひしていただいて、これ単数じゃなくて複数、いろんな企業から寄附を受けている自治体がございますので、そして、全国的な流れは億単位の支援を受けているという自治体がたくさんありますよね。そういうことで、ぜひこれを活性化、取り入れて動かしていただきたいと。

そして、海のごみの問題にしても、それが海ごみの回収とか再利用のまた予算として使えるとか、それから、よくいろんなことを私たち求めたら、財政のほうから、財政的にめどが立たないという話はよく聞きますね。ICTのタブレットのときでもそうでしたけれども、電波量の確保がなかなか難しい、大変だということを聞きましたけれども、こういうことについても、そういう機器を入れている会社とか、そういうところは全国に広げようとしているわけですからね、そ

ういうところとかいろいろあると思います。

それから、対馬市出身の経営者、こういう方々が経営してある企業ですね。そういうところにも、個人としては分かっているけれども、企業として、企業版のふるさと納税はお願いできると思うんです。その辺りについての市長、お考えはいかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 対馬出身の大企業の方も私が知る限り、数社ございます。そういう中で、できればそういう会社等を訪問もしてみたいというふうに思っておりますけども、ただ今このコロナウイルス等が、やはり少し収束しないとそういった動きがまずできないというようなことで、コロナウイルス等が収束後はそういった動きを今後していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ぜひそういう対馬に関連する企業、そういうところと併せて、言うように対馬市出身の方がオーナーとかあるいは経営の中核で関わってある企業にもぜひお願いをされたらどうかと思います。

そして、そのためにはやっぱり福岡対馬会をはじめ東京やそれから大阪の対馬人会もあります。そういうところでも大いに対馬が企業版ふるさと納税制度を動かしますよということをPRしていただきたいなと思っています。

そして、やっぱり事業の内容としても、対馬の魅力を発信するためにも、こういう事業をやっていますよということでは、最近、対州馬に対する関心もすごく高まっていますので、対州馬を、いわゆる観光に活用するためにその飼育の費用だとか、あるいは対馬の観光客が本土から、島外からおいでになって、観光案内板が不十分だという声はよく聞きますよね。この前はゴースト・オブ・ツシマを見てきた若い方が対馬を1週間ほど回られた中で、指摘されたのが、観光案内板、道路を含めた案内板の不備を指摘をしてありましたよ。

そういうことにも、島においていただくために、島の案内を充実しますよとか、いろんな使い道が想定されると思います。その辺りは、またいわゆる役所の中の優秀なスタッフの方がたくさんおられますから、案を練っていただけるものと思っております。

それで、私もこの質問をするに当たっていろいろ調べてみたら、これ内閣府が出しているこういう事例集ありますよね。これは全国のいわゆる自治体の中で企業版ふるさと納税を早くからやっているところの事例が、北から南まで一覧になって、いろんな事例が載っていますから、ぜひまたその辺りもよく調べていただいて、対馬では何が可能かということ熟慮していただいて、PRしていただきたいなと思います。

そのあたり含めて、最後にこの件についてのまとめ、市長何かありましたらお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この企業版ふるさと納税につきましては、もうこれは数年前からの検討はずっとしていたわけではございますけれども、なかなかこの地域再生計画等に取りかかることも難しい状況ではあったというようなことで、今度SDGsの未来都市計画のほうに認定がされたということで、ますます企業版ふるさと納税制度の指定について、しやすくなったという面で行っていききたいと。

また、そしてこの中でもいろいろと改善がされておまして、企業のほうも優遇策が拡大もされたということと、近ごろ、人材派遣もこのふるさと納税制度の中で可能になったというようなことで、今後早急に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） そういう市長の最後のまとめをしていただきましたので、よりよい制度が動くように期待をして、このことについては置きたいと思えます。

それから、教育委員会関係ですけども、今、御答弁いただいた中の3番目のほうから先に進めたいと思えます。それで、一応奨学金の高校生の対応を島外の学科にやむなく進学していることもたちにも広げたらどうですかということについては、これを制定したときのいきさつから、対馬高校への進学を高めるために島外へは設定しなかったというのが主な理由のように聞いたんですけどね。現実、しかし、どうしても先ほど申し上げたような実業関係の学科に行く場合は対馬では学べないわけですから、その数が、どれぐらいの数が出ているかということは、部長把握してあると思えますが、近年の数、どれぐらい、どの細かい科ごとには必要ないですが、島外の中で普通科以外に出ている、普通科、商業科以外に出ている数の把握はどうですか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 議員の高校の島外への進学についてですが、県内は言うに及ばず九州内等を中心に約3割、30%を前後して推移しておりますので、具体的な数字については手持ちにしておりませんので分かりませんが、看護科であるとか議員御指摘の実業系の工業高校であるとか高専とか農業高校というような形で出ておられますが、その多くは普通科がやはり一番多いという現状でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 総枠ではここ5年間はほとんど3割を超えて島外に出ているわけですが、それは普通科を含めてですから、それ以外の科についてちょっと私が拾った数を申し上げますよ。

まず看護系の学科に5年間で53名、工業関係、いわゆる情報関係も含めて52名、農業や環

境関係の学科に7名、水産に3名、美術やデザイン関係に4名、調理関係に8名、福祉保健家政科関係に7名、いわゆる船乗りになるための海技学校、商船高等学校が3名、そのほかが2名ですが、合計139名出てありますよね。139名は島外に出た数430人のうち5年間で430人出ているんですよ。今言った実業系の学科に139名出ているんですよ。だから、やっぱりこの人たちは、高校で学んで、技術系とのことを見に着けたり資格関係のことを身につけて、島に帰る人たちは多いんですよ。そうすると、先ほど言った島内の学校で進学率を上げたいというのは分かるんですけど、この人たちにも目を向けるべきではないかなというふうで、再度検討いただけないか、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 先ほど、吉野職務代理者のほうからも答弁いたしましたとおり、島内の進学を誘導したいということもありますし、先ほどもふれましたけれども、長崎県育英会という高校生を対象にした奨学金もございます。

対馬市奨学金と同額の2万3,000円の奨学金制度となっておりますので、そちらの制度等も特に問題なく活用が可能ですので、島外の学校に行かれるということであれば、そういう長崎県育英会の奨学金等を利用して行かれるということも排除はしておりませんので、その辺りは利用可能かというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 部長が答弁された趣旨は私も分からないではありません。ただ、いわゆる返還猶予や免除の件と併せて、この方々が将来対馬に帰って島のために役立とうと考えたとき、11条と12条をセットにして、そして返還免除も公務員を併せて免除することによって、Uターン者というのは私は増えるんじゃないかなと考えているんです。

その辺りで、先ほど吉野代理者のほうからあったように、まだ考える余地もあるんじゃないかというふうな御答弁ですので、ぜひそのような検討をしていただきたいなど、制定された当時のいきさつは分かりますよ。しかし、こういう現実で5年間で139名も出ているわけです。特に対馬に必要な人材、これは看護師の方をはじめ工業技術関係ですね、この方々を公的な仕事を含めて、民間の建設土木関係でも技術者がいないという現実がありますよね。そういうことも併せて考えていただけたらと思うんですよ。

部長、答弁、委員会のお考えをお聞きしましたので、もう一回持ち帰ってお考えをいただく機会をつくっていただけたらと思います。

市長、市長よろしいですか。市長、今のやり取り、教育委員会、これいろんな市長部局とも相談をされたということですが、市長今のことについてのお考えは何かありますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど職務代理者のほうからも答弁されましたように、私自身、まず対馬のこの3高校、特に上対馬、豊玉、こちらのほうが生徒数も少なくなっておりますので、この存続がまず第一という大きな考えがございます。その上で、今の実情、3割以上が対馬外の高校のほうに進学をしているというようなことで、ぜひともこの対馬島内の3高校のほうに許されるならば少しでも進学をされることを望むということを願っているところでございます。

今、それとまた話を聞きましたら、5年間で島外の高校に139名、大きな人数になっているなどということも思っておりますけれども、特にこの中の看護学科、そして工学系が多いようでございますけれども、確かに議員おっしゃられるように、その必要性は私自身も理解はできますけれども、まずはこの対馬島内の3高校への進学を促したいという思いで、今現在、このような制度を構築しているということを御理解いただきたいと思えます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） せっかく市長御答弁いただいたんですけど、私聞いているのは、その実業系の学科に島外にやむなく出ている、いわゆる子供たちへの扱いを聞いているんです。普通科、商業科関係は島内にとどまっていたとよく分かります。それはもう何回も前提として踏まえた上でお尋ねをしているわけで、実業系の学校、これやむなく出るわけですからね。そのことの比率がこれだけ、430名島外に出たうち実業系が139名、つまり33%おるということをしっかり踏まえていただきたいということを再度申し上げておきたいと思えます。

そして、いわゆる返還免除の件ですけど、いわゆる公務員関係の中には消防署も含まれているんですね。消防署、病院企業団含まれていますよね。そうしますと、そういう人たちも含めた免除というのは、公務員だから公的な税金をここで給料としてもらっているからというお答えがありましたけれども、それも一つの論理かもしれませんが、いわゆる職業選択の自由ですね。憲法の22条の理念からいったら、どの仕事を選択しても同じように免除とかの恩恵は受けておかしくないんじゃないかと私は考えます。

その辺りも詰めて、再度教育委員会、あるいは市長部局でも御検討いただきたいと思えますが、このことは一応、教育長も不在ですから、一応要望として申し上げておきたいと思えます。よろしいですか。部長のほう、合点をされましたので、そういうことでお考えをまたいつかお聞かせしていただく機会があるかと思えます。

消防長も隣におられますけどね、消防署員になるためにも救急救命士の専門学校に行ったりされている方もおられますよね。そして、帰ってこない人の割合が多いですよ、対馬に。だから、そういうことを含めて、ぜひ公務員も除外という論法は再考していただきたいというふうに思えます。

残りの時間はE S D関係のことなんですけども、このことには教育長が今日不在でございませ

て、学校教育の企画運営に関わることで、細かいやり取りは避けたいとは思っておりますが、ただ、今答弁があった中で、E S Dというのは持続可能な教育、持続発展が可能な教育というふうに捉えているんですが、SDG sの中でも、いわゆるE S Dはその基盤をなす大事な分野だと言われてますね。

E S Dについての認識が教育委員会ふるさと学習の一つの視点として捉えるという答弁が今ございましたよね。このことについては、少し教育委員会、考え方を改めていただかなければいけないんじゃないかなと思います。逆だと思います。いわゆるE S Dが大きな枠の中にあってふるさと学習はE S Dの教育の中の一つの枠だと思います。捉え方がさかさまになっていないかなというふうに思います。そのことについても、ここで議論をしてもいけないと思いますので、そのことをまず申し上げたいと思います。

そして、E S Dについては、対馬市は平成28年の教育要覧では、このことを教育委員会の方針として打ち出していたんですよ。もう5年前ですよ。これは、教育要覧の2ページを後で見てください。教育委員会各課の事業概要として、総務課と学校教育課の大きな、一番大きな目標の中にこう書いてあります。E S D教育推進による学校の魅力化と郷土愛の育成、信頼される学校という一番大きな目標のところにこれが上がっているんです。これSDG sのこの選定される前から教育委員会にこのことを打ち出した関係者の方は先見の明というか、すごく高い視点でものを見てあったんです。それがいつの間にか段々後退して、今年の教育要覧ではE S Dという言葉は一言も出ていません。去年の要覧にも一つも出ていません。28年から大きな目標として出たのが、29年、30年と目標の位が、位置が下がってきて、中目標から小目標に下がって、そして去年ごととして消えてしまったんです。これとても残念なことなんですけど、しかし、SDG sの選定を受けて、またE S Dを復活させるということですからね。ぜひそのことをしっかり教育委員会の中で検討していただく。そして、これは教育委員会だけでなく市長部局の未来都市計画の中でもそのことがふれてあります。何ページにどうふれてあるかは、よく見ていただいたら分かりますが、そのような再検討が必要だと思いますが、部長、今、答弁できることがあったら答弁をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 先ほどの答弁でも吉野職務代理者のほうから申しましたが、言われるように、E S Dとふるさと学習どう捉えるかという部分の考え方の部分だと思います。その部分については、私の分限ではお答えを控えたいと思いますが、ただ今考えているのは、E S Dのみに焦点を当てるのではなく、人材教育ということの中で、こどもの力をつけることを第一に考え、なおかつ極論すれば対馬の跡取りをつくるための、育むための教育だというふうにも極論できるかと思いますが、そのような明日の担い手、明日の対馬の将来のこどもたちを育ててい

くということであるなら、その方向性は大差はないものと考えますので、そういう形の中で、今教育委員会としては動いておりますということで、これで答弁を終わります。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 部長も教育委員会にずっとおられたわけじゃないですからね、28年当時にはおってなかったわけですから、その流れは詳細に把握はしていませんけどね、もう一度、その項目の立て方とか見直しをしていただきたいと、これは職務代理者がおられますので、委員会、教育委員の中でもまた御検討をいただくということをお願いをしておきたいと思います。

それで、このE S D教育を未来都市に選定されたんですから、これを教育分野、大きく打ち出すべきだから、打ち出すことははっきりしたんですが、そのことを打ち出す中で、組織づくりとして、学校を全てコミュニティースクールにするという文科省の指導があります。そのことについては教育委員会では検討されたことがございますか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 現在、コミュニティースクールについては長崎県のほうも推進しております、現時点では佐須奈の小中学校がコミュニティースクールという形になっております。

今後、議員御指摘のように、全島の小中学校においてコミュニティースクール化を目指したいということでは考えております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） これは、目指したいという言葉がちょっと曖昧なんですけど、平成30年の6月15日の閣議決定を見ていただけたらと思います。次の第3期教育振興基本計画の中で、2022年度までに全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入、この学校運営協議会制度というのは、すなわちコミュニティースクールですね。これを全部の学校に導入しなさいと、こういう文科省の指導なんですよ。このことについても教育委員会で多分話題になっていると思うんですが、記憶ございますか。教育委員会の委員会の中にもあっているはずですよ。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 学校運営協議会を設置してコミュニティースクールという流れになっておりますので、そのことに関しましては、先ほどの申し上げましたように、佐須奈の小中学校が既に選定されております。

議員御指摘のように、全国の学校でということですが、対馬市においては、今佐須奈が先駆けておりますが、短兵急に全学校全部というわけにはまいりませんので、その学校運営協議会の設置状況を見ながら、今後順次整備を進めたいというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ここにありますけど、学校としてはコミュニティースクール、それをいわゆる連携、協働するために地区の学校協働活動というのがあって、ここに地区の組織をつくらなければいけないようになっています。これは22年度までに終えなさいということです。全国の公立学校ですよ。それで、これでこちらの分野は生涯教育のほうですよ、こちらは、生涯教育のほうで、地域づくりは、

今までは地域が支援するという言葉だったんですが、今度は連携、協働になっています。だから、このことについても、未来都市計画の中にもふれてありますけど、未来都市計画の中では22年度までに6校を指定するという数値が、目標数値が挙げられています。しかし、これは、国は、あるいは県もですね、全て22年度までに終えなさいと言っているわけですから、そのことも持ち帰っていただいて検討をいただきたいなと思います。

それからもう一点、コミュニティースクールを動かすときに、一番有効な手段と言われているのがユネスコスクールですね。これを制度にしたら動きやすいというのが、これは文科省の指導です。

ここに挙げていることが、ユネスコスクールで目指すSDGsと、持続可能な開発のため、この開発という言葉は、訳が発展とか成長とかという言葉のほうが教育にはふさわしいと僕は思っていますけども、とにかく持続可能な開発のための教育はユネスコスクールが一番有効ですよと。

対馬市は対馬高校がこれに選定されています。これ提言ですけども、対馬市のコミュニティースクールをつくる、設定するときに、ユネスコスクールに島の小中学校も全部申請したらどうかと思っています。これは、今即答できないと思いますので、持ち帰っていただいて結構です。

このことについては、市長にもお尋ねをしたいと思うんです。市長、ユネスコスクールを島の学校全部に申請してユネスコスクールにしたらどうかという提言をしているんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今現在、対馬高校が既にユネスコスクールに指定されているかというふうに、私自身は思っておりますけども、これを全島に広げてはどうかということですが、今からSDGs未来都市宣言をしている中で、これは確かどこかに、目標にしていたんじゃないかなというふうに私思いますけども、ちょっと今そこを探しよったとですけど。すみません。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 市長おっしゃったように、市長このことには、平成30年の11月の教育総合会議のときに発言をしていらっしゃいます。全部の学校をユネスコスクールに指定している都市がありますよということで、そういう例がありますよということで、総合会議で発言をしてありまして、これは市長しか知らないというか、全国的な会議というか、立教大学

の会議に出られた後の報告の中でそう言ってあります。

だから、市長のほうからも教育委員会と十分連携を取っていただいて、対馬の高校2校も含めて、対馬市の小中学校、とにかくユネスコスクールに指定をして、そしてコミュニティースクールとして動かすということを教育委員会と市長部局でよく連携をしていただけたらということを要望して、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を2時5分からといたします。

午後1時50分休憩

午後2時04分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めの生ごみ資源再利用システム実証実験事業について。

今、世界的に環境破壊問題について、真剣に取り組むことが種々検討されています。人類が生活の中で出すごみを焼却することにより、大量の排気ガスが排出され、地球の温暖化につながり、環境は異常な状況になっていることは皆さんも御承知のことと思います。

全てごみを焼却するのではなく、再利用できるものは資源として活用する観点に立ち、対馬市でも分別収集が実施されています。焼却コストを低くし、排気ガスを減らし、生ごみは堆肥化することを目的としてこの事業はスタートしたことと思います。

さて、このことを踏まえて、生ごみ資源再利用実証実験について具体的にお伺いいたします。

1点目は、この実証実験については、当初計画を立てて、それに基づいて事業に取り組まれたことと思います。その当初計画についてお尋ねします。まず、生ごみの回収量、回収申込世帯数、完成の期限をお伺いいたします。

2点目は、実証実験開始日の平成24年8月から約7年半経過していますが、現状はどのようなになっているかお伺いいたします。

2項目めは、対馬市庁舎、また観光地の除草及び整備についてお尋ねします。

各庁舎の玄関、また観光地は対馬市の顔となり常に整備されてお客様をお迎えすべきだと思いますが、現状はどのように整備されていますか。対馬市の庁舎は、大きく分けて厳原、豊玉、上

対馬、美津島、峰、上島の6庁舎があります。この6庁舎の除草、整備はどのようにされているのか、具体的にお伺いいたします。

また、観光地の整備についてですが、11月21日土曜日、夜9時から全国に放映されました「世界ふしぎ発見！不思議は対馬にありました」は、多くの国民の皆様が見られたことと思います。この放映の内容は、対馬市の観光地をほとんど網羅した映像に加えて、ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」を重ねての迫力ある画像にテレビの前にくぎづけになりました。

また、12月10日、夕方6時10分からのNHK放送のイブニング長崎でも、「元寇ブーム・対馬リポート」と題して、対馬のことが放映されていました。説明されている方は、ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」を制作されたアメリカの人のようでした。説明によりますと、このゲームは今世界中で大ヒットしている、コロナ終息後には対馬に大勢の観光客が来られることであろうと結んでありました。

放映が終わり、ふと現実に戻ったとき、観光地の整備はどうだろうか、また、おもてなしは大丈夫だろうか、今度は心配に変わりました。千載一遇のチャンスの到来です。市は、このチャンスをどのように捉え、またどのように対処していこうとされているのか、以上、2項目についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 吉見議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の生ごみ資源再利用システム実証実験事業についてでございます。

私たち人類は、この美しい地球から様々な自然の恩恵を受け、今日の営みが成り立っております。しかし、経済が発展し、便利で豊かな暮らしになるにつれ、それと相反し、この地球環境は少しずつ壊され、温室効果ガスによる地球温暖化の問題が発生したところでございます。このことに対処するため、1992年に国連において気候変動枠組条約が採択され、世界各国で環境悪化の抑制防止に取り組んでいくことが合意されました。

我が国におきましても、環境に関する法が整備され、ごみの発生抑制、資源化の推進など循環型社会の実現に向けて様々な取り組みがなされてきております。本市においてもごみの資源化及び減量化を図るため、ごみを12品目に分別し、市民皆様の御理解と御協力により、資源化の推進と焼却施設の経費削減、並びに二酸化炭素の排出の低減に努めることができ、温室効果ガスの発生抑制に大きく寄与いただいているところでございます。

この生ごみ事業についても、さらなるごみの資源化と削減を図るため、平成24年度より実証実験的に開始をしております。当初計画では、モデル的に協力世帯を募り、分別収集を行ってそれを堆肥として利活用することにより、市全体に環境の保全及び意識の向上へとつなげることを

目的としており、生ごみの回収量、回収世帯数、期限といった数値的な目標の設定はいたしておりません。

事業開始後、市民皆様の御理解と御協力によりまして、生ごみ回収世帯も少しずつ増え、分別の可能性を見出すことができましたので、平成26年度に生ごみ堆肥化施設を建設し、翌27年度から本格的な堆肥化に向けて稼働し、回収世帯数3,000世帯を目標に取り組みを進めてきているところでございます。

平成26年度末の回収世帯1,078世帯、回収量が159トン、堆肥量はわずか2トンでございましたが、令和元年度末では回収世帯2,010世帯、回収量358トン、堆肥量37トンと、27年度から昨年度までの5か年で932世帯、回収量で199トン、堆肥量で35トンの増加となっております。

これらの結果により、焼却施設の経費削減と二酸化炭素の排出抑制が図られており、これも市民皆様の御理解と御協力の賜物と感謝申し上げる次第であります。

堆肥化施設で製造されました堆肥は、生ごみの回収量が増加したことにより肥料としての成分が安定し、現在、畑の肥料として有効に使っていただけるように、長崎県立諫早農業高等学校に御協力を仰ぎ、土壌に混ぜ込む量や時期など栽培に適した使用方法を明確にするため、試験栽培を行っていただいております。

その成果がまとまりましたら、特殊肥料として来年度中に長崎県へ登録申請を行うように進めているところでございます。登録が完了しましたら、市民皆様に御活用いただきたいと考えております。

また、本事業につきましては、昨年実施させていただきましたアンケート調査において、生ごみの分別とその堆肥への利活用に対しまして多くの方々から御賛同をいただき、この地球環境保全の大切さの御意見を頂戴いたしました。

このような中、本市では、本年7月にSDGs未来都市の選定を受け、8月に策定しました対馬市SDGs未来都市計画において、2030年のあるべき姿を掲げ、17の目標のゴールを目指して取り組みを始めているところであります。その一つであるごみ問題は環境に直結し、目指すべきゴールの重要項目として考えております。

また、本年度は一般廃棄物基本計画の策定年度であり、ごみやし尿をはじめ生活環境に関する事項について、今後進むべき市の在り方などを策定委員会において検討を行っていただいているところでございます。

これら計画、目標の一つの取り組みとなる生ごみ事業につきましては、現在抱えている検討事項を一つずつ精査し、効率的な回収方法等を確立させ、生ごみの完全分別に向けて取り組んでまいりたいと考えております。国においても、内閣総理大臣が2050年までに温室効果をゼロに

し、脱炭素社会に向けて推進していくと名言され、今まさに全国民が一丸となって環境保全に努めていかなければなりません。

私たち一人一人が自分にできる小さなことから一つ一つ実行に移していく、その勇気がこの美しい地球を、そして対馬を次世代のこどもたちへ継承するための大事な一歩になるものと思っております。御理解、御協力をお願いいたします。

次に、市役所庁舎、また観光地の除草及び整備についてでございますけども、厳原庁舎正面玄関は、南北駐車場からスロープによって2階玄関口へアプローチする造りとなっております。スロープの前後には緑地スペースを設け、自然石を使用した庁舎銘板や石積み花壇の設置、また四季折々の高木並びに低中木の植樹により自然豊かな対馬のイメージにマッチした本市の顔とも言える玄関ではないかと思っております。

この正面玄関前の緑地スペースについては、景観を損なわず本市事業の推進など特別な理由による場合を除き使用を認めておらず、来庁される皆様を気持ちよく迎え入れられるよう管理に努めているところでございます。日頃の管理につきましては、庁舎管理を行う担当部署において定期的な管理にとらわれることなく、日々観察を行いながら、高木の剪定等は専門の業者に依頼し、除草、清掃などの軽微な作業については職員が行い、経費節減に努めながら管理を行っている状況でございます。今後におきましても、来庁されます皆様に不快感を与えることがないように、庁舎等の環境美化に努めてまいります。

また、各観光地の除草、清掃につきましては、下対馬地域は財産管理運用課及び美津島行政サービスセンターが、中対馬地域は中対馬振興部及び峰行政サービスセンターが、上対馬地域は上対馬振興部及び上県行政サービスセンターが、また、文化財施設においては文化財課がそれぞれ管理を行っております。

代表的な観光地の例を挙げながら管理状況を説明いたしますと、上見坂公園や鮎もどし自然公園、烏帽子岳展望所、神話の里、三宇田浜園地、韓国展望所は、おのおの清掃管理を委託している事業所、もしくは地区区長がそれぞれの利用頻度に応じて、毎日ないしは週2回程度、トイレ掃除や施設清掃を行っております。また、豆碓崎公園や上見坂公園の除草は、会計年度任用職員により月平均2回実施しています。万関園地、万関展望所、木坂御前浜園地、御岳公園等のトイレの清掃は、個人や農業振興公社等に委託し、週1回から4回ほど実施をしております。また、文化財でありますお船江や姫神山砲台跡は、会計年度任用職員による除草作業を実施しております。

しかしながら、夏場にはどの観光施設とも除草作業が追いつきません。よって、各担当部署の職員、そして地域のボランティアの方々の御協力をいただき、適時除草作業を実施しているところでございます。なお、神社仏閣の施設におきましては、当該宗教団体等においてその管理は行

われることになっています。

御指摘のとおり、観光施設の清掃が行き届かない部分は多々見受けられることとは思いますけれども、最大限の努力をしているところであり、国内客が増加してきた現在においては、観光施設の一層の美化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） いろいろとお聞きしましたが、この除草及び整備についてでございますが、私が今までに何度も質問しましたし、質問したらそのときだけのようでございまして、具体的にお話ししますと、特に私が感じているのは、特に整備されていないのは、この豊玉庁舎、そしてまた対馬市の玄関である巖原庁舎でございます。

豊玉庁舎は1年半前までは、門を入るところから整備されていて、玄関前の花壇には四季折々の花が咲き、議会が開催されるたびに花壇を見るのを楽しみにしていました。いつも草を取り整備されている方は、この豊玉庁舎の振興部長の平山祝詞さんとお聞きしておりました。ところが、平山部長が昨年退職された以降、花壇は荒れ放題、注意してもそのときだけ。職員は今まで平山部長が花壇の整備をされているのをただ見ていただけで、何の感謝もなかったのでしょうか。平山部長が退職後は、自分たちで引き継いでいこうと誰一人として話合いがなされなかったのか、残念でなりません。

また、対馬市の玄関である巖原庁舎ですが、私は前にも一般質問しております。平成29年6月3日、そのときも市役所2階玄関下の庭の整備とその周辺の花壇の整備についてということで質問しております。今は、そのときよりかなりよくなっていますが、やはり注意されたらそのときだけで、また注意したところだけで、その周辺は整備されておられません。何を考えて整備されているのか理解に苦しみます。

ここで私は、巖原庁舎に思い出があります。皆さんも思い出されることだろうと思いますが、私事で恐縮ですが、私に対馬の住民になったのは1969年9月、昭和の44年です。その当時の対馬の印象は、道は凸凹でスペアタイヤは何本あっても足りないなど心配しながら運転をしていたことを思い出します。そのほか、いろいろな思い出しながら、平成天皇皇后両陛下が対馬に来られたことをふと思い出しました。

私の記憶の中では4階に立派なトイレができていたらしいよという話や、両陛下が今の本庁の玄関を出られ、欄干から手を振られていたことを鮮明に思い出しました。そのほか、その当時を知りたくて対馬新聞に問合せしますと、当時の新聞がありまして、それを見せていただきました。天皇陛下が御来島されたのは平成2年5月21日で、それからもう30年もたちます。そのとき対馬新聞から頂いたこの新聞が3面に分かれて、ずっとあるんです。天皇様が来られたときのこ

とが。これが2面、これが3面。私が鮮明に思い出の中にあったのがこの部分で、天皇様が2階の正面玄関から欄干に下りられたときに、お二人で手をこう振られていたときに物すごい鮮明に残っていたんですが、それもこれも対馬新聞に掲載されております。

このときの記事をちょっと抜粋してみますと、「天皇皇后両陛下が21日午前10時28分、対馬空港着の全日空特別機で来島されました」、抜粋ですから。それから、「美津島町竹敷の真珠養殖所に向かわれる途中、湾内で大漁旗をなびかせた88隻の歓迎の漁船群を見つけられ、車をお降りになり、約3分間沿道を歩きながら手を振って応えられた。予想外のことで漁民は大喜びだった」また、「巖原でも約3,000人の島民が両陛下に盛んに手を振って歓迎した。お昼御飯は巖原町役場でした。そして、お昼御飯を食べられてごゆっくりされた両陛下は、同日午後2時59分発の特別機で対馬から東京へお帰りになりました」ということです。

そしてその中で、天皇様が侍従を通じて対馬の感想を述べられています。それは、「町役場で各町からそれぞれの地域につき話を聞き、島についての認識を深めることができうれしく思います。この島が将来も美しく保たれ、島民が幸せに暮らしていくことを願います」とおっしゃっておいりました。私は、なぜこのような記事を持ち出しているのかということ、意味は、このように歴史ある本庁の玄関ですが、今の旅行案内のガイドさんが天皇両陛下の対馬訪問をされているかどうかは分かりませんが、それは別といたしまして、本庁の玄関は対馬の顔です。常にきれいに整備しておくべきだと思います。いかがでしょうか。

提案ですが、今るる各職員が掃除しているとかお伺いしましたけれども、清掃日を各庁舎で職員が交代して定期的に除草及び整備を行うことを、本庁指導の下に徹底されたらどうでしょうか。

各庁舎の人数を調べてみました。巖原庁舎に勤務をされている方166人、豊玉庁舎76人、上対馬庁舎17人、美津島行政サービスセンター13人、峰行政サービスセンター32人、上県行政サービスセンター29人、その他の庁舎で201人、合計534人の職員がおられます。

今、提案しましたように、職員を交代で掃除するという事は、各町で日にちを設定して定期的にこれを持続させることが、この庁舎の整備につながると思います。ちなみに申しますと、上県庁舎では定期的に3人ぐらいの体制で交代し、仕事前に庭の掃除をされていると聞いています。これを聞いたとき、私本当に心が洗われる行動でうれしく感謝をしております。

以上のような観点から、市長はこの私が提案しました本庁指導の下に各庁舎交代で持続的に整備ができるようにされたらどうでしょうか、質問いたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今、職員といたしましても、吉見議員のほうはその見えるところだけということでおっしゃられておりますけども、実は、この庁内のトイレを職員が清掃をしております。それまでは委託業者に事業をお願いしておりましたけども、経費の節減というような観点

からも、トイレの掃除は職員が交代で行っているということは御理解いただきたいというふうに思っております。

そういう中、各庁舎等の玄関とか周辺の掃除を定期的に行うことはできないか、それも本庁からの指示というようなことで行うことは考えられないかというようなことをございますけども、これは要は市民のためにはプラスになるというようなことであれば、これは考えなくてはならないという思いを持っております。それがどういう形で行われるかというのは、私がここで決めてしまうのではなくて、やはり職員ともいろいろと協議を重ねながら方向性を決めていかなければならないという思いを持っておりますので、これは前向きに検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） 今、市長の答弁ですが、私は市長はほかのところでいろいろしていると、それはそうでしょう。私はやっぱりそれはもうそれとして、玄関のことで質問しております。玄関を市長も見られたらどうでしょうか。そのときだけといいますけど、今度、市長帰られたら即見てください。今言った正面玄関、階段上がったところの両サイドにある花壇、全く花壇の中にあるある一部分のことを私注意したんですが、その一部分だけを整備はされました。だけど、それから2メートルもないところに、またすごい雑草じゃ、木が生えとった、下のほうにはもうむんむんとショロの葉のような木ですが、なっています。ぜひこれだけは両サイド見てください。

だから、そういう意味で市民が望むならと言われましたけども、これ私がいつも質問しているのは、市民からの声なんです。（発言する者あり）市民のためには同じことです。市民の方が私のほうにそういうことを言ってこられましたゆえに、私も質問しております。

だから、言うように、定期的にあとは各庁舎が自発的にという形になりましょうか、定期的にされることを望みます。そして、地方公務員法の第30条にはこのように書かれております。

「全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と書いてあります。初心に帰って、仕事も忙しいでしょうけども、上県町がされております仕事前にちょっといつも期間を置いて掃除されているようでございます。そして今も私も各町の職員の数を言いましたが、しょっちゅうするわけじゃありませんので、交代交代ですと、年間に1回か2回か当たるかもしれない、そのような回数でございますので、ぜひともこの玄関、そういうことを踏まえて何かいい案を出していただきまして、きれいな玄関をいつもしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、そのように前向きに検討していき

いというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） ありがとうございます。期待しておりますので。

それと、観光地の整備についてでございますが、また一つ提案でございますけども、いろいろ職員がずっとあちこちの掃除をされていると伺いましたが、さらに私は観光地の清掃について、一つ提案をしたいと思います。

観光地やその周辺の清掃管理につきましては、きちんと計画を立てて管理をしていくべきではないでしょうか。除草なども言われたときだけ行っても、すぐまた生えてきます。対馬市は面積も広く、観光地や文化財もたくさんあります。お金があれば業者に委託したり人を雇ったり、きれいに管理できますけど、それも予算を確保するのが難しいと聞いております。だったら職員が自分たちでできるのかどうかと、少ない職員での幅広い対馬を見て回るのも難しいことと思います。どの部署も暇を持て余している職員はいないはずですよ。

来年の退職者が多いと聞いております。対馬では退職後の再任用職員で公園や観光地などの清掃、維持管理を行う作業班のようなものをつくられてはどうでしょうか。

そして、もうこれから先、今さっき言いました「世界ふしぎ発見！」とかいろいろの行政が今から先、観光客がすごく多くなると思いますが、これも観光客を迎えるおもてなしの一環と思いますが、検討していただけないでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 御意見として承りたいと思いますけども、まずその前に、今、対馬市ではシルバー人材センターを全島にまで拡大をして、清掃からいろんな高齢者のお手伝いまですることを計画をしているところでございます。今、議員おっしゃられるように今年退職する人たちをそういった任用職員としてというようなことでございますが、まず職員の任用職員というよりも、私たちはこのシルバー人材センターを将来的には法人化までしたいということで、今、計画をしているところでございますので、まずこのシルバー人材センターのほうを強化を図りながら、シルバー人材センターのほうでそういった活動ができるものなら、そちらのほうにお願いをしていくほうがベターなのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） 確かにシルバーセンター、私も活用させていただいており、きれいにさせていただいておりますが、この広い対馬市でその整備の依頼ができるんでしょうかと、私は少し不安に思っております。

この件はそれにしますが、次に私が、観光地の整備について気になっているのが3点ほど今のところあります。その一つが、金石城の石垣の雑草ですが、今、3分の1ぐらい残してあります

が、これは何か意味があるのでしょうか。ここに金石城があったあかしとして、石垣の魅力があると思いますがいかがでしょうか、それが1点です。金石城の石垣の除草、3分の1残してあります。

2つ目は、万松院の整備ですが、境内に入るところの橋の周辺の雑草、そしてトイレの清掃が気になります。

それと3つ目は、振興局の前の国道沿いですが、振興局の前の歩道にある花壇ですが、もう草が道路に出てきて見苦しく思っております。その整備と、また川端通りの巖原町本川の土手ですが、本当に枯れ草、枯れ木、中にはこの前の台風でしょうか、木が横たわって倒れて、川を横倒しになっております。

そして、それとまた振興局が私たち市民にボランティア活動をいつも要請されて、このボランティア活動に登録している団体は大体90団体あるんです。そしてその中をどんなことをするかといいますと、活動内容は道路の整備、草刈り、美化活動と大体うたってあります。

そして、今言いました本川の草、それと国道、振興局の前の草、これは振興局の管轄と思えますけども、今私が言いましたボランティア活動、これをされている当の本人、振興局はこのようであっていいのだろうかと思つづく思います。私も言いにいったことあるんです。振興局の前の道路の草、そしたらあまりいい返事をいただけませんでしたので、残念でたまりません。それで、市のほうから振興局に雑草の整備をぜひともお願いしていただきたいと思えます。

今言いました3つの観光地の整備でお答えしていただけたらと思えます。

○議長（小川 廣康君） 吉見優子議員、お願いします。余計なことかも知りませんが、清掃、そして庁舎内の清掃、観光地の清掃も大事でございますが、市政一般の通告は受けています。

1項目め、もう時間がほとんどなくなりますけど、そろそろ本題に入ってもいいんじゃないか。時間がございません。

○議員（6番 吉見 優子君） 私も気になっておりました。

○議長（小川 廣康君） 市政一般質問に対するですから、そろそろ切り上げて1項目めに入らないと、もう時間がございません。余分なことですけど。答弁を求めます。

○議員（6番 吉見 優子君） 一応、今言ったことは頭に置いていただきまして、整備していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

大事なまた1点ですが、生ごみの関係ですが……。

○議長（小川 廣康君） 答弁は求めなくてもいいですか。さっき質問しますということですから、答弁を求めて次に入っていただきたいと思えますが、言いつ放しではちょっと失礼です。どうぞ、市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど3点ほど御質問がありましたので、そのことについてお答えいた

します。

まず、1点目の金石城の石垣については、3分の2程度されて、あと3分の1程度が残っております。これは私も確認をいたしました。それで、担当課のほうにちょっと尋ねたら、現在のところ、ちょっと今予算的にあそこまでしかやれなかったというようなことでございますので、できれば来年度、それこそ新芽が吹くまでには何とかしたいなと思っています。今の時点ではそんなにもう草が枯れてしまって目立たないようにするにはなっているとは思いますが、できる限り何とかしたいなという思いを持っております。

それとまた2点目の万松院のところの除草については、万松院はあその太鼓橋のところから万松院の所有というようなことをお聞きしてございまして、冒頭の答弁もいたしましたとおり、神社仏閣等については、その神社仏閣等のほうでそういった管理はしていただくというようなことになっております。

それと、振興局前の花壇と巖原本川のほうの除草ということでございますが、これについては議員おっしゃられたように県のほうの管理というふうになっております。なかなか市のほうをお願いまでしかできません。そこは御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） では、そのように振興局のほうに要望を出していただきますようお願いいたします。

生ごみの関係ですけれども、市長は目標は3,000世帯、生ごみ回収世帯を3,000世帯ということで言われましたが、今、今年の9月末現在の生ごみ回収申込者数は1,920世帯で、これは生ごみを申し込まれた人は、考えたら逆に13人で、あと87人は申込みをされていなくて必要ないということに私は受けております。

それで、今現在、1,920世帯数となっておりますが、この世帯数も私はちょっとクエスチョンマークをつけたいんですが、平成24年から始まったときから、申込者は累計、累計、累計でいっている世帯数なんです。だから、途中でやめられたとかされている方はずっともうされていないんです。だから、私のお願いとしたら、再度この1,920世帯にアンケートを取っていただきまして、今も出されていますかとか、その内容は、要するに目的は実際の実数ですから、その辺を含めてアンケートを取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 令和2年11月30日現在での一般家庭の回収件数が2,038世帯になっております。それに事業所43事業所を合わせまして、現在は2,081世帯または事業所というふうになっているところでございます。

それとまた、その世帯数が今現在も出しているかというようなアンケートについては、その意味が本当にあるのかなと、わざわざ経費まで使ってする意味があるのかな。それよりも、まだまだ増やすための施策、予算、そういったところに持っていったほうが、私としてはいいんじゃないかなというふうに個人的には思っております。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） 最後になりました。今、市長が3,000世帯を目標にするというのですが、大体これをいつ頃までにされると、期限はいつになりますでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 期限は今のところ特に設けておりません。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） それじゃならんじゃないですか。今の質問、びっくりしました。やはり何事もきちっと計画を立ててすべきだろうと。そもそも始めの段階で計画は立てられていなかったということに、私もびっくりしております。またさらに市長が今そのようにいつまでと期限立てていないちゅうことですが、結局はその目標を立てていつまでにできなければ、これはもう今までの七、八年間の間で約5億円ものお金を使っておりますので、目標が達成できなかったら速やかにほかの政策の転換を検討していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小川 廣康君） もう時間です。答弁は求めることができません。

これで、吉見優子君の質問は終わりました。

.....
○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。

再開を3時10分からといたします。

午後2時54分休憩

.....
午後3時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。大部初幸君から早退の届出があっております。

引き続き、市政一般質問を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 12番議員の小宮教義でございます。

今日は、私が4番目で最後でございます。皆さん、眠とうございませうが、ひとつ50分で終わりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回も市民の声をいただいておりますので、先にそれから御紹介をさせていただきたいと思

ます。

今回の市民の声は、同じ市民でも対馬ではなくて大阪の方なんです。その声を。この方は対馬出身の方でございます。声をひとつ紹介をさせていただきます。

先ほど、吉見議員のほうからもございましたこのゴースト・オブ・ツシマの関係になろうかと思うんですが、まず文章から。

先日、テレビで「世界ふしぎ発見！」を見て本当にびっくりしました。長時間にわたり対馬の観光地などを紹介をしていました。何か対馬に帰ったような気がいたしました。ゲームソフトのゴースト・オブ・ツシマというのはすごいものでございます。わずか4か月の間で世界に約500万本以上売れたそうです。本当にすごいですね。これをネタに対馬を売り込んでくださるように期待をします。対馬を離れて20年以上になりますが、対馬のことは忘れたことはありません。ゴースト・オブ・ツシマは元寇が舞台のようです。主人公は境井仁さんです。対馬の民を守るためにモンゴルとの戦いです。歴史では元寇と戦ったのは宗助国ですね。対馬の民を守るために命をかけて戦いました。今、対馬の殿様は誰でしょうか。執行権者の市長さんではないでしょうか。対馬の民を守るために命をかけて頑張ってください。コロナ禍の中だからこそ十分に時間があります。すばらしい計画を立てて実行してください。そして、対馬に世界中からたくさんの観光客が来ていただけるようお願いをいたします。

ということです。最後の結びにこう書いてあります。「決してゴーストタウンにはならないように」というふうに締めておられます。

先ほど、吉見さんのお話もありましたけども、これについてはたくさん話を聞いております。ぜひ市の取組に期待をしたいと思います。

どうでございますか。今、世界中ではコロナ、コロナで沈んでおりますが、しかし、一番元気づけられるのは、先週の日曜日、はやぶさ2が6年ぶりに地球に帰還をしました。これはすごいことです。そして小惑星リュウグウから、すごいのはこの地球の誕生、ビッグバンですけども、それと生命の起源、そういう分子が入っている岩石を持ち帰ってきたわけです。このリュウグウというのは、私どもが住んでいる地球、そして太陽、その倍ある距離にあるそうです。私どもの住んでいる地球と太陽は約1.5億キロ、1天文単位ですけども、その倍ですから、約3億キロメートルのところにある幅わずか900メートル、巖原トンネルが1,202メートルあるんです。そのぐらいの大きさのものを3億キロ離れた地点から操作をして地球に持ってきたわけですから、これはもうすごいです。

そして、はやぶさ2、もう既に地球を離れて、今度は11年という歳月をかけて今度新しい惑星、名前ちょっと忘れちゃったけども、その惑星は大きさは今度は30メートルだそうです。そこに挑むそうです。本当に人類に夢を与えるすばらしい出来事が起こるんじゃないかと思います。

この11年たった対馬市議会、多分ほとんどの方がいないのかもしれませんが。当然、選挙で落ちる方もおられるでしょうけども、それを省けば命をつなぐことが非常に難しいんじゃないかと思います。その中で、特に一番若い黒田議員、しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

この11年という時間は非常に長うございますが、市長さんにおかれましては、これぞ市長だと実績が残るようなものを足跡をはやぶさじゃございませんけれども、ぜひ残していただきたいと思います。

また今度は国内の話になりますが、今、国は安倍さんから菅さんに政権が替わりました。そして替わったばかりに菅さんも非常に運が悪いといいますが、日本学術会議の推薦人、この6名を除名をしたということで国民から批判を浴びておられます。しかし、総理もはっきりとものを言わなければいけない。この6人については、5年前の10本の法律の一部改正を束ねた平和安全法制整備法案、そして新たにつくった法律、国際平和支援法案、これに真っ向から反対をした、だから総理は自らの口でそれは当然のことだとはっきりと国民にその意思を示すべきだと思います。

菅さんは安倍さんの後を継がれたわけですから、安倍さんがいつもたっておった憲法9条を基本に、日本国憲法の改正に早く取り組んでいただきたいと思います。長くなりましてすみません。

本文に入らせていただきたいと思います。

さきに通告しておりました大まかな2点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点でございますが、ふれあい処つしまの活用などについて。これは2つございます。

まず1点が、対馬交通のバス停、あそこは対馬交通が使っておられますが、ここに一般の観光バスを併用はできないか。一緒に使うことができないかという点が1点。

そして次の2点が、もう間もなく開館するであろう対馬博物館の駐車場整備について。本来ならもう来年の2月に工事が終わり、すぐ開館をするわけですが、この駐車場がなかなか見えない。どのような整備をしていくのかということについてお尋ねをいたします。

大まかな次の2点でございますが、対馬博物館のⅡ工区工事について。これは工期が1年ちょっと延びたわけでございます。その原因はアスベストの問題だということ。これにつきましては、市長は県のほうに問題があるのではないか、責任があるというふうな発言をしておられましたが、この責任は一体誰が取るのかという2点でございます。市長の答弁を求めます。

以上。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ふれあい処つしまのバス駐車場を観光バスと併用できないかということでございますけども、さきにいただいております質問事項に沿ってお答えをさせていただきたいというふう

に思います。

まず、道路交通法の規定を受けるのかということでございますけれども、当停車場につきましては公道上ではありませんので、基本的には道路交通法は適用されませんということでございます。

2点目といたしまして、当施設の当初の基本計画でございますけれども、建設に当たりましては市議会にも随時報告をさせていただき、路線バスの駐車場を整備することを理解していただき、建設したものでございます。

3点目で、信号交差点で観光客の昇降の状態をどのように捉えているのかということでございますけれども、このことにつきましては、私も日頃から見えておりますけれども、ほぼ毎日観光バスが止まっておりまして、道路交通法上で認められた停車場として有効に活用をされているのではないかとこのように思っております。

次に4点目の路線バスの待ち時間の関係でございますけれども、路線バスの待ち時間の場合に使用が可能なのではということもございますけれども、路線バスの始発が午前7時5分、最終が午後8時7分で、その間に時刻表では30分以上の間隔が空く回数が1日に4回、最長が47分間あります。この時間で利用するとした場合、各観光バス事業者の判断による利用になるものと思われ、停車する観光バスの整理や空き時間内での確実な利用終了を担保するための組織や仕組みがなく、路線バスの定時運行に支障を来す可能性があること、また、事故の発生等が危惧されるため、現在のところは観光バスの利用は困難であると考えております。

5点目といたしまして、対馬交通の赤字金額は誰が負担しているのかというようなことでございますけれども、対馬交通の赤字金額は市民の皆様やビジネス、観光で訪れた皆様の移動手段として公共交通を維持していくため、路線バス事業の赤字については市が補填をしております、令和元年度の対馬交通への補助額は約1億700万円でございます。

6点目といたしまして、この件については、対馬交通が調整機関となるべきではということもございますけれども、仮に観光バスと併用するとした場合、対馬交通は観光バス事業も行っておりますので、調整機関となることは可能であると考えます。しかしながら、調整機関を決定する前に併用ができるのかを協議することが先ではないかと思っております。観光バス事業者におかれましても、その点を御理解の上、協議ができる体制を立ち上げていただき、そして安全に併用できる仕組みをしっかりと協議していきたいと考えております。その協議の中におきまして、調整機関も決定されるべきではないでしょうか。

次に、公共の利益について、地方公務員法の関係でございますけれども、全ての対馬市職員が全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念しているところでございます。

次、中項目2点目の対馬博物館開館の駐車場整備についてでございますけれども、令和4年春に開館予定の対馬博物館の駐車場整備については、山下通り側に一般の来館者用28台分の駐車場

は既に工事を終えております。観光バス用としては、分館として工事を進めております対馬朝鮮通信使歴史館に隣接する土地の取得について、所有者と交渉中でありまして、ここに駐車場ができますと観光バス3台から4台程度は駐停車できる見込みでございます。

それから、また、従前より観光バス事業者の皆様には組合組織の結成を提案し、厳原港内の西の浜の県施設や市が所有する用地など、幾つかの候補地を提示してまいりましたが、組合組織の結成に対する理解が得られず、協議が進んでいない状況であります。今後は、国際航路の休止状況、最近の国内観光客の増加傾向、併せて観光バスの稼働状況なども確認しつつ、現実的な対策として、観光バス事業者の皆様にも駐停車場所を確保する方法について探っていただく必要もあると考えております。

史跡指定地のバス乗降所については、博物館建設事業完了後、旧厳原幼稚園跡地に観光客の利便性向上のため、来館者用のバス等が乗降可能な多目的スペース等の設置について、教育委員会文化財課、観光商工課、博物館学芸課が連携して、現在協議を進めているところでございます。

次に、大項目2点目の対馬博物館Ⅱ工区の建設工事についてでございますけれども、先ほども市長は県の説明が不十分ではないか、誰の責任かといったような質問でございましたけれども、私が前回の議会の際に申し上げましたのも、誰の責任とか県の不十分とかいったような発言はしておりません。当初の段階では、アスベストは含まれていないという報告を受けていたということでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

旧歴史民俗資料館の解体につきましては、平成28年12月の対馬博物館基本・実施設計協議におきまして、長崎県からの建物の断熱や仕上げにアスベストは含まれていないという報告に基づき、解体工事の設計にはアスベスト除去に係る経費を算定しておりませんでした。その後、平成29年5月30日の環境省通知により、アスベストを含む仕上げ塗材の除去を行う際には、特定粉じん排出等作業実施届出書の必要性の確認及び作業基準の遵守等の徹底が義務づけられておりましたので、検体採取と含有調査を行ったところ、外壁の仕上げ塗材等からアスベストが検出され、大規模な除去工事が必要となり、工期延長の主な原因となったところであります。

設計額で申し上げますが、アスベスト除去に係る直接工事費は約1,300万、これに伴う諸経費等を加えまして、合計1,900万円となっております。対馬博物館Ⅱ工区建設工事に伴う旧長崎県対馬歴史民俗資料館解体時のアスベスト除去に係る費用負担については、令和元年9月20日締結した県有財産譲与契約の市の負担により解体すること、また、県は瑕疵担保を負わないという条文が根拠になるかとは思いますが、アスベストが検出されたことにより、県側の負担についても市の協議に応じていただけるようお願いをしているところであります。今後は、市からアスベスト除去に要した金額と負担割合を提示しながら協議を進めてまいります。

平成29年5月30日の環境省通知は、建築物等の内外装仕上げに用いられたアスベスト含有

仕上げ塗材の除去に係る大気汚染防止法上の取扱いが示されたものでございます。旧歴民の場合、外壁等の仕上げが吹きつけ工法なのか、はけ塗りなのか明らかではありませんでしたが、アスベスト含有調査を行ったところ、アスベストが検出されましたので、特定粉じん排出等作業実施届出書の保健所への提出及び作業基準の遵守が望ましいという通知に従い、アスベスト除去を行いました。

旧歴民の解体においては、採取した9検体のうち5検体からアスベストが検出されたため、受注者にアスベスト除去工事施工計画書の提出を求め、解体、アスベスト除去、運搬、最終処分までそれぞれ許可を持つ事業者が担当して工事を行いました。結果的に、工期延長の大きな要因となりましたが、工事の安全な施行のためには必要な工程であったことに御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 答弁ありがとうございます。第1点のふれあい処つしまの活用なんです、市長も何回も見えられたということなんです、今はG o T oキャンペーンで特に国内の方がたくさんおいでいただいています。そして、天気のいいときはいいんですが、悪いときにお年寄りの方が、ほとんどお年寄りなんです。そして、傘を差しながらぐるぐる引っ張ってあの信号を渡りよるんです。これちょっとタブレットを見ていただければと思うんですが、こういうふうには、これは雨が降っていないんですけど、こういうふうにして向こうから来ていただいた方が非常に危険な中でバスにいつも乗っておられるんです。

これをどうか解消しなければならない、もうこうなってから5年、6年になるんです。市長も副市長のときもずっと見られたと思いますけども、見るだけじゃ駄目だと思うんです。どうして改善をしていくのかということを考えなければ。先ほど市長のほうで今のロータリーのところを使うということであれば、組合の組織なりその仕組みをはっきりとしなければできないと、そして、それができれば協議に応じてもいいんだというお話ですよ。

それで、私なりにもいろいろとどういう形でやっていけばいいかということを考えてみたんですが、タブレットを見せてください。これは、巖原から出たり入ったりする分のバスの時間表です。市長も30分以上の話をされましたけども、これ、20分以上あれば私はできるんじゃないかと思って調べてみたら、約15か所にそれがありました。これは当然バスが着いて、お客様が乗って出ていきます。そして逆に、バスが着いてしまうと降り乗りにも5分ぐらいかかるんです。それで、これじゃあちょっと時間的な精査ができないので、さらに、次のやつを見ていただきたい。

このタブレット。いいですか、タブレット。これを、ここに書いておるように15じゃちょっと時間的には無理がありますんで、これをいろいろと5分で乗ったり降りたり、またはバスが入

ってくるのがもしかしたら2分ぐらい早くなるかもしれない。そういうのをクリアしたら、約10か所あるんです。このような形で。

それで、私のほうも組合の話をされましたが、今使っているバス会社はほとんどの方が巖原、美津島のバス会社です。上にもありますけども、その業者さんのほうにいろいろと話をしに行ってきました。どうだろうかという話をしますと、約この20分ぐらいあれば、いつも何台も何台も入ったらできませんので、20分の間に制限として2台だけが入ってお客様を降ろしたり乗せたりできるんじゃないかという時間帯が20分では約2台ぐらいの可能性はあるんじゃないかということなんです。

それで、このような表を作ってみたんですが、これを先ほどのどういう仕組みでやるのか、それをどうして管理していくのかというのは、今は皆さん全部携帯持っておられます。クラウド上にウェブを使ってクラウド上にこの表を私のほうで作成をします。そして、1日2台だけ、1回につきです。それでこの下のほうに書いてあります対馬交通さん、ジェイアイランドさん、それと朝田観光さん、ホテル対馬さん、宝観光さん、こういう方がバスの運転士でもいいし、事務所からでもいいし、このクラウド上にアクセスしてもらって、自分の指定した番号で、仮にこの上のここを押すと、これは例えば対馬交通さんであれば、これを押すとこの白い部分が赤に点滅をする。ここを押すと赤が自動的にクラウド上で表示をされると。そして、もう1台こちらのほうにどれか押すと2つ表示されると。それによって、バスを運転する人も、もう2台だから入れないというふうな情報の共有ができるわけです。こういうふうな形でクラウド上でお互いの情報を交換しながら管理をしていかなければ、バスは遅れたり早かったりしますので、こういうふうな形式でクラウド上で情報の交換をしながらやるという、こういう方法を考えたんですけど、市長どう思われます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変ありがたい提案であろうかというふうに思います。私たちも決してここを観光バスに絶対利用させたくないという気持ちじゃないんです。できれば観光バスのほうも利用させたい。しかしながら、先ほど冒頭答弁いたしましたように、路線バスのほうのダイヤグラムに影響を与えてはいけない、そこで、まず観光バス事業者の皆さんがきちんと事業組合なりをつくっていただくと。その上で責任を持ってこのようなクラウド上で動いていくということになれば、ここのバス駐車場の利用も可能になろうかと思えます。

私自身も、今、市役所の前とかほかのところでも利用されてありますから、何とかしなくちゃいけないなという強い思いは持っております。そういう関係で以前からこの観光事業者のバス事業者の組合の皆様にもお願いをしていた経緯がございました。

そこで、今、議員はこういうふうにしてクラウド上でもしてありますけども、ここまでいかん

でも、もしきちっとしていただければ、県のほうも県有地、そして県有地を市に貸すことによって、それをまたバス事業者のほうに貸すことも可能というところまでは話をいただいているんです。ですから、我々としては、この観光バス事業者の方たちに、ぜひそういった組合を結成をしてくださいということを強くお願いしているところでありました。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今は、以前は韓国の方がたくさんおいでいただきましたけども、今はそれがなくなってしまって、今はG o T oキャンペーンの日本のお客さんだけなんです。来年いっぱい、または再来年ぐらいまではこのような状況が続くであろうと思います。それで急にバスが増えるわけではありませんので、取りあえずこういう形で物事を進行させていけばいいなと思っています。

それで、先ほど言われるように組合なんですけども、法人化の組合ではなくて、任意団体の組合、組合の名称ももう既に決めておるんです、私。任意団体でいいと思うんですが、組合の名前を巖原バス停ロータリー使用組合、この名称でいかしていただいて、そして今のところはあそこを使っているのはほとんどこの5の観光会社ですから、そこと協力をお願いを既に、約束じゃございませんけども、ある程度の話はしてまいりましたし、いいお答えをいただきましたので、その組合を任意団体ですけれども組合をつくり、規約をつくり、あそこの使用について文書化したと思います。それが終わったら、市のほうに協議をさせていただければ助かりますので、ぜひああいう危ないところでお年寄りが本当に危ないんです。信号があってカタカタ歩きよるんです。あれを見よったら本当涙こぼれます。

このような形ですのような方針でございます。このクラウド上の設定は私が全部いたしますんで、市には迷惑かけませんので、そういうような形でまとめ上げますんで、先ほどの協議に応じるという形をお願いしたいと思います。

それで、先ほどの話ですが、協議に応じるという話なんですけど、先ほど吉見さんのほうからも公務員法の30条の話がございました。サービスの根本的な基準というのがあるんですが、これにも先ほどの公共の利益のために働きなさいよと、全力を挙げて専念しなさいというふうなくだりがあります。しかし、これを言えるのはこの32条の職務上の命令に従う義務、これが32条にございますので、これには上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、この32条をさらに生かして、この協議に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目ですが、博物館の駐車場、これはる話がありましたけれども、この基本構想ができたとき、博物館の基本構想ができて、そしてこれは平成29年の12月の12日ですが、全協の資料もございますが、当初の博物館を建設をしようとしたときに、この駐車場というのはどのような位置づけがなされておったのかというのと、できた博物館には1年間に何万人ほどの方

が来るという見込みがあったのか、それについて、市長か部長からお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） まず1点目の基本構想ができたとき、平成29年の12月の全協の資料を御覧になってお尋ねになってあると思いますけども、そのときの博物館の駐車場の位置づけというのは、資料のほうにも記載はされておりますけども、候補地が3か所ほどございました。1か所は現在博物館を建設をしております用地の北側に朝鮮通信使行列の倉庫がございますけども、そこを移転すれば七、八台ぐらいの駐車場ができるかなというような、普通乗用車でございますけども、そういう計画がございました。

また、あるいは2つ目の案といたしましては、対馬市役所の敷地内の北側のほうを利用できないとか、そういったことで検討はしていたところでございますけども、その後、土地の寄附の話が持ち上がってまいりまして、現在、山下通りの上段にありますあの駐車場のほうを土地を寄附をしていただいたことにより、駐車場28台分が確保できたということでございます。

バスの駐車場につきましては、依然まだまだ課題がございますけども、市長が先ほど答弁いたしましたように、朝鮮通信使歴史館の隣接地を今土地の買収に向けて協議をしているところで、そちらのほうで購入ができればバス駐車場として3台から4台分の確保ができるかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あそこは非常に場所も狭いんです。あそこは道路幅が先ほどの通信使の横のほう、道路が4メートルぐらいしかないんです。そして、私も調べてみたら、奥行きがたしか13メートルぐらいですか、狭いところは12から13。観光バスがあそこをぎりぎりで行ったとしても、安全に中でリターンをするというのは、車の軌道半径というのがあります。それがぐるっと回れば約16メートルぐらいの奥行きがなければ、安全にリターンできないんです。そういう苦しい面もあると思います。それよりも、ああいう博物館を造るんだから、当初から人の移動はあるわけです。この計画からいうと1年間に5万7,000人、これだけの人が来るのに、浜から歩いてきなさいなんていうことはできないじゃないですか。それは、基本構想の中にぴしゃっとうたっていかなければいけない。今だかつてできないんだから、それが。それは基本構想でぴしゃっとならないからこうなるんです。

そして、この全協の資料なんですけど、ちょうど今工事しとる下に、工事をするために昔の幼稚園の跡、あそこがこれによると多目的使用で先ほど話がありましたが、使用、協議をしておることですよね。これはもう既にもう平成29年から協議に入っておるわけですよね。いまだ

整わない、なぜか。あそこは史跡内だからできないんです。あそこにできれば一番いいんだけど、それは法律上できないんです。だから、まだ決定をしていない。それでも多目的目的として今協議をしよるんだという話ですが、できないものを幾らできるできるち言うても駄目です。できないものはぴしゃっと諦めて、そして何か方策を練っていかなきゃいけない。1年間に5万人も6万人も来るんでしょ。ですよ。

これからは、今のふれあい処つしま、これも含めて、あそこが結果的には観光バスが入らなければ博物館には行けないんですから、それも含めて全体的なバスの駐車場も含めて、最後、早急に検討しなければ、もうすぐオープンするんですから、来たお客さんに失礼です。こういうところをぴしゃりとまとめていただきたい。せっかく対馬においでいただいているんですから、大事にせんといかんですよ、お客様を。それは十分協議をして早く結論を出していただくようお願いしたいと思います。これは要望。

それと、もう時間ありませんね。この最後の2番目の博物館のⅡ工区工事について。

たしか私の記憶では、市長は県に責任があるような話をしておられました。そうだと思います。そう言えばいいんでしょうけども、これは9月の定例議会における産建の委員長に私がお尋ねをした内容です。もし、この報告に問題があれば、その責において、議長に手を挙げて意見を言うべきだと思います。よろしいですか。この内容こうなんです。

私がお尋ねをした。すると、アスベストの件については、県から施設の引渡し時点において、アスベストの含有はありませんという条件の下で引渡しを受けるということであって、事前調査をすることが必要はないという判断でなされておりますと、これはちょうど委員長は前に座っておるわけですから、はっきりとその2つの耳で聞かれたわけですから、そこに間違いがあれば手を挙げて是正を求めるべきだと思いますけど、求めているちゅうことは、これが文章として残っておるんです。このとおり理解してもよろしいんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私が先ほど申し上げました、ここで議員の質問では、あたかも私が県の説明が不十分、そして県に責任があるといったような発言をしたということでございますけども、今しがた議員のほうからも言われましたように、当初、アスベストは含有はしないということで報告があり、そしてまたその上でアスベストの含有調査はしなかったということでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 県のほうがそのような話されたんでしょう。

私も、じゃあ県が国からどのような通達を受けたのか、これについて。調べてみると、たくさんあるんでしょうけれども、これは国がアスベストに関する規則の改正について調べた範疇だけでも、4回、国から県に通達が行っています。まず第1回目は、平成29年5月の30日、これ

は環境省から第1705301号、これは除去や飛散防止対策についてということで、県のほうに通達が行っています。次の日はすぐに、今度は厚労省管轄になりますんで、厚労省が通達第531号、除去大気汚染防止法令上の取扱いだということでしています。そして、29年の6月の9日、これは厚労省から609号で、包装等の徹底についてということで通達があっています。

そして、年が明けて平成30年1月の29日には厚労省から、これが最後だと思いますが、第129号で規則等の徹底について、ぴしゃっと守りなさいよという通達が行っておるんです。

こういうことを受けた県は、自分たちの建物だから遵守すべきなんです。これを遵守をしていないから、そういう問題が発生をしておる。よって、これは全てにおいて県が先ほどの1,900万円、これがなければ工事は順調にいったんですから、非のあるところは県なんです。そう思いませんか、市長さん。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 当初、私の手元に頂いているアスベストの結果報告書では、平成20年の3月26日付で報告書が来ておりますけども、このときに、アスベストは含有せずということになっております。その後、平成の29年5月30日に、議員おっしゃられるように環境省のほうから通達が来ております。そこで、あと県の建築課長から市のほうへ、その翌年、平成30年3月14日に市のほうに通知があっているようでございますけども、要は、この県との県有財産譲与契約書が令和2年、このあとの9月20日に締結をされております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 県とその無償譲渡の覚書をしたのが、平成28年の10月の27日ですよ。そして契約が成立したのが令和元年の9月の20日なんです。それまで、だから県に私どもに譲ってくださいと言っている相手方は、まだ向こうの財産なんですけど、しかし、こういう状況をやはり譲渡先の市のほうに細かく説明する義務があるんです。よって、先ほどの通達、4つ言いましたが、それを遵守していない。よってこれは県が全てを支払う。（発言する者あり）

○議長（小川 廣康君） 時間が来ました。

これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時58分散会

令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第8日)

令和2年12月15日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(2名)

13番 齋藤 久光君	17番 作元 義文君
------------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長職務代理者	吉野 建實君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。作元義文君並びに齋藤久光君から欠席の届出がっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許可いたします。14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 皆さん、おはようございます。会派新政会の14番議員、初村久藏でございます。通告に従いまして、主に3点、通告していますので、順次質問をいたします。

第1点目の対馬市の自然と環境を融合した観光について。

島の約90%は山林であり、自然豊かな島であると思います。森、川、里、海と融合して、対馬市の産業は今まで成り立ってきました。特に、近年は有害鳥獣等の被害により、1次産業である農林漁業、対馬の自然が脅かされています。猟友会等で駆除は行われていますが、現状ではあまり減少傾向にはないと感じております。市としての見解を伺います。

対馬市の人工林約2万ヘクタール、うち皆伐期を迎える50年～70年生が約7割と達しております。その他天然林約3.7万ヘクタールであり、自然が調和された美しい島、四季折々な癒しを感じています。

人工林がここ数年のうちに皆伐採等進んでいきます。皆伐後の再生林、また自然林、シイタケ原木等も毎年伐採をされています。特に、シイタケ伐採後は、鹿等が新芽の食害に遭い、育成しない現状であります。皆伐後の対策等、市としての考えをお伺いいたします。

2点目の巖原南部地域活性化プロジェクト策定事業についてお伺いをいたします。

第2回定例会において、委託料として予算計上されていますが、進捗状況についてお伺いをいたします。

対馬で最南の豆敷地区は、漁業が盛んな集落でありましたが、特に第1種漁業の衰退により、人口減少が著しい。しかし、昔からの行事継承、文化財等、多く残っています。豆敷崎の景観は、また対馬の宝でもあります。漁業と文化財、景観を生かした地域活性化事業を策定をお願いいたします。

3点目の対馬市の建造物、石屋根倉庫群の保存について。

対馬市の石屋根小屋は、平成18年に調査された時点では、63棟と伺っております。現在の棟数が調査してあれば、お伺いをいたします。

また、今後、対馬市の宝として貴重な建造物を後世に残すよう、所有者と協議する考えはないか、お伺いをいたします。

以上で3点、私の質問はこれで終わりますが、再質問は自席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。初村議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬市の自然と環境を融合した観光についてでございますが、対馬市では、平成24年に対馬市森林づくり条例を制定し、対馬の財産とも言える山林を次世代に引き継ぐことと

しています。

しかしながら、一部では、伐採後の植林等が進んでいないところが見受けられることから、市では再造林支援の補助事業に取り組んでおり、また対馬森林組合と対馬木材業組合が中心となって、森林再生協議会を立ち上げ、主伐・再造林等の森林整備制度の構築を準備中であります。

また、ゲンカイツツジやヤマザクラの保全が条例にもうたわれているところでございます。特に、久田から内山にかけては、ヤマザクラが群生しており、春の対馬を彩ってくれております。他の地域についても同様でございますが、このような人々を癒やす樹木については、保全のため、できる限り残していただけるよう、所有者の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

また、登山道の整備やトレッキングコース整備は、これまでどおり継続してまいります。森林浴を楽しむことのできる遊歩道や健康増進ルートも整備できればというふうに考えております。

一方、農林水産業を観光に活用することとして、稲作体験や野菜収穫、シイタケ栽培体験等、各種体験宿泊の商品化が進んでおります。

先ほどの質問の中でも、有害鳥獣対策についても質問がございましたけども、昨日、議員からの質問にもありましたように、有害鳥獣対策につきましては、現在、狩猟者であります猟友会の皆様の免許取得者がもう少し増えるようにというようなことで、各種の補助等を盛り込んで、捕獲者の拡大を計画しているところでございます。

水産業では、民泊等における少人数での磯釣り、船釣り、魚類の加工体験等が実施されておりますが、今後は観光と連携した遊漁船を利用した釣り、養殖クロマグロの給餌体験等の新たな体験メニューの創出を通じて、事業の確立、雇用の拡大につながるよう、取り組んでまいります。

現在、市内の民宿や農泊をまとめたグリーンブルーツーリズム協会が御尽力いただいておりますが、このような体験宿泊をコンテンツとして運営されており、順調に利用客数を伸ばしている状況であります。

今後は、これまでのコンテンツに対馬市が造成する教育プログラム等を導入していただきながら、さらなる利用客の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

次に、厳原南部地域活性化プロジェクト策定事業についてでございますけども、この事業は、厳原南部地域の活性化のために、そのロードマップとなるアクションプランを作成するものであり、プランを検討する場として、各地区から区長とほかに1名の委員を選出し、厳原南部地域アクションプラン策定委員会を設置しております。

その第1回目の委員会を12月2日に開催し、プラン策定の方向性を共有するとともに、地域の課題等について意見交換を行ったところでございます。

今後は、地区の事業者等へのヒアリングや地域の皆さんへのアンケートも行い、地域の課題を

抽出・整理し、その解決策等について策定委員会を開催の上、今年度中にアクションプランとして取りまとめる予定としております。

次に、3点目でございますけども、石屋根倉庫群の保存についてでございますが、石屋根倉庫につきましては、島内で採石される頁岩を屋根に利用した、対馬独特の建築物で、かつては強風の吹く西海岸沿いの集落に多く見られました。その建築年代を含めた詳細は、残念ながら、はっきりとしていませんが、また景観保全の観点からも、後世に残すべき資産であると考えております。

椎根の石屋根倉庫群のうち1棟は、昭和52年に長崎県文化財保護条例の規定に基づく文化財に指定されており、平成19年に2棟、平成25年に1棟が長崎県まちづくり景観資産登録制度の地域の歴史的な景観の形成に寄与する建築物として登録されております。

石屋根倉庫の調査につきましては、教育委員会におきまして、平成17年度に対馬市として初めて全体調査を行っております。

当時の調査報告書によりますと、上対馬、峰、豊玉町は残存数がなく、上県町に7棟、美津島町に5棟、厳原町に51棟、全島で63棟でありました。

今回、15年ぶりに調査を行ったところ、上県町がゼロとなり、美津島町に5棟、厳原町に36棟、全体で41棟と減少をしております。

地区別では、久根田舎地区が16棟と最も多く残存しており、ついで椎根地区の7棟となります。

石屋根倉庫の保全は、基本的には所有者の責任負担において行っていただきますので、石屋根倉庫が損傷し、補修が必要となった際には、多額の費用負担が発生する場合もあり、保全には所有者の理解と負担が不可欠となっております。

これらの保存に係る所有者の負担軽減を図り、歴史的価値のある建築物の保全につなげるため、長崎県まちづくり景観資産に登録された建築物につきましては、その保全に要する費用の3分の2以内、県と対馬市がそれぞれ200万円を上限として補助する制度がございます。

市としましては、この制度を活用しながら、石屋根倉庫群の保存に努めたいと考えております。

なお、長崎県まちづくり景観資産の登録は、所有者の同意を得て、市が長崎県に申請を行うこととなっておりますので、今後は、まちづくり景観資産登録制度につきまして、対象資産の所有者等へのなお一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 再度、再質問をさせていただきます。

3点目の石屋根から行きたいと思いますが、よろしく申し上げます。

市長のほうからいい答弁を頂きまして、ありがとうございます。しかしながら、石屋根も毎年減っていくような状況でございます。これ、昭和53年のときは245棟あったわけでございますけど、それから現在は41棟と、非常に減っているわけでございます。

この石屋根も、昔の人が、主に久根方面の石は、島山地区とか、久田地区の石でございます。それを昔、車も行かない時代に櫓こぎ船で運んできたというような話も聞いております。

このような貴重な石を、今から解体する人たちは、もうなかなかそのふき替えもできないし、瓦でふき替えをしておりますけど、その石が、対馬じゃなくて本土のほうに持って行かれるおそれが結構あるわけですね。やっぱり、そういう石は貴重な石でございますので、今後、市としての考えも、もっと保存をしてどこか、その小屋を建て替える人がもう使い切らないようなときは、市が何とか対策を練って保存するとか、そういうことも一つ考えていってほしいと思います。

それと、今、久根のことをいいますけど、久根も今度、河川改修しよるわけです、久根川を。その河川改修で3棟ぐらいかかるような状況になっておりますけど、そういう人たちともよく相談をして、移築はなかなか難しいと思いますので、その石を市がもっとこうまい方向に使われないものか、そこのところもひとつ、お願いしたいと思います。一応、その点について市長のお考えを伺います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、私はこの対馬の石屋根の倉庫というのは、大変貴重な石材、そして資材だというふうに考えております。

そこで、基本的には、長崎県まちづくり景観資産への登録をしていただいて、これを、県と市の助成を受けながら、改築していただくことが、私といたしましても、市民といたしましても、望ましいというふうに考えているところでございますけども、ただ、議員おっしゃられるように、これまでは各地域でも、地域の相互扶助等に基づく労働力の提供があつて、このような石屋根群が建築されたものというふうに考えておりますけども、近年はなかなかそのような労働力が難しくなっている、その上に改修をされる場合は、石屋根に代わって安価な瓦屋根に模様替えをされるというようなところが進んできているのではないかとこのように思っております。

そういうことで、議員おっしゃられるように、この石屋根に使っている石は、どこにでもない石でありますので、それが本土地区のほうの建築業者や造園業者が、私のところにも実は、石屋根というか、石塀の石を売ってくれんかというようなことで来てました。私はもう、きっぱりとお断りをいたしましたけども、そういうこともございますので、これが島外に流出しないように、何らかの、そういう石材のバンク等ができないかなというふうに、私自身も思っている、考えているところでございます。

今後は、関係課等とも、そこら辺の協議をしながら、また、そして石屋根の所有者の皆様とも

協議を重ねながら、できるだけ、そういった、石材バンク的なものを構築して、この石屋根の石材が島外へ搬出されないような対策を練っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） どうも前向きな説明ありがとうございます。ぜひ、やっぱり対馬の石屋根は台風にも強く、いつかこの、読売新聞にも載っておりますので、今年の9月の新聞に、台風に強いことが改めて証明されたというような、新聞にも載っております。そのために、ぜひ、島外に流れないように、そして保存のために対馬市で、対馬市の文化財、本人たちの了解は要りますけど、そして、できたら石屋根基金とか、そういうようなこともひとつ考えてもらいたいと思います。

対馬の財産でありまして、本土に流れて、うちの近くの小屋も熊本県の菊地か何かに移築された事例もありますけど、そういうふうで、やはりもう雨漏りがしたら、なかなか難しいわけです、保存が。それでもう、今、石屋根をふくような人たちも少なくなっておりますし、難しいと思います。ぜひ、今言われたように、市が石屋根バンクとか、そういうふうに対馬に残すような方法を取っていただきたいと思います。

それと、やはり、その持ち主の了解が必要ですから、やっぱりそのところを、一応文化財的に考えて、見て回って、どうしても残したい石屋根は結構あります。もう倒れかけたところもありますけど、久根、椎根、上槻、久根浜で、ほとんど石屋根は残ってると思います。この41棟のうち。ぜひ、そういうふうで基金か文化財、市の文化財として残すような方法を取ってもらいたいと思います。

以上で終わりますけど、この件については、市長も今、石屋根バンク等で対馬に残すということでございますので、私も安心をしております。

それと、今、河川改修がもう早速かかって、何年、二、三年後にはかかっておりまして、その持ち主ともよく協議をして、ほとんどもうばらして、新たに瓦にしようというような話も聞いておりますので、その石を本土に行かないようにぜひ守っていただきたいと思います。

そして、2点目の南部地区のアクションプランについてお伺いをいたします。

私は、この前、2回ほど豆殿の尾崎山周辺にちょっと調査に行ってきました。そしたら、私たちの青年時分はすばらしい、両方に松の木が生えて、豆殿崎は、景観のいいところでございますけど、今、松の木はもうほとんど松くい虫で枯れてしまっております。10本ぐらい残っておるかね。それと、もうやはりそこもイノシシと鹿でものすごく荒らされています。そして、遊歩道の突端までこう行ったんですけど、もう突端のほうは、石垣を積んであったのが、もう抜けかけよるわけですかいね。そやけ、今、立入禁止のあれか何かしてありますけど、ぜひですね、ま

あ、それから、そこに下がる道もこう傾斜がものすごくついております。やっぱりもう老人とか何とか危ない、子どもとか危ないような状況でございますので、その整備も早急にそれはしてもらいたいと思いますけど、お考えを伺います。市長の考えを。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この尾崎山の松の立ち枯れについては、私も確認しておりまして、大変残念だというふうに思っております。

私も実は、農林水産部の部長時代にあそこの松くい虫防除関係にも携わってまいりましたが、当時はヘリコプターでの散剤とか、また耐久松の植林とか、いろいろございましたが、これが、今もう大方、大きな松がなくなってしまっているということで、憂慮しているところでございます。

そういうことで、今後、この尾崎山の遊歩道等の整備、そしてまた、その復旧等も含めまして、このアクションプランの中でも練っていききたいというふうに思っております。

この対馬の一番南部の風光明媚な、有効な観光資産を有した場所だというふうに認識しておりますので、できる限りの対策は、今後、練っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） ありがとうございます。

やはり、松がもう枯れてしもうて、今、雑木が少しは、あれは背が低いわけですね、雑木も。この周辺は、尾崎山組合という組合があると、そこ、土地の持ち主やそうですけど、そこも毎年、松の松くい虫の散布をしたり、また、松も植えているわけですけど、それももう育たない状況でございますので、今、シイノキか何かを植えとる、植えよるそうです。シイノキは塩害にも強いということで、シイノキを植えとるというような話を聞いておりますので、ぜひ、まあ、昔のようにはならないと思いますけど、ある程度、森も、林が太るような、そして、植えるためにも、やっぱり尾崎山組合だけじゃなくて、市が助成ができれば、幾らかの助成をしながら、この景観を後世に残してもらいたいと思います。

それと、トイレ等は、市長も話されておりましたが、あそこにやっぱりトイレが必要で、今、トイレも何も整備されていないような状況でございます。ぜひ、そのトイレも何か、市長の話では太陽光か何かというような、トイレの設置も考えてあると思いますので、ぜひプランの中に入れて、進めていただきたいと思います。もう一回、その件について、トイレ等、整備についてのお話ができれば。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 尾崎山のトイレにつきましては、まず電気、そして水等が要らない、環

境型のトワイレというトイレを尾崎山に設置する計画としておりまして、今年度予算のほうに入れておりますので、また詳しいことは担当部長のほうから答えさせたいと思いますけども、このトイレは、水がもうほとんど、最初の何か、だけだということを知っております。そして、電気は太陽光で取り入れるという、そしてその処理はバイオマスと申しましょうか、何か、分解をするような何かトイレらしいということを知っておりますので、これを今年度中に設置したいと思っております。

詳しいことについては、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 豆敷崎のトイレの件でございますけども、現在設置してあるトイレがもう古くなって、機能を果たしてないという部分がございますので、今、市長が申されましたように、トワイレという電気、水が要らないトイレの分を設置するように、本年度設置をする計画で発注をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 初村議員、もう少しマイク近づけて、質問してください。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。どうもありがとうございます。

そのような関係で、やっぱりトイレはぜひ必要と思いますので、今年度中ということで、それはアクションプラン外ですね。（発言する者あり）分かりました。ぜひ、進めていただきたいと思います。

それと、豆敷地区は、漁業の集落で第1種漁業が盛んな時分には、何百人という方が素潜りで、第1種漁業で生計を立てていたわけです。それが、ここ十数年、減少してしましまして、今もう数えるぐらいしか第1種漁業はおらんと思います。そのような関係で、昔からの文化財等は結構、昔のしきたりはよく残っておりますので、ぜひそういうのを生かした方法を考えて、豆敷の地区の、特に多久頭魂神社辺りは、県の指定の文化財と思われましますので、ぜひ、そういうところも考えて、アクションプランの中でやってもらいたいと思います。

それでは、この2点目については、終わりたいと思います。

1点目で、対馬の植林された、植林がもう伐採期にこの二、三年後から入ると思います。それで、今、間伐、縦列間伐とか何とかいうあれで、材料は結構出ております。

それで、伐採をした後の植林ですね、自然林も一緒ですけど、自然林は、今、パルプ等で、内山方面は結構切っております。切った後は、私はこの森林の森林づくり条例基本計画かね、条例で、自然林を切った後は自然林で育てるといような解釈をしておりましたけど、もうほとんど、また杉、ヒノキ、針葉樹を植えているような状況でございますので、これはちょっと景観にどうかかなというような感じもいたしますので、シイタケ原木を切った後とか、そういう、パルプ類を切った後は、やっぱり自然に返すためにも、自然林を推奨してもらいたいと思います。

市長も話されましたように、久田地区から内山までは、春になればヤマザクラがいっぱいあるんですよ。私は、これは物すごい景観だなあと、いつもあそこを通るたびに思うわけですけど、これも自然を生かした山づくりで、これもひとつ考えて、後世に残すような考えでやってもらいたいなあと感じております。それは、市が単独でできるわけではございません。地権者といろいろ話ながら、してもらいたいと思います。

それで、対馬市のガイドラインで、伐採ガイドラインというのも出ておりますけど、その中に、対馬市のゾーニングで、保全管理ゾーンというゾーンができております。これが6つほどありますけど、その中で、対馬市に学術的価値とか景観形成要素のあるところ、公益的機能の保持とありますけど、対馬市として、そういう価値のあるところは、ゾーンは指定してあるわけですか、つくってあるわけですか、そここのところ、分かれば、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、1点目の落葉樹等の再造林をということで、今、環境譲与税等を活用して、再造林するときの支援策を打ち出しておりますけども、この中で、針葉樹だけじゃなくて、広葉樹、ナラ、クヌギ、ケヤキ等、そしてまたヤマザクラとか、そういったところについても補助を入れるようにしておりますので、またいろいろと協議していただきながら、今、議員おっしゃられるように、環境に優しい植林というか、そういったところはしてほしいなというふうに思っております。

それと、2点目の保全ゾーン関係につきましては、また担当部長のほうに詳しいことはお答えさせていただきたいと思っておりますけども、河川沿いとか、山の尾根筋とか、そういったところをまず残していこうというようなことから始まったというふうに、私も、今、記憶をしているところでございますけども、その場所が、どういうところが保全されているか、ちょっと担当部長のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 保全ゾーンの件でございますけども、今、市長が申しましたとおり、河川沿いから十数メートルとか、あと尾根沿いの範囲について、木を残すといった伐採の仕方をするということで、私の方は理解しております、その保全ゾーンをどの範囲で決めているかということにつきましては、今のところ、範囲については、私の方はちょっと理解していません。申し訳ございません。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。せっかく自然の美しい山々でございますので、やっぱり自然を残すために、杉の木じゃなくて、針葉樹だけじゃなくて、広葉樹、落葉樹等を再造林、自然を、パルプ、シイタケ原木を切った後は、ぜひそれをしていかなければ、対馬

のシイタケはなくなりますよ。その後、全部、杉・ヒノキ植えたらなくなろうというように思いますので、ぜひ落葉樹、シイタケ原木、ケヤキ、桜等、ぜひ植えてもらいたいと思います。

それで、せっかくですので、市長、久田から内山まで桜は物すごい景色のいいところです。だと思います。それを利用して、やっぱり有明山からですたい、歩道、遊歩道ですね、その整備も必要かなと思いますので、ぜひお願いを、計画にのせて、あの辺からこう見えるようなところあります。そして、内山峠の舞石ノ壇山とか小鳥毛峠、あの辺からは景色がいいと思いますので、ぜひあの辺の遊歩道をお願いをしたいと思います。

それと、観光の問題で、今、対馬にG o T oキャンペーンで結構来ておられます。この人たちもやはりもうほとんど日本人客でございまして、やはりおもてなしの心と食の提供をもっと、対馬に来てよかったと言われるような食事、魚介類を食べにいらっしゃるわけですから、新鮮な魚介類を提供してもらいたいと思います。そのためには、流通として、対馬商社がそのような役割を担うということでございますので、そのような仕事はしてありますか、商社辺りは。取引等があるかどうか、そこのところお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 実は、対馬市地域商社のほうでアンケートを実施いたしております。そのアンケートの中で、例えば、その、アナゴとか、そういった、なかなか手に入りづらい材料等が、今、たしか、一施設だけ、たしか地域商社のほうから届けているんじゃないかなと思っております。その他は、やはり民間の魚屋さんとか、そういったところから材料を仕入れているというふうに、私のほうは聞いております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、分かりました。ぜひ、対馬の地域商社で立ち上げておりますので、活魚等も扱って、やっぱり新鮮な魚を各飲食店辺りに直接流すような方法で、新鮮な魚を観光客には食べさせていただきたいと思います。

いろいろ私も苦情を聞きますけど、対馬に来て、対馬で捕れないような魚、サケとか、そういうようなものが出ておりますので、そういった、もう食べんでいいと思いますよ。対馬もアナゴとか、マグロの養殖もありますし、ぜひ、そういうような食を食べさせていただきたいと思います。

そのようなことで、商社にもハッパをかけて頑張るようお願いをしておきます。

それで、もう時間もありませんので。それで、通告はしてませんが、1点だけお願いということで、市長に伺います。

今、統合問題、学校統合ですね、学校統合の問題がいろいろ説明等、教育委員会から来て説明

等があつとるそうでございますけど、やはり私たちの地区をいいますと、佐須中があと2年後にはなくなるというような話も聞いております。その関係で、やっぱり父兄は大きな負担になると思います。

それと、やはり行くにしても、道路事情ですよ。佐須地区はトンネルができたけえいいんですけど、私んところからやったら、佐須まで出て、また巖原まで来るか、もし久田に行くとなれば、久田のほうの道路を走らないけんわけです。やっぱり道路事情ですけど、椎根上槻間の市道です、もう県道はなかなか難しいというような話でございますので、ぜひ市道の整備を、まあ、対馬を1周する観光客にとっても必要やと思いますので、ぜひそれを頭の中に入れて、今後の市政に反映をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。答弁はいいです。

どうも、これで私の質問は終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、初村久藏君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をします。再開を11時5分からといたします。

午前10時49分休憩

午前11時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。新政会所属の春田新一でございます。質問に入る前に、昨日の会派代表質問でもやり取りがあってございましたSDGsについて、少し御紹介をさせていただきます。

持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて先進的に取組を行うSDGs未来都市に選定をされた本市の重要な施策は農林水産業だというふうに思います。これが、持続的に成り立つ島でなければならないというふうに思います。

現在の対馬の構造では、地域で生産をされる資源の豊かさと経済的豊かさがリンクをしていないというふうに思います。今の考え方、方向性では、農林水産業を守ろう、残そうと言っても、無理があるのではないかなというふうに思っております。SDGsの達成に向けて、今後もオール対馬で新たなゴールを目指していかなければなりません。

それでは、通告をしていました3項目5点について質問に入ります。

まず、1項目めです。本市の高潮対策、地域に応じた道路排水溝の防災対策についてお尋ねをいたします。

地球温暖化で海岸付近は潮位が高くなっているというふうに見受けられます。大潮のときには、道路、また排水溝は一部で冠水が見受けられる、このことについては、全島的に対策が必要というふうに思います。

それで、日本気候変動のポイントとしては、世界の気温上昇が4度になると、日本の年平均気温は約4.5度、上昇するとも言われています。

また、大気中の水蒸気流が増え、台風は日本海付近で強度を増し、大雨や短時間豪雨の頻度や強さも増し、雨の降り方は極端になるとも言われています。

日本沿岸の平均海面水位は、2度未満を達成できても、20世紀末より40センチ前後、また4度上昇の場合の海面水位は70センチ前後上昇し、浸水被害のリスクが高まるとも言われています。

海と山に囲まれている本市は、大潮のときには、海岸付近の道路冠水が目視されるようになっています。今後、調査をされて対策を検討していただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次、2項目めです。二級河川比田勝川についてお尋ねをいたします。

近年の大雨・台風などで土砂の堆積が目立つようになっています。また、特に下流側の右岸・左岸の護岸擁壁の老朽化が目立つようになっているが、部分的改修と土砂の浚渫はできないか、お伺いをいたします。

この二級河川比田勝川は、昭和46年の大雨により、対馬全体が大水害に見舞われ、特に上対馬は被害が大きかったと聞いています。昭和46年から49年の3年間で、約920メートルぐらいの災害復旧事業で河川の整備をされたと聞き及んでいます。

また、その後も、国道の改良事業で上流側、現在の比田勝小学校付近が河川改修をされたというふうに思っております。下流側では、護岸擁壁のクラックあるいは天端コンクリートの亀裂が目立つが、改修の考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

次に、3項目めです。特別支援学校小学部、中学部の設置に向けた取組状況について、お伺いをいたします。

このことにつきましては、1年前の12月定例会において質問をさせていただきました。再質問になります。

まず、文部科学省が平成19年6月に、教育改革関連三法を成立いたしました。障害のある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとして、特別支援教育を学校教育法に位置づけ、全ての学校において障害のある幼児、児童生徒の支援をさらに充実していくことになっています。それに伴い、壱岐・五島などの同じ離島においても、特別支援学校小学部、中

学部、高等部がそれぞれ設置をされており、重度障害児の学びの場が住み慣れた地域で、温かなぬくもりの中で確保されています。

しかしながら、本市においては、平成24年に虹の原特別支援学校高等部対馬分教室が設置されているにとどまり、小学部、中学部においては、いまだ設置がされていません。

現在、本市の重度障害児童生徒においては、住み慣れた地域を離れ、寄宿舎生活で毎週末に帰省をするという厳しい環境の中で教育を受けている実情であります。同じ県内に居住することもたちの教育格差をなくすためにも、こどものニーズに応じた教育環境の整備だけではなく、家族として当たり前の生活の確保は、急務であるというふうに考えます。

県教育委員会の御理解、御支援を賜り、本市においても、長崎本土、壱岐・五島と同様な環境で、障害のある子どもたちが学習及び生活ができるよう、特別支援学校小学部、中学部の設置に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

その1点目です。県教育委員会と協議が必要、県へ働きかけをしていきたいという前回の教育長の答弁でございました。協議はされたのか、お伺いをいたします。

次に、2点目です。重度障害、特別支援が必要なこどもの実態調査に取り組みたいという答弁がございました。調査の進捗をお伺いいたします。

次に、これは市長にお尋ねをいたしますが、3点目です。対馬市長期人口ビジョンの重点戦略3では、子育てができる環境を創出するとあります。特別支援学校小学部、中学部の設置については、関係機関との連携に努めますと明記をされています。市長の基本的な考え方を、お伺いをいたします。

以上、3項目5点について答弁をいただきます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 春田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の高潮対策、また地域に応じた道路排水溝の防災対策についてでございますけども、議員おっしゃられるように、地球温暖化による影響の一つであります海面上昇は、氷河が解けたり、海水の熱膨張で海面が高くなるというふうに言われております。世界各地で様々な影響が発生し、対馬におきましても、海岸近くの低い土地などでは、以前にも増して大潮による浸水被害が広がっている状況でございます。

大潮に伴う浸水箇所は、地区からの要望やパトロールなどにより、状況は把握しておりますが、その対策として、一般的には海岸や道路のかさ上げなどの方法が考えられます。しかしながら、大潮と大雨が重なった場合は、背後地が冠水してしまうなどの最悪の状況が考えられるため、地理的要因によって解決すべき問題が様々であることから、大変難しい問題であるというふうに認識をしているところであります。

幸いにも、冠水は日常発生する現象ではなく、盆潮と呼ばれる、夏から秋にかけての大潮のときなど、年に一、二回見受けられますので、今後も注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、冠水箇所は県が管理する施設においても、同様の状況でございますので、今後も状況の変化に注意しながら、県との対応、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

このような関係であるために、先ほども議員のほうからも話がありましたように、今後、地球温暖化阻止の取組やCO₂削減の課題につきましても、市といたしましても、できる限りの施策等を練ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、比田勝川についてでございますけれども、比田勝川は県が管理されている二級河川であり、昭和46年の水害によりまして、護岸が被災したため、災害関連事業において、全長920メートル間の復旧と併せて改修が行われ、その後、維持的な補修・補強が行われてきたところでございます。

河川の維持管理でございますけれども、県では護岸や河道の状況を把握するため、地元要望に加えて、出水期の前などに点検を実施しております。点検の結果、堆積が著しく川の流れを阻害している場合や護岸崩壊等の危険性が高い箇所につきましては、重点的に補修を行っており、今年度は佐護川、琴川、一重川などの維持補修工事を実施しております。

比田勝川の堆積土砂の除去につきましては、堆積の状況を調査し、緊急性が高いと判断される部分を確認いたしまして、来年度の予算により対応を検討する計画であるとのことでございます。

また、護岸の亀裂につきましては、背後の吸い出し状況やブロック全体の安定性を検討した上で、問題があれば必要な措置を講じることにしておりますが、天端コンクリートの浮いた箇所については、平成27年度から大きな経年変化も確認されていないため、引き続き経過観察を行っていきたいとのことでございます。

なお、県管理の二級河川では、護岸の倒壊している箇所や天然河岸の洗掘箇所など、緊急を要する箇所を優先して実施しており、現時点では、比田勝川の改修の計画はありませんとの回答でございます。

今後とも、市民の安全・安心を確保するため、県と市が連携して河川の適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長職務代理者、吉野建實君。

○教育長職務代理者（吉野 建實君） 春田議員の質問にお答えいたします。

障害を持つ児童生徒のための特別支援学校の小学部及び中学部の設置に関する教育委員会の考えについては、昨年度12月の定例会でお答えしたとおりです。対馬市教育委員会としては、特

別支援学校設置を望む方々の思いを受けながら、対馬市の現状を伝え、特別支援学校の設置者である県教育委員会の担当課とより具体的な協議を進めていくことが大切だと考えています。

県教育委員会との協議については、県教育委員会の担当課職員に対馬市教育委員会を訪ねていただき、現状について話し、設置に向けたお願いをしております。その後も、県及び市教育委員会の担当で随時連絡を取り合っているところです。

次に、調査の進捗状況についてでございますが、特別な支援が必要な児童生徒への適切な教育の場は、毎年12月に行われる対馬市教育支援委員会で行われた審議をもとに決定をしております。

同委員会の審議には、学校での様子を踏まえた校長の意見、医師や専門機関による検査結果や診断書、保護者の意向、就学前の幼児については、幼稚園やこども園、保育園等の訪問による実態把握などをもとに、専門的な立場の方々に審議をしていただいております。

この委員会に提出された資料や審議内容によって、障害の程度や特別な支援が必要なこどもの実態を把握しているところです。しかしながら、適切な教育の場を検討するに当たっては、障害の程度のみで判断できるわけではなく、現在は保護者の意向を可能な限り尊重することになっていきます。

よって、特別支援学校に関しましても、障害の程度のみを捉えて即対象であると判断することはできないため、正確な数を捉えることは非常に難しい面もありますが、これからも特別支援学校小学部、中学部の設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 続きまして、3点目の、私の基本的な考え方ということで質問がありましたので、このことについて答弁をさせていただきます。

特別支援学校の小学部及び中学部設置に関しましては、特別支援学校小学部、中学部の設置を望む会の皆さんのお考えをお聞きする機会もありまして、切実な思いというふうを受け止めさせていただいているところであります。

基本的には、教育は一人一人の特性に応じて行われるべきものであると考えております。

また、特別支援学校に関しましては、その設置者が県であることを踏まえ、長崎県及び長崎県教育委員会に対し、必要な働きかけを行ってまいります。

対馬における特別支援学校の小学部及び中学部設置に関しましては、今後の進捗状況に応じて、入学志望者の推移や設置場所による通学人数の把握を行い、どこにどのような形で設置していくべきかなど、教育委員会と連携しながら、その設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） はい、どうも、答弁が終わりましたので、順を追って整理をしていきたいというふうに思います。

1項目めの高潮対策でございますが、市長の答弁の中にもありましたように、今から先も水位が上昇するというような傾向にありますので、先に先に取組を進めていかなければいけないというふうに思います。

私が目視で見て、ここはもう非常に、潮が道路あるいは玄関口まで来てるなというところを御紹介をさせていただきますので、特に急ぐところを今から質問させていただきます。

上対馬では、比田勝港臨港道路、これは梅屋ホテル前ですね、それから信号機を過ぎて脇本本店前ということになります。

それから、泉では、一般県道大浦比田勝線の泉校区の通学バス停付近、ここも少し道路が低い、それから豊に行きますと、上対馬漁協豊支所海岸付近、ここもほとんどいっぱいのようにあります。

それから、浜久須で、主要地方道上対馬豊玉線、玉田商店付近あるいは運動公園の側溝辺りですね、そこら辺が高潮で、大潮のときにはいっぱいになっているという状況であります。

それから、主要地方道上対馬豊玉線、舟志郵便局から琴方面、200メートルぐらい行ったところの直線道路の部分、次に、上県町では、佐須奈郵便局から漁港臨港道路、特に佐須奈診療所前付近が低いところであります。

それと、市道三軒屋線、これはもう市道ですから、三軒屋線、グラウンドの前辺りになります。

それから、仁田に行きますと、県道から漁港臨港道路、越ノ坂、犬ヶ浦、元漁協支所前付近ということで、この道路は県の管理でございますが、同僚議員も1回質問があったというふうに思っております。越ノ坂の道路改良部分で少し残っている部分と、それから犬ヶ浦に行きまして、元漁協支所の前が非常に冠水をしている状況、これも山側には建物がありますので、なかなか県のほうもスムーズにいかないというような状況は聞き及んでおります。

それから、あと、鹿見の鹿見中道線、ここも鹿見郵便局前付近ですね、この辺ももうほとんど、市長が先ほど答弁されましたが、夏にかけて、8月、9月の大潮にかけて上がってきているというような状況でしたが、ここはもう少し潮が大きくなればもう上がるようなところでございます。

それから、峰町に行きまして、三根の三根漁港漁具保管修理施設、一部野積み場、荷揚げ場というようなところの一番、運動公園から真正面に見えるところではありますが、あそこも私は道路を走るときに非常にもういっぱいという、ぎりぎりの線に行っています。風が吹いて少し小波が立てば、上に上がっているような状況であります。

それから、豊玉町では、仁位の、仁位漁港臨港道路の渡海船乗降所、特に待合所付近、これ、待合所付近は、私、1回、部長とも話をさせていただきましたが、県の道路でありますので、敷地でありますのでということで話は終わりましたが、トイレも、もうトイレの中に潮が入るような状況であります。

また、その、乗降所でありますので、ある程度待合室もかさ上げをしなければいけないという状況のところだろうというふうに思っております。

以上のところを私が目視して、美津島、巖原については目視ができませんでしたが、こういうようなところを、もう少し中に入っていきますと、もう冠水をしているところ、これが上対馬では琴の郵便局から琴の方面に行くところの直線道路、琴じゃなくて舟志ですね、そこはもうほとんど潮が上がって、道路半分、片方の道路は潮で通られないときもあるというふうに、私も思っております。

そういうようなところを、先に先にこうやっていただく、また、その人家、民家があるところは、玄関口とか、そういうものとの高さ関係もありましようし、なかなかそこは難しいというふうに思いますが、県の関連のあるところは県と協議をしていただいて、先に先にこれを進めていただきたいというふうに思いますが、今、私が申し上げた箇所について、市長の考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうも、全島で約18か所ぐらいの箇所を把握しているところであります。

この中で、特に上県の犬ヶ浦、そしてまた越ノ坂、こころ辺は背後の住宅地のほうが低くて、道路計画を決めるときに、道路自体を上げられなかったというような経過を聞いております。

確かに、あまり道路を上げ過ぎますと、大雨と重なったときに、今度はその住家のほうが冠水をしてしまうというようなことから、地区住民の同意を得ながら、道路等の高さを決めていく必要があらうかというふうに考えているということが1点であります。

それとまた、道路の高さ等と関係のない側溝等につきましては、できる限り逆流防止板等の施設は、設置はしておりますけども、どうしても背後からのごみ等が集まって、なかなかその本来の機能を発揮していないところもあるというふうに聞いております。

そういう関係で、この高潮対策につきましては、大変難しい問題であるというふうに、私自身も認識しております。ただ、その、波とか、潮を防ぐだけなら防潮堤、またパラペット等に対応はできるんですけど、先ほども申しましたように、大雨時と重なったときの対策を考慮しながら、今後の計画を、地区の同意を得ながら、練っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） どうも、まあ、市長の言うとおりでらうというふうに思います。

犬ヶ浦の話が出ましたので、犬ヶ浦の話をさせていただきますが、非常に難しいところであり、しかしながら、何らかの形で県との協議をされながら、また地元の方々と協議をされながら、方法を練っていただきたいというふうに思います。

今、言われましたように、県との協議がどこも必要になってきます。市道であっても、これは民家あるいは近隣の方々のいろいろな意見交換をしながらやっていかなければいけない。そういうものを早く取り組んでいただきたい。箇所的には、今、私が目視して、いいところはそうありませんので、そこら辺を、どこから順番をしていくかというのを決めていただいて、やっていただきたい。

これも、国土強靱化あるいは長寿命化というような国の方策でも上がっておりますので、そこら辺にも少し力を入れて、先に先に進めていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いしときます。

1問目は終わります。

それから、今度は2項目めでございます。

二級河川比田勝川について答弁がございました。非常に、答弁で分かりましたように、なかなか難しい。私も県のほうに、このクラックと天端コンクリートのクラックあるいは亀裂あるいは吸い出しということで連絡を頂いて、確認をお願いしますということでありましたが、そのときに私に連絡をしていただければよかったんですが、そのまま担当の方が見て、後から電話はもらいました。どうもありませんよと。いや、どうもないなら私も言いませんよということでしたが、まあ、そのぐらいしか言えませんので、それで終わったんですが、やはりそこにお住まいの方、その河川の近隣の方の、やはり見て、ああ、怖いなあ、これいつ壊れるか分からないなというところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうのがはっきりですね、これは長寿命化で、計画で、こういうふうな計画を立ててやったんですが、問題ありませんのでもう少し我慢をしてくださいとか、そういうのを分かるように、地区の皆さんに分かるようにしてもらわないと、毎日毎日電話はかかるんですから、やはりそこはそこで、行政としても考えていただきたい。そして、県と力強い協議をされながら、進めていただきたいというふうに思います。

写真を見てもらえば分かりますが、1枚目が、これがあれなんですよ、セブンブリッジから下流側を見た写真でございます。土砂の堆積ですね。非常にこう土砂が堆積をしています。

それで、私も直接、県のほうにお願いをして、今、河港課のほうでセブンブリッジの下を今回取り除きますということで、もう入札も終わっております。今年度中には取り除きがあるというふうに思っております。比田勝港の2か所、浚渫ができるということで、私も喜んでおるんです

が、この堆積が、今度はその掘ったところに、浚渫をしたところにまた流れ込む、また同じような繰り返しになるんですよね。だから、やっぱり港湾、河口、河川と、別な担当でありますので、なかなかこうスムーズにいかないんじゃないかなというふうには思っておりますが、やはりこれが一体になって取り組んで、協議をして取り組まないと、漁港は浚渫を、港湾だけを浚渫をして、河川の河口側にたまったやつをそのままにしておけば、また流れ込むわけですから、同じことの繰り返しというような、我々、素人考えではそういうふうになりますので、やはりそこにどういう予算を投入して、どうしていくのかということも今後検討しながら、市の事業もそうだと思いますが、やっていかないと、全く先には進まない、同じことを二度、三度、四度やっていかなければいけないという状況になるんじゃないかなというふうに思います。

この比田勝川は、8年前ぐらいですかね、浚渫、土砂の取り除き、ずっと上流側からやっていただきました。そのとき、8年たってこれだけたまるわけですから、あと上のほうの問題点というものもあるでしょう。災害、治山事業とか、そういうような事業が幾らか上のほうにやっていかなければ、この土砂がずっと流れてくるわけですから、そこら辺もまた検討されて、県のほうと協議をされてやっていただきたいというふうに思います。

それから、亀裂やらクラックですが、私もずっと眺めてますが、県のほうは大丈夫ですという診断をして、大丈夫ですよということなんですが、市長も先ほど言われました、吸い出しがあつてないんじゃないか、その調査をしますということですが、やはりあつてますよ。もうこれだけ老朽化していますから、50年は過ぎてますので。私が上対馬に来てから48年になりますので、もう50年過ぎてますので、小学校部分については、私が帰ってきてからの施行になりましたので、大体こう覚えてますけど、下流側はもう50年を過ぎてます。だから、県のほうもそう診断をしましたので、異常ありませんじゃなくして、やはり住民の生活に支障のない方法で、予算をかけないでやっていく方法も考えられるというふうに思いますので、そこら辺も県と協議をされて、少しでも改修ができるようお願いをしたいというふうに思います。

それでまた、この浚渫が、この比田勝川の下流側、2枚目の写真で分かりますが、商店街の排水溝が流れます。非常に土砂がたまるとれば、潮と水がないときには、もう臭いとか、そういう悪臭がありますので、そこら辺も環境に優しいSDGsですから、そこも今後やっぱり取り組んでいかなければいけないというふうに思いますよ。よろしく願いしときます。

2項目めは、その対策は、県のほうにどういうふうな対策で協議をされるか、そこだけお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 県のほうには、また私のほうからもお願いはしようかと思いますが、このことについては、今、二級河川の場合も建設部のほうが県と対応しておりますので、建設部

長のほうから、またちょっと意見を聞きたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） お答えをいたします。

二級河川の維持管理ということでございますけども、県のほうも管轄は上県土木が担当しております。市のほうにつきましても、通常、北部建設事務所において、上県土木管内についてはやり取りをしていただいておりますけども、巖原の振興局のほうとも、私どもも上県土木と振興局と、またうまくいくように話はしていきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） どうもありがとうございます。

何か県のほうも、協議はされてるんですが、道路についても、河川についても、少し対応が遅いというふうに私は感じております。私も道路付近で、県道と市道分かりますので、市道のほうはある程度作業はされておりますが、非常にこう県道、国道が見苦しいところがいっぱいあります。私も、直接電話はしますんですけど、なかなかこう予算とか業者選定が難しいというようところで、なかなか進まない、というような状況だろうというふうに思いますので、そこら辺も強く言っていただいて、進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、3点目に移ります。3点目、今回、教育長が不在でございますので、私も取りやめたいなというふうな意向を持っておりましたが、職務代理者が答弁はいたしますということで、そのまま質問をさせていただきました。御理解をいただきたいと思います。

それで、先ほど質問しました、県教育委員会との協議が必要と、また県に働きかけをしていきたいという答弁がございましたので、その協議はされたのか、中身は、教育長が不在ですので、部長が、そこら辺何回かされました、しましたとか、してませんとかという回答でいいと思います。よろしくをお願いします。

それからもう一点、重度障害の特別支援が必要なこどもの実態調査、実態調査というのは実態はされませんということで、個人情報とか、そういうものがありますので、実態は調査されませんが、ある程度、どのくらいの生徒が在籍をしているのかの調査はできますということでしたので、その調査をどういう方法でされたのか、してなかったらしてなかったでいいんですが、その2点、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） まず、春田議員の1点目の協議をしたのかということの御回答になりますけども、昨年12月15日に陳情というか、要望を受けまして、その後、会としては、坂本県議にも要望されたということもありまして、教育長が春先から何度か教育長会議がございます。その折、何度か、特別支援教育課のほうにお尋ねをして、具体的な動きであるとか、その辺

の指導を頂きながら、今後の進め方について協議をしております。

その後、今年になりまして、再度、陳情を受けまして、実は、昨日、県のほうに特別支援学校小学部、中学部の設置を望む会の方々が対馬島内で嘆願書が集まったということで、県のほうに嘆願書を持っていかれるということに、学校教育課長の吉野が同席をいたしております。県のほうで対応していただいたということで、受け取っていただきましたという報告は受けておりますが、何分、昨日のことですので、詳細は分かりません。

また、県からの動きとしましては、今年の7月27日に担当の参事さんが、特別支援教育課の参事さんが市教委を訪問されて、学校教育課長並びに教育長と意見交換をされているという状況で、県との連携・協調については、過分なく進んでいる状況です。

また、2点目の、調査をしたのかという部分に関しましては、先ほど吉野職務代理者並びに市長からの答弁もございましたように、入学を希望される皆さんの障害の程度だけで、その数が把握できるという状況ではありません。保護者の同意もあって、また設置場所ということを市長が申しましたように、設置場所の問題もございますので、具体的な調査に関しましては行っておりません。

それから、話が前後しますが、先週末、特別支援委員会というのがあっております。その中で、今、議員がおっしゃられる、数の把握とかいう分については、来年、小学校に上がることも、今、小学校にいる子、中学校にいる子の会議が持たれておりますので、その場で大まかな、大まかなというか、個々の数というか、詳細な状況については把握ができております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 教育長不在ですので、部長はそのぐらいの回答になるというふうに思います。

これは県の事業になりますので、なかなか県との協議がスムーズにいかねばなりません。しかし、今度は、それがスムーズにいき出して、どこを選定するのか、対馬のこの広い中で、どこら辺に設置したらいいのかということも今から出てきますので、そこは教育委員会の中で協議をしながらやっていただきたいというふうに思います。

次、教育長が不在ですので、私の自己報告になるんですが、やはり県のほうとしても、なかなか、今、何か所も特別支援学校をつくらなければいけないということで、協議が進んでいるということで、なかなか順番というものもありますが、前回、教育長が答えられたのは、障害の種別によって、特別支援学級を開設していますということで、各学校にその支援が要ることもさんのために支援学級を開設をされているというように思います。

今年度、小学校では、19校中13校に25学級68名の児童が在籍をしています。これは重

度と、軽度と、いろいろこう障害があるというふうに思いますが、68名の児童が在籍をしていますということですね、小学校で。また、中学校では、13校中9校に12学級22名の生徒が在籍していると、特別支援学校に該当するような重度の障害を抱えているこどもも入級をしているというふうに考えられます。

一方では、親元を離れ、専門的な指導を受けるため、島外の特別支援学校に入学をしてあるこどもさんもあり、保護者の身体的・精神的、また経済的負担は大きいものと思います。このような現状を見たときに、小学校、中学校における特別支援学校開設を望むところであります。各小中学校の関係団体との情報共有を図りながら、県教育委員会特別支援課に情報提供をしながら、先に進めていきたいというふうに思いますという答弁でございました。

それで、私も、そういうことであるならば、やはり県のほうに先に申し出られないかないないということで、2回、もう県のほうに行きました。

まず、地元、坂本県議をお願いをして、県教育委員会特別支援課のほうへアポを取っていただきました。2月の24日に県庁の議員控室で課長さん、参事さん、それから担当の方と県議と私と5人で意見交換をさせていただきました。

県の考え方としては、対馬市と情報共有を図りながら前向きに進めていきたい、またここも前向きに進めていきたいということで、本当にこう心強い、心優しい人ばかりだなというふうに私は感じたところであります。

まずは、特別支援が必要なこどもの調査をお願いしたい、それは県のほうから対馬市のほうにお願いをしたいという申出がありました。

それから、調査報告に基づいて、県の支援課の方向性を出していきたい、それから事業に取り組んでいきたいというような回答を頂いたわけであります。

それから、その後、その課長さんと参事さんが、3月の異動で代わられましたので、これはまた引継ぎがあってないんじゃないかなというふうで、私はすぐまた県議をお願いをしたんですが、これが11月の20日にアポを取っていただき、県庁の7階の会議室で新しい課長さん、そして参事さんと担当の方と5名で、意見交換をさせていただきました。

課長さんは、いいことに虹の原特別支援学校からおいでになったということで、情報は私もよく把握していますというような回答でした。

それから、参事さんは、元大調小学校に勤務をしておりました。対馬の状況はよく分かってますということで、非常にこう力強いお言葉を頂いたわけでございます。

そういうような状況で、課長さんの話では、対馬市の情報を聞きながら、また、ここも一緒ですが、進めていきたい、学校の中に特別支援学校を設置するので、今後、どこを選定して、どこを希望されるのか、そこら辺も調査をしていただいて、選定をお願いしますというような、新し

い課長さんですよ、言われております。

だから、その調査とか、保護者とか、そういうところで協議をされながら、教育委員会としては取りまとめて、また県のほうにお願いをするというのが望ましいのではないかなというふうに思います。

あまり急いでもできないでしょうが、やはり順を追って、その県の特別支援課の課長さんも参事さんも、物すごく心が優しくて対応がいいんですから、そこら辺をどうにかうまい具合にいったらと言ったら、言葉に語弊がありますが、上手に使ってやっていかなければいけない、いうふうに私は感じております。

そういうことで、先ほど部長のほうから、またちょっと回答がありました。望む会、設置を望む会の皆さんが、昨日ですかね、昨日、県の特別支援課のほうに足を運んでいかれたという話も聞いております。私のほうには、昨日、議会が終わって帰って、坂本県議から電話がありました。非常に、その保護者の方も市の市議会から来て、一生懸命取り組んであることに私も感銘をいたしましたので、進めていきますという言葉をもらったということで、私も非常に、ああ、よかったなというふうには思っております。今後、また、私でできることがあれば、どんどん先に進めていきたいというふうに思いますので、今後の状況を見ながらやっていきたいというふうに思います。よろしくお願ひしときます。

この嘆願書ですが、1万7,835名の嘆願書を渡されたということで報告を受けております。非常に、そういうことで、設置が必要なんだなというようなことが分かりますので、ぜひ、そちらに置かないように、前向きに前向きに推し進めていっていただきたいというふうに思います。

あと1分になりました。市長、3点目を少しお尋ねいたします。

この3点目については、市長も1月の14日に上対馬会場で市政報告会の中で説明をされております。それから、厳原会場で1月17日に、また同じ説明をされております。非常にこう市長も前向きに取り組んであるんだなということも、私も分かりましたので、これはやはり行政だけじゃなくて、私も動かなければということで、今、動いております。そのことについて、先ほど市長のほうはもう答弁がありましたが、今後、教育委員会と関わりを持って、また、県のほうにお力添えをいただいて、一日も早い設置を望みます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開を午後1時ちょうどいたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。黒田昭雄君から早退の届出があっております。

午前に引き続き市政一般質問を行います。その前に市長から午前中の初村議員の答弁に対し、訂正の申出があっておりますので、これを許可いたします。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 午前中の初村議員の質問の中で、トワイレのトイレの関係のところ、私、バイオマス等による分解処理というふうに申しましたけど、バイオマスではなくてバクテリアと、そしてまたこれは微生物等の分解ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小川 廣康君） はい、どうぞ。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 皆さん、こんにちは。創政の長郷です。通告に従いまして2点、本日は質問をいたしたいと思ひます。

まず1点目が、被災支援制度について、どのようにお考えかということについてお尋ねをいたします。

本年も台風第9号、第10号で、本市にも大きな被害が出ておるわけですが、今回の被害等についても、国の救済措置には該当しないということで、県もなかなか対応を渋っていたようですが、県のほうは単独事業で何とか対応しようということで、補正予算が要求されているようです。

このように局所的な災害が最近多発しておるわけです。なかなか国の共済制度、補助制度等が適用しにくいというような状況も考えられます。今、国のほうとしては、共済制度を活用するように特例をして、それに加入していない人たちについては、ペナルティーって言ったら過言かどうか知りませんが、補助率をダウンしていると、今議会においても市の説明を受けますと、未加入と加入の補助率の差が出ております。こういったことに対して、事業者としては、金額の多寡にかかわらず経営的に大変圧迫されるというのが現状じゃないかと考えます。

そこで市において、国県等の各種制度等に該当しない被災者、被災事業施設等について、その対応をどのようにお考えか、まず1点お伺いをいたします。

2点目なんですが、これ指定管理制度なんですが、今、指定管理、市には多くの施設がございます。しかし、この指定管理制度は、その施設の設置目的を効果的に達成するために、民間事業者の持っているノウハウを活用しようと、それをするのがこの制度の大きな根幹であろうと考えております。しかしながら、本市においては、特定の事業者が継続をして選定されていると、この原因は、公募しても応募者が1者であるとかいうのが多々見られているようです。こちら辺については、幾ら指定管理制度があるからといって、このまま検証しないで、ずるずるといくのは

いかななものかなと考えております。

この制度の対象施設の見直し、リスク分担の見直し等を再検証されて、新たに指定管理施設としての設備、施設等の管理を考えるように、立ち止まったらいかななものかなと考えています。といいますのは、市がつくっています公の施設の見直し等が多分来年の3月、計画が切れると思うんですけど、ここにはちっちゃくは書いてないです、大まかな施設だけが羅列されておりますけども、そういったことじゃなくて、公の施設全般について、ひとつ再検討するお考えがあるかないかお伺いいたします。

同じく指定管理の制度についてなんですけど、道路の維持という問題があります。これ、昨日も話が出てましたけど、観光地を目指す本市としては、国県道であろうと市道であろうと、清掃、除草、これは終年きれいにやってほしいなと願っているものであります。となれば、今、夏場で行っている草刈り作業で、果たしてそれが達成できるのかなということを考えたときに、道路法でいけば市町村が市町村道は管理するように規定されておりますが、全くできない話じゃないと私は考えておまして、道路の清掃、除草に限って指定管理制度を導入されるお考えがあるかないか、この2点について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、被災支援制度についてでございますが、まず農業施設では、令和元年度の大雨、台風第17号による災害復旧支援として、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業により、19件の施設復旧を支援しております。令和2年度は、台風第9号、第10号により、92件の被害が発生しておりますが、今回の被害につきましては、従来の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業の対象とならなかったことから、県の農業用ハウス、畜舎等の復旧対策支援事業を活用して、ビニールハウス等の修繕24件を市の負担分を合わせて本定例会に補正予算として上程しているところでございます。

次に、水産業施設については、台風第9号及び第10号により、11の漁協管内で、漁業施設、漁船、生けす、魚類、アコヤガイ等、180件程度の被害を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、非常に厳しい経営を強いられております。

災害対策事業における水産業協同組合所管の施設、俗に言う暫定法でございますけども、農林水産業協同利用施設災害復旧事業、浜の活力再生成長促進交付金が活用可能でありますけども、早期復旧が必要な施設であるにも関わらず、災害申請等に長期間を要するため、有効活用には至っていない状況であります。

また、所属組合所有の民間施設等につきましては、共済制度を活用していただきながら、共済対象外施設については、今年度は、長崎県による養殖施設等の災害対策支援事業により、養殖施

設の復旧支援及び代替魚の購入支援を活用予定であります。これにつきましては、対馬市としても、県と同様の支援を行うべく、第3回臨時会において、予算を御承認いただいたところでございます。

毎年増加する災害に対応するため、甚大な被害が発生した場合は、規模状況により、国、県の支援策と併せて、適宜必要な対策を検討してまいります。

次に、指定管理制度についてでございますけれども、議員御承知のとおり、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、導入された制度でございます。

本制度の導入に伴い、本市におきましても、各施設の設置条例を改正し、平成18年4月から施行をしているところでございます。令和2年4月現在において、本市が設置します公の施設のうち148施設については、指定管理で管理運営を行っているところでございます。このうち、集会施設、123施設については、地区住民等が主体的に利用する地域密着型の施設として、非公募により、地元地区を選定し、地区承諾のもとで管理運営を行っているところでございます。

議員御質問の指定管理の対象施設の検証と、その再検討について、1点目の対象施設の見直しと2点目のリスク分担について、併せてお答えいたします。

現在指定管理の対象となっております施設は、平成15年の指定管理者制度導入に伴い、それまで地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度の廃止により、指定管理へ移行したのや、また6町合併後の行財政改革によります財政健全化や定員適正化などに伴い、直営や一部業務委託により、管理運営を行っていた施設を指定管理へ移行したものがほとんどでございます。これは、本市の厳しい財政状況において、本制度の目的の一つであります経費の節減を図ることに重視したことが、指定管理の対象施設となった大きな理由でございます。

しかしながら、制度導入後14年が経過し、3回目の更新を迎えようとしております。施設によって、用途や目的、規模が異なるため、過去の管理運営における収支、施設管理及びサービスなどの実績データに基づき、一部の施設においては、検証も必要かと考えております。まずは一旦立ち止まり、各施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、指定管理、一部業務委託など、どの運営形態が最も適切であるかを総合的に判断したいと考えます。

また、指定管理におけるリスク分担につきましても、施設別に検証が必要かと思っております。今後、精査し、判断してまいりたいと考えております。

次に、道路清掃、除草の指定管理の件でございますけれども、指定管理者制度は、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるとの考え方にに基づき、法改正され、導入されま

した。しかしながら、その中で、「道路法、河川法、学校教育法等、個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることはできない」とされておりま

す。
御質問の道路の除草につきましては、道路法におきまして、国県道や市道の管理者は、国と地方公共団体に限定されていることから、法令上、市道は、指定管理者制度の適用はできないことになっておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

まず、被災のほうからお尋ねをいたします。

今、説明がございましたのは、補正予算等で説明を受けた、全く内容なんですけれども、私が尋ねているのは、県単事業でこの台風第9号、第10号は確かに、おっしゃるように、市も相応の負担はしております。が、これは県がやって、市がそれにのっかっているというのが現状じゃないかと思えます。国にしても同じことなんです、義務負担というのか、県とか国からのお願い負担というのか、そこら辺は定かではありませんが、いずれにしても、地元自治体も何らかの負担を強いられているというのが現状だと思います。

そこで、例えば、県の場合、国の場合もそうだと思うんだけど、一定の金額、例えば、今回の第9号、第10号に限っては50万以上という枠組みがあります。それも、今、市が負担しているのは、先ほど言いましたように、農業共済なり、収入保険なり、いろいろな各種共済等に入っていない場合、入っている場合の差があります。市として、ここら辺をもう少し明確にしておきたいんですが、助成率は県の場合、共済に入ってた10分の3ですね。市の場合、県がお願いしている市に対する非加入の場合は100分の15ですよ。市町村の負担も同じく、共済に加入した場合は10分の1、加入していない場合は20分の1という、県は枠組みをつくっております。市もこれに沿って予算を上程されておるということですが、私が尋ねたいのは、この県がつくった、今回に限ってですよ、県が単独でやっているこの事業の、県が要望している負担率だけをのせているんで、ここら辺をもう少し検討する必要があるんじゃないかと、共済に入っている人、入っていない人の差額は生じるということをお考えたときに、逆から考えると、この共済制度について市の担当部署は、その共済組合なり、何なりと共同しながら、この特例をされておるのか、もし、被災受益者が、その共済制度すら知らなければ、同じ被災しても、補助率の悪いほうに振り分けざるを得ない、ここを救済する考えはないかということをお尋ねしているわけです。もう一度お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 申し訳ございません。確かに、今、議員おっしゃられるように、共済に加入している場合と非加入の場合は助成率が変わっているようであります。これにつきましては、今、どういう形で、その説明と申しますか、関係者のほうに周知しているかということでございますけれども、これにつきましては、後ほどまた担当部長のほうに答えていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、私も手元に、今年度の台風第9号、第10号で被災した農業用ハウスや畜舎等の復旧支援事業で、共済組合に加入されてない方、また加入されてある方のリストをちょっといただきましたけれども、共済の関係で補助率等が、やっぱり個々でも違ってきているというようなことでありますので、もし今後こういうことであれば、その周知等には図っていかねばならないというふうには思っておりますが、今現在の状況については、担当部長のほうにお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えします。

共済制度に加入してもらうためのPRが必要ではないかということですが、現在、共済については農業共済、それと農協の保険制度等があると思っておりますけれども、農業共済については、かなりもう、正確な数字は把握しておりませんが、加入率は高いものと考えております。

ただ、その中で、加入が、加入したくても加入ができない施設等があるということも存じておりますが、その分につきましては、今後、農協の保険のほうで対応が可能な分もあるということ聞いておりますので、その辺をもう少し精査していきたいと思っております。それが可能であれば、農業者の皆さんのほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） これは大切なことですから、農業経営のみ係るか、水産も一緒なんです。根幹に関わることですから、知らないで通していったら、せっかく第1次産業をもっと振興せんばいかんと言いながらも、こういう、その、フォローする場合がある箇所ではフォローできなければ、経営は難しくなるんです。

今の答弁を、隅をつつくわけじゃないんだけど、今の答弁だと承知してないように聞こえるんです、保険制度そのものが。農協で捉えるものは捉えます、個別具体的にこういったものについてはありません、こういったものについてはありますというぐらいの調査をしていかないと、本当は救えませんよ。

共済制度が今年から収入保険制度に変わりますよね、変わりますよね、御存じだと思うんですけど、この共済、収入保険制度に入るためには申告が必ず必要なんです。白でも申告は申告ですけど、基本的には青色申告です。青色申告してその収支にまつわるものを基本として収入保険

料の金額が算定されると、大ざっぱに言えば、そういう制度に変わっているわけですね、この11月から受付が始まっているはずですが、だから、共済は共済としてそれは確かに仕事ですから、やられてるんでしょうが、しかし、それ、市が直接関わらないという話でもないと思うんですよ。そこら辺は担当部としてどういうふうに携わっておられるのか、お伺いいたします。

それともう一点、先ほど部長もおっしゃったけども、保険対象とならない施設というのがあるんです。これは、構築物は多分ならないと思います。例えば、一言で建物というけど、税法上でいう建物と、この保険にする建物、若干ずれがあるみたいですね。壁がないものも建物なんだけど、壁がなければ共済制度には今のところ拾うべきがないです、これは構築物ですから。構築物は保険が今のところ、私の知る限りはない、もしあれば助かるんだけど、そういったものについて、市としてどのような考えを持ってあるのか、この2点、お願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 1点目の共済制度の加入について、市としてどういうふうに関わっているのかということでございますが、共済については、それぞれ周知はしていると思えますけども、詳しい内容については、ちょっと申し訳ないですけども、私のほうでちょっと把握できる分がございません。

次に、その建物の分でございますが、構築物については共済の対象にはならないということでございますが、その分については、私のほうも把握しておりまして、屋根と柱だけの、いわゆる構築物というものでございますが、その分については共済の対象にならないというふうには聞いております。

例えば、堆肥舎とか牛舎とか、その辺については共済の対象にならないということは聞いておりますが、先ほども申しましたとおり、農協の保険のほうで、その分を救えるような対処を今していただいているということを知っております。詳しい内容についてはまだそこまでは把握はしていませんが、一応その農協のほうでできるような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もうこれ以上、ここに突っ込む必要はないんですが、こういったふうに被災をされる人たち、しょうがないんですよ、自然災害ですから。最近では、毎年何らかの大きな災害が起こっておるわけですが、ここら辺をもう少しよく精査されて、救う道を考えていただきたい。もちろん、保険に入るのがもっともいい手段であることは皆さん御承知なんです。ただ、今、部長もおっしゃるように、ないものもあります。だから、できるだけないものがあるように、の方向で働きかけをしていただきたいと思います。と思います。

それで、市としてはどうなんですか、その救えない部分について救う気持ちはありますか。市

としてのその補助金交付要綱なり基準なり、被災に対する、そういったものはつくってありますかね。あるかないかだけで結構です。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 市の単独事業としてはございませんけども、国の補助事業の中で、被災分について国の補助の対象となれば、市の補助も出せるという補助金の要綱については現在整備中でございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 市長にお尋ねします。

ちょっと答えが曖昧模糊で、はっきりしないんですけど、救えない部分を救う気持ちがあるのかないだけ聞いているわけです。そこら辺の検討をさせていただけるかいただけないか、指示していただけるかいただけないか、どうぞお気持ちをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私も、この共済制度等に、ちょっとまだなかなか詳しくないということ、御容赦願いたいというところはあるんですけども、ただ、おっしゃられるように、救いたい気持ちは山々でありますけども、その前に、やはり共済制度等に、まず加入されることが第一ではなからうかと思えます。その後の件については、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 今、農業のほうだけ話しましたが、本当は水産も同じことなんです。御存じだと思うんですけど、例えば、今回、真珠を取り上げましたけども、真珠の中はちっちゃく分かれてるんですよ。稚貝は共済担当に入っていないんですよ。ところが、核入れしたものは共済があるんです。稚貝は、生産されている漁家の方がおられますけども、こういった方は被害があっても共済に入るすべがないんです。共済制度そのものがないわけです。ここら辺も併せて検討していただければと思いますが、被災がないことを願うばかりですけども、もし、今後、こういう被災があった場合、養殖業者に対して今回いろいろ県も市も御支援いただいているようですけども、そういったように、入りたくても入れないというのが現実ありますので、そこら辺もう一度よく担当課のほうで精査されて、今後遺漏のない対応を希望いたします。

次の指定管理のほうに入りますけども、指定管理のことなんですけど、先ほど説明がありましたけども、財政状況という言葉が市長は使われたんですけども、端的に伺いますが、指定管理している指定管理料と、そうじゃなくて、維持管理をした場合の経済比較はなされたことありますか。指定管理施設について指定管理料の合計とそうじゃない場合の、単独でやった、委託等でや

ったときの効果は検証されたことありますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私もその件については直接担当したこともありませんので、その比較をしたかどうかはわかりません。ただし、これまでも、今までみたいな直営と指定管理と比較した場合には、どうしても直営の場合は指定管理に比べて、人件費等が課題になってくるのではなからうかというふうに思っておりますので、一概には言えませんが、指定管理のほうが事業費としては割安にならうかというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 概念的話では先行けませんので、この比較については、ぜひ、先ほど再検討、検証するというお話がありましたので、その折にでも、指定管理、出した場合と出さない場合の差額を精査していただきたいと思います。といいますのは、一つの例取りますけど、湯多里ランドつしまです。今回、公募かけられて、募集があつてませんよね。それで、その募集要項をちょっとネットから取って見たんですけども、これだと応募してくる人いないという、私は判断いたしました。ここ書いてあるのが、まずプールしか指定管理対象になってないんですよ。令和4年度からは、対馬市木質バイオマスエネルギー導入計画に基づき、熱エネルギーサービス事業を導入する予定です。これはこれでいいんですけども、だから、令和3年度においては、温浴施設は運営できませんよという書き方されていますね。そして、レストランの場合は指定管理から離しますよと、だからレストランをやりたい人は別にレストラン用のを挙げてくださいという募集要項ですよ。これからすると、あそこは多分レストランと温浴とプールの3つで組み立てていると思うんですけど、こういう募集して、果たして手を挙げる人が出てくるんですかね。

だから、指定管理そのものについて、私の見解とすれば、本当の意味の指定管理は理解いただいているのかどうかというのはちょっと疑問を持つんです。これに限ったことではありませんよ、ほかにもありますよ、ほかの施設も。ただ、例示的に、今、対象になっているのが、今、募集しているのがここですから、ここであえて言いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 湯多里ランドにつきましては、実はその温浴施設のほうは、特に今、配管等が次から次に老朽化により修理が必要となるということから、令和3年度においては、配管等の大規模改修を行わなければならないというようなことから、この運営が難しいのではなからうかというようなことから、令和3年度についての温浴施設については、指定管理制度は採用しないと、プールのみということで募集をしているというところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） だからどうするんですかと私は尋ねているのであって、それでは

もう多分プラスにならないと思いますよ、指定管理。市がどのくらい指定管理料は積算しているかわかりませんが。これはこれでおきますけど。

お尋ねします。指定管理料は算定する方法の基準ってどんなふうな形で行われているか教えてください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 指定管理料の算定基準についての質問でございますが、施設も多種多様でございますので、個々にそのような基準というのは設けておりません。そして、新たに指定管理を導入したいという施設があれば、施設の運営費、人件費を含めたところの運営費から収支計画表を提出いただいて、その妥当性を指定管理選定委員会の中で審査をして、決定をしているというような状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 妥当性、なかなか難しい解釈になるんですけど、要は、指定する側の市の担当部署としては、この施設については過去の実績から見て、このくらいで収まるだろうというシミュレーションもやってないという理解になりますが、それでよろしいんですか。だから、一つ例示、極端に言いますが、1億で指定管理したいよという業者が出てきましたよ、その1億をそのままのみして指定管理なされるのか、さっき言った財政的状況とか、人件費とか、多額にかかる予定、考えられるんで、指定管理が有利だよという説明だったけど、その根拠はないのと一緒ですよ、今の説明だと。1億で指定管理してもらいたかったら、市もそれなりの根拠は持つかないと、比較対象は出てこないと思うんです。管理者のぽんと出した資料だけを、ああ、これ切ろう切ろうって切って、結局は1割減になりましたと、じゃ、これで指定管理出しますからお願いできますかと、極端にはこういう話になるんじゃないですか。それで、公の施設は施設ごとに担当部署も違うわけですから、そこら辺はどんなふうにお考えか、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 指定管理につきましては、先ほども総務部長のほうからも答弁しましたように、多種多様な施設になりますので、その種別にいろんなパターンがあろうかと思います。

確かに、それを収支、まず計画等ですけども、ケーブルテレビ等につきましては、私、以前、担当のときに、まず初めての指定管理ということになりますので、自分たちでどのような経費がかかり、また収入についてはどのような収入があるかということをして10年間にわたって算出をいたしまして、その上で指定管理が妥当かどうかということを経緯がございまして、

確かに、議員おっしゃられるように、できる、そういう、施設関係での指定管理は算出する方法が必要であらうかと思いますけども、ただ、その種類別によっては、ちょっとなかなか困難な施設等もあろうかというふうに思います。なかなか難しい問題であるということでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） もう水かけ論になりますから、これはこれで、指定管理料の算定については、今後、それぞれの担当される部署においてシミュレーションしていただければ結構だと思います。

何で私がこういうことを言っているのかというのは、先ほどの共済制度も、被災者もそうなんだけど、市については財政的にそんな豊かであるわけじゃないんで、私はこの指定管理制度は果たして適当かどうかという疑問を施設ごとに抱えております。そこを精査していただけるということですから、あえて言いませんが、そういった、その指定管理料についても、さっき市長が言われたように、ケーブルテレビについては当初初めてですから、それは致し方ないと思いますが、もう3回目の更新に来ているわけです。もう実績が上がっているわけです。だから、それは少し、私としては答えにならないという理解をしておりますが、もうそれ以上ここで論じるつもりはありませんが、今後やられる場合についてひとつ御検討いただきたい。

それともう一つ、さっき言われた、集会所が123施設あると言われる、これを地区に指定管理するっていかなものかなと思いますよ。指定管理になじむんですか。収入はほとんどないでしょう。維持管理だけじゃないですか。

ほいで、地域から、例えば、屋根が壊れた、壁が壊れた、修理をお願いしますと担当課に行ったとしても、いや、予算がないからちょっと待ってくださいよという、今、答弁、全部出してありますよね。これって指定管理にしたらおかしいんですよ、指定管理しているわけですから。報告を、地区から来て、ああ、こういうことが起きているんだと、それはリスク分担表の中で、ちゃんとうたわれているわけでしょう。市がやるようになっているじゃないですか。でも、予算がないからちょっと待ってくださいよって話は、それはそれとして理解するにしても、それを全く要望書の答えとしてそれを出しているというのは、私は考え方が少しずれているんじゃないかと思うんですよ。委託じゃないんですよ、指定管理なんですよ。だから、使用料とか発生しないんじゃないですか、ほとんど集会所って。通常の備品は、消耗品は当然、地元が負担してっていう契約条項ですから、それはそれでいいんですけどね。そういう、屋根が、この台風みたいに屋根が飛んだ、あるいは屋根が漏水が多いんで、改めて屋根つけたらそれが飛んで行ってしまって、相手の方に迷惑かけて、補償金を払わなければならないというようなケースが起こるわけです。

指定管理者は善良な管理はしているんだけど、あくまでも地区にやってたら、詳細な、どこが破損して、どこが老朽化してて、どこが、そういったとで被害を受けそうだというのは、多分無理だと思うんですよ。多分、報告書も取ってないでしょう。ほかの、金銭が伴うところは、多分、報告書、毎年、決算書が上がるでしょう。利用実績とか上げてくるじゃないですか。しかし、集会所についてはそういう性格のものじゃないから取らないでも構いませんけども、そういったも

のの整理の仕方はしっかりしていただいたほうが、地区の方も安心して維持管理ができるんじゃないかと私は考えます。

だから、今回のことが起こらないとも限らないんで、そこら辺についてはその地区との協定、しっかりしてもらいたいと思います。

リスク分担表と協定条項の中身がそごがあります。そこら辺もよく考えて精査していただきたいと思います。

それと、次なんですけど、道路の話をさっき、道路法で確かに、今、市長の答弁されたのが事実なんですけど、でも、道路法の中に、この解釈をどうすればいいのか教えてもらえればいいんですけど、道路管理者以外の者の行う工事という条項が第24条にあるんですよ。これ、必要な部分だけ読みますが、ただし、道路の維持で政令で定める簡易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しないという条項もあるし、これは維持管理、維持です、あくまでも。清掃と除草ですから、維持についてはできるんじゃないですか。そして、維持・修繕協定の締結ということであって、災害の発生時において、道路管理者以外の者が特定の道路を維持することができるという、22条の2にあります。これは多分、災害で土砂崩れ来ました、増水して川が氾濫して道路が通行できませんというようなものが想定できますけども、こういう災害が多いときは、各事務所がどここの人たちにあの区間の泥を撤去してくださいというお願いしているはずなんです。だから、そういったものについて迅速にできるのは、指定管理制度もひとつ考えていいんじゃないかと。やれと言っているわけじゃないんですよ、清掃を常にやっておけば災害も少なくなるよと私は言っているんです。

今、各事務所に2名ずつ道路維持管理をする人員を配置されていますよね。それはそれで大いに役立っているところなんですけども、ちょっと資料見ると金額がえらい、年間の金額が少なく、働いていただいているようなんですけども、ここら辺を含めると、雇用の問題とか、環境のいい道路の整備の在り方とか、観光立島を目指す本市としては、道路が狭くなってきている現状、狭くなっている、表現がちょっと悪いんですけど、イノシシとか鹿が頑張っって泥を道路に落としてくれるんで、その泥が堆積したら草がいっぱい生えます。当然、そうなったら交通の支障になります。こういったものを除去することも必要かと考えております。公の道路じゃなくて、先日も出たように観光道路等についても、一定の人たちを指定管理みたいに維持管理をお願いしてもいいんじゃないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 平成15年の7月17日付で、総務省自治行政局長のほうから通達が出ております。その中で、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合は、指定管理者制度を採ることはできない」ものであるということが通達

できておりますけども、特にこの中でも、道路法等につきましては、市道は市が管理しておりますので、この通達によりまして、指定管理者制度を採ることは適法じゃないというような判断をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確かに道路法、それが優先度は十分わかりますが、私が言っているのは、絶対できないということじゃないと思うんですよ。というのは、同じ総務省自治行政局長の通達で平成22年12月28日発令されたものがありますよね。指定管理者制度の運用についてという、これは、市長がおっしゃるように、平成15年9月に設けた制度がかなりたっているんで見直しましょうというような通達で、確かに道路は各都道府県がそれぞれやるように明記はされておりますが、全くできないという話でもないんで、これを仮に指定管理じゃなくても委託でも構いません、道路環境をとにかくよくしてもらえればいいわけですから、その指定管理にこだわっているわけじゃないんです。だから、道路環境を、今やっている管理者を各2名ずつ置いてありますが、それでは頑張っても不十分なんで、もう少し道路が広く使えるようにという配慮をしていただきたいということを要望しているんですけども、その考えについては御賛同いただけますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 要は、道路管理につきましては、市民、そしてまた公共の通行に影響を与えないようにすることから、議員おっしゃられるように、そこら辺の管理清掃等はきちっとしなければならぬという思いは持っておりますが、まだ今後、指定管理はなかなか難しいというようなことでありますので、これを直営の一部業務委託か、またその入札等による委託等を検討していきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 一つお願いがあります。入札は避けていただきたい。なぜならば、今年の国県道の草刈り作業は、落札業者がいなくて随分遅れて事業を実施するというお話を伺っております。

だから、要するに、メーター単価の問題なのか、事業量の問題なのか分かりませんが、落札業者がない、入札してしまえば、そこら辺は臨機応変に対応していただきたいと考えます。

もう一点、最後ですが、港湾ターミナルビルが完成しましたが、ここは指定管理する予定はございますか。聞こえてない。港湾ターミナルビル、この施設は委託方式でやるのか指定管理方式でやるのか、条例上は指定管理ができるように書かれておりますが、どのようにお考えかを。

○議長（小川 廣康君） 時間が迫っております、簡単にお願います。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） 国内ターミナルビルにつきましては、航路事業者が九州郵船ということになっておりますので、どうしてもその九州郵船関係を外してという指定管理ということは考えられないと思いますので、指定管理には適さないかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

令和2年12月16日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和2年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	13番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(2名)

12番 小宮 教義君	17番 作元 義文君
------------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長職務代理者	吉野 建實君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。作元義文君並びに小宮教義君から欠席の届出がっております。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は2人を予定しております。それでは、届出順に発言を許します。15番、大浦

孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） おはようございます。

15番、清風会の大浦でございます。私は、9月の定例会において、ちょうど長崎新聞が8月18日付でアカムツの沖合操業の底引きのトラブルといたしますか、網をやぶって要はアカムツを海洋へ放出したというふうなことが記事に載っております。

非常に、この記事を読んだときに、対馬市が進めようとする海洋保護区のしまうみ管理計画について、この将来性がどうなのか、これをずっと読んでみました。その中で、担当部あるいは市長のほうから、これは平成30年にやっと今から取り組むんだというふうなことでありまして、むしろ磯焼けの対策を先にやって、藻場の造成その他、そして沖合の要はまき網、そして、底引き、この対応・対策については時間をかけてじっくり取り組むというふうな説明でございましたが、実は、対馬の漁民にとって、沿岸漁業にとって、この大中まき網、そして底引き、これが一番ネックになって、非常に沿岸漁業の皆様が困っておられる。このことを現実に私は聞いております。

そして、この管理計画の重要なポイントなんですが、「対馬の海に迫る危機」、大きなタイトルであっております。これ、3ページに、漁獲量の減少、4万7,000トンあった漁獲量がわずか1万4,000トンに減ったんだと、大きな数字の減です。

そして、もう一つ、担い手の減少と高齢化、最近の数字としては、4,200人が漁業の従事者であります。そして、高齢者がたくさん割合を占めておるといふ書き方をしております。このことに非常に将来の心配をするわけですが、ちょっと耳を傾けてほしいんですけども、平成22年度、九州経済調査協会、これが対馬の人口動態を、これは平均年齢とかその他若者が定着する比率を計算した中での根拠ですから、そんなに大きく外れることはありません。

22年度の当初3万4,407人、これがスタートでありました。そして、それから15年たったら37年という言葉になるわけですが、その当時、何と2万2,705人に減りますよと。それから、さらに10年たてば、平成で行けば47年という数字になるわけですけど、1万5,715人、この25年間で対馬の人口は半分になりますというふうなことが数字の中で示されております。

このような背景がある中で、今から対馬がどんどん悪くなっていくと、人口減少が激しくなっていくということがはっきり数字の中で出ておるわけです。

今日は市長と、現在の漁業者の高齢者の構成がどれくらいの数字になっておるか、そして、テレビで漁師になってみませんかというタイトルで担い手の育成があっておりますが、そちらのほうの実績がどれだけの数字になっておるのか、そして、私の個人的な考えですが、この十四、五年のうちに相当な減少が起こるだろうというふうな見方をしております。

これを対馬市として水産の振興を図る上でこれをどのように捉えておるのか、そして、この流れを変えることが策があるのか、ここら辺について、今日は比田勝市長の意見を聞きたいと思っております。どうかひとつよろしく願います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。大浦議員の御質問にお答えいたします。

海洋保護区（しまうみ）管理計画についての御質問でございますが、対馬市における水産業の現状としまして、海水温の上昇や食害の進行による藻場の衰退、漁獲資源量の減少、クロマグロの漁獲規制等の複合的な要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の長期間にわたる影響により、深刻な状況が続いております。

水産業の指標となる漁船数、組合員数、陸揚量、陸揚金額については、いずれも昭和50年代をピークに漸減傾向にあり、登録漁船数は半減、それ以外は60%程度の減少となっており、現在の漁業従事者の高齢化割合を考慮すると、近い将来、食材の安定供給の面からも非常に厳しい状況となることが懸念されるところであります。

海洋保護区の設定推進における基本計画であります、しまうみ管理計画において対馬が直面する課題として、先ほど大浦議員の質問の中にもありましたように、漁獲量の減少、担い手の減少と高齢化を掲げ、課題の解消に向けて実行計画に基づき取組を実施しております。

議員御質問の漁業者の高齢化につきましては、しまうみ管理計画策定時の平成30年度時点で組合員数3,945人のうち、60代が44%、70歳以上が30%であり、御指摘のとおりここ十数年でこれら的高齢層の大半が引退され、さらに減少傾向に拍車がかかることが懸念されます。

このような状況の中、まずは新規就業者の育成に取り組んでおり、長崎県の次代を担う漁業後継者育成事業を活用し、平成15年度以降64人の新規就業につながっております。

事業の周知・啓発については、市内においては対馬市ホームページ、ケーブルテレビを活用し、市外については各種就業フェア等に参加し、掘り起こしを行っております。

併せて研修後の円滑な漁業への参画を促すため、各種補助金制度を活用していただき、負担軽減を図りつつコスト縮減への支援と並行して魅力あるもうかる漁業の推進に努めながら、沿岸域における安全で低コストな操業につながる漁礁整備、藻場回復のための食害対策、藻類の増殖、種苗放流等についても環境変化を注視しつつさらなる強化に尽力してまいります。

これらの取組を継続して実行することで、安定した魚家経営につながり、さらに漁港整備等による作業の安全性の確保、労力の軽減により高齢者が継続して就労できる漁港環境の改善を図ることで、若者にとっても、また、高齢者にとっても参入しやすい魅力ある漁村ができ、漁業従事者の増加につながるものと考えております。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大により漁業経営はもちろん、漁協、漁村が存続の危機にさらされる非常に厳しい状況となり、漁業経営を守る漁業共済や積立ぶらすの重要性が改めて注目されているとともに制度への期待もかつてないほど高まっていることから、漁業経営のセーフティーネットとして大きな役割を果たすものと確信しております。

国において水産政策の改革の一環として漁業収入安定対策の強化及び法制化に向けて検討が進められておりますので、対馬市としても漁業者の皆様の意見が十分反映されたよい制度となるように関係団体と連携して国・県へ働きかけてまいります。

最後に、今後も水産資源の減少が懸念されることから、適切な資源管理や操業秩序に基づく資源管理型漁業の構築は必須要件と考えており、そのためには市外漁業者を含む相互理解の下に成り立つ海洋保護区の設定推進に向けて、今できること、今しなければならないことを共通認識として、関係団体とさらなる連携強化に尽力してまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、今までのことと今から先は、かなり角度を変えて物事を考えないと、恐らく今までのとおりで行けばじわじわいい方向にならないことが待っているような気がいたします。

それで、少ない人出で大きな仕事をせないかんということが、今からの時代の考え方だと私は思います。

それで、水産の場合には、今、沿岸漁業は一本釣り、そして、ひきなわとかそういうことではありますが、その他、対馬沿岸を脅かすこととして底引きのアカムツの操業、そして、大中まき網の操業、これは、対馬の側からとれば、沿岸漁民の角度からとれば、非常に面白くないということではありますが、ただ、今の沿岸漁民を守るだけでは、私は限りがあると思います。

それで、例えばちょっと耳を傾けてほしいんですが、漁業と農業と事情は違いますが、こういうことがあっております。これは、佐護の集落なんですが、佐護の集落は90ヘクタールに近い農地がございます。そして、そこを平成7年に土地改良事業、いわゆる圃場整備です、湿田を乾田にしてしまっただけで区画を基盤の目のようにやる。そういうふうなことで、ある若者が面積の、全体面積の20ヘクタールを超えるその土地を僅か二人で、この水稻栽培を手がけております。

平成7年から平成17年の10年間の間なんですが、その方、大石憲一さん、大石唯光さんの長男さん、残念ながらこの方は、御病気になる、今は亡くなられていますが、しかし、これだけの経営をやるということは、本土地区においても秋田の大潟村の米作、これだって平均10ヘクタールです。それを、その2倍、対馬で考えられん人がおったわけです。

私は、このことを知ったときに、参考にせないかん、今から人口が減れば、そういうことも

手段であるから、何と申しますか非常に手本になるというか、勇気を与えてくれるようなことをやり遂げられております。過去の話になりますが、その後、また、志を引き継いだようなことで、春日亀隆義さんが3名でやはり20ヘクタールを一手に米作農家でやっておると。

私は、人口が減っても負けない、その仕事の対応というのは、このことは非常にやはり参考にせなならんと私は思っております。これは、農業の世界ですが、このことは、市長、御存じでありましたか。——そうでございますか。

ちょっと、私、褒めたたえないかんことであると思うんです。一言、何かあれば、今の佐護の二人の人物について所見があれば。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私も、亡くなられた大石さんにつきましては、同じ剣道のほうもやっていた関係で存じ上げておりますし、本当にあの広大な面積を約二人ですか、稲作を振興をされたということで、確か県のほうの表彰も数度受けられたものというふうに、今、記憶しております。

大変惜しい方が亡くなられたものというふうに思っておりますけども、その後、また佐護の土地改良区の方たちが団結をして、幾分継続をされてきているということで感謝を申し上げますとともに、これからの対馬の農業振興についてもお願いをしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 全く同感でございまして、ほかにつきましては、例えば農業振興公社とか機械化の中で遊休農地を借用、そして、機械の力で大型面積を数十ヘクタールをこなしていく、こういうやり方が今後の人口減の中で通用する生き方だと、私、思います。

そして、豊玉の作業受託組合、これも、全くそのようなことでソバとか水稻の栽培をやはり10ヘクタールぐらいの面積ですがこなしております。

そして最後に、農事組合法人檜椎小原、小茂田の要は事例ですが、ここも4人のオペレーターで数十ヘクタールの農地をこなすということですから、人口が減って、1農家3反とか5反ぐらいの面積をやっていた方が、高齢でおらないと。その土地を生かして集団がこれを耕作するんだと。これが、やはり人口減の中での私は型の対応としては正しい方向かなと、このように思っております。

次に進めますが、漁業のことでいろいろ勉強してみたいと思うんです。現在、沿岸漁業、漁民の先ほど言いましたように一本釣り、もしくは引き縄、そういう漁法で船そのものの一艘で個人経営をやるということが基本ですが、ここところが半分減っていくぞと、そういう見方していいと思うんです。その中で、何か方法はあるのかと。

今、対馬管内には小型まき網が二つのいわゆる事業主体が運営しております。私は、中身はチェックしたことはないんですが、漁連の所長の話によれば、別に困った経営じゃなくて黒字経営を十分やっておりますというような意見でございました。

今後の漁法においては、そういうことも一つの手段であり、選択肢であるということを私は考えないかんといいふうに思います。これ、いろいろ角度の勉強が必要でしょうから、それは、漁業関係者の判断になるかと思えます。

そして、もう一つ、私は聞いてほしいのは、今、対馬海域、朝鮮海峡側西海岸3マイルの要は中まで入って操業していいですよ。東の対馬海洋側は8マイルまでは中に入っているんですよ。これ、まき網です。このまき網をちょっと調べてみたら、現在、中型のまき網船団の操業実態なんですけど、上五島、それから、五島、愛媛、松浦、そして、もともとは生月のほうからも来ったんですが、これが、中型から大型になったということで、沖合の操業ということで、実質、中型が対馬近海沿岸を操業して沿岸漁民と真っ向から磯場の、磯場といいますか、沖合でぶつかっておるといふようなことを聞いております。

これが80トン以上の本船の許可の対象、そして、農林水産大臣の許可です。先ほど申し上げました島内の小型まき網、これは、19トン以下で長崎県知事の許可、しかし、捕る魚はアジとサバとイワシのみ、のみといいますが、やはり夜に何がかかるやら分からんわけですから、そういう基本があるそうです。

通常のマキ網は、中型以上は魚種は何を取ってもいいといふようなことになっております。これを、例えば建造した場合、本船、これは網を積んでおる船です、これ1隻。

それから、探索をする船です。灯船とかいうんでしょうか、これ2隻、それから運搬船が2隻、これに乗組員が約50人、この船を造った場合に新船の建造資金は約50億ぐらいかかるだろうという推定ですが、あくまでもこれ中古という対応で事を賄う基本があるでしょう。

これが、この船団が年間操業した場合に、これの収益が、言葉では最低という言い方になりませんが、10億から20億が水揚げ高の基準になっております。

この組織が、日本遠洋旋網漁業協同組合、国内に四つの例えば北部太平洋とか山陰とか、九州管内のことは松浦に本拠地があるような格好になっております。調べによりますと、それで、私は議論をまずする必要があると。対馬海域の中で漁民の数が半分になり、漁獲高も半分になり、もちろん売上げも半分になる。

今、130億前後の数字が上がっておりますが、半分ということは、70億前後でございますので、将来的には韓国から41万人来よったころの経済効果的な算出は、1人2万数千円の計算で出しております。

そうしますと、それが41万人で、九十数億になります。そこを下回るのが、この水産業のこ

のまま行けばなる可能性があるので、ここをよく考えられて、やはり漁業関係者、そしてまた行政の考え方、対応、ここを従来と同じことをしてもいかに、なかなか難しいことをすることしか残っておりませんが、しかし、それを議論するという事は非常に必要であります。このことについて、もし何かございましたら言葉を頂戴したいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今、議員から話がありましたように、大中まき網、そして、底引き関係の組合と対馬の組合長会のほうが水産庁の漁業調整事務所等を介して、確か年2回ほど、その操業に関して、今、議員言われるように、協議、議論をしているというふうに聞いております。その会議の中で、その年の対馬の漁業組合長からの要望等を少しずつ取り入れながらお互いに協議の場で今後のまき網、底引きの在り方を議論するという事で聞いているところでございます。私が知っているのは一応そこまでしか分かりません。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 沿岸漁民の実態を過去の話聞いた話なんですけども、上県町の伊奈漁港の現実の姿なんです、厳原の居酒屋の中で話があっただけだったので、ちょっと近くにおったもんですから、こういう話を聞きました。

最盛期には、あの港に30隻くらいの船がおったが、7隻までになったと。その主要な要因は、西沿岸は3マイルですから千八百幾らですから、6,000メートル弱の岸からそこまで船が入ってくるわけです。

それによって、沿岸漁民にとればあまりにも近すぎるじゃないかというふうなことも含めて、まき網の操業の実態の中で漁業もやめるぞと、船を売るぞということでやめていったことを話していました。それが、やはり厳しい現実の姿であろうかと思えます。

それと、先ほど言っておられました、年に2回の話合いのことを、私、1回、このことについて対馬市議会で質問したことがあるもんですから、漁協の組合長さんに実態はどうなんですかといったら、その頃の話です。もうかれこれ10年も足らずかねそんぐらいの話ですが、そういうふうなまき網の代表、あるいは沿岸漁業の代表者が福岡で年に、その頃一遍とか言いよった気がするんですけども、話をかけても全然返ってこんという話やったんです。幾ら言っても何も聞くことない。そういうことが現実の姿でありましたということを書いていました。だから、うまくいってらんとでしょう。

ですから、私が言うのは、12漁協が沿岸漁業のやはり近くで操業するという事に非常に腹立たしい思いをされておるということは、私も漁民からも耳にしまして、ですから、対馬の沿岸漁業の中で、これを将来半分になるとするならば、その12漁協が納得できる沖合のまき網のいわゆる取組が将来できないかというふうな議論は、私、していいと思うんです、黙ってそのまま

行くよりは、そういうことを考えないかん時期が来ておるなと思います。

これが、横行して3マイルの近くまで来て、それを取ってしまうということは、これはもう駄目ですから、漁協の関係者がこれやったらよかろうというような方向で、対馬からそういうふうなまき網の操業基地を将来つくるべきではなかろうかという思いでございます。

そのことを、行政としていいとか、悪いとか、私は今の段階では言えませんから、一方的な私の考え方だけをこのことについては述べたいと思っております。

それで、私は、しまうみのこの計画は、今からという話で沖合の操業についてありますが、まき網のことがうまく話ができませんと思うんです。しかし、80平方キロの保護区の設定はよくやっておるなと思いますし、これは、佐須沖ですから、これを北のほうに延ばしてやらないかんことに、漁業協同組合、そして、山口県の底引きの組合、そこに水産庁を入れてでも市のほうがやはり調整役になってほしい。

具体的にどれだけの魚が生息といいますか住んでおるのか、恐らくその辺のことを十分把握しておらん限りは、物も言えませんので、やはり資源を保護するということはいいことですから、底引きも枯渇すりゃ困るわけですが、そこそこやはり調整して双方が折り合う数字というのがあるはずですから、ここらをひとつ市長、勉強していただきたい。このことについてちょっとコメントをいただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まだ、海洋保護区とまでは言えませんが、対馬市の漁業者の方々自らが、この資源保護のために休漁日を設けたり、そしてまた、このアマダイのはえ縄漁業につきましては区域を定めて、その中では針の号数とかそういったところまで漁業者自らが申し合わせて、他の県の方にもそれを申し入れているような区域もございます。

今後、そのようなことから、少しずつ実施段階を広げていって最終的な目標であります、この対馬の保護区の設定のほうにつなげられればという思いを持っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それは、それでいいと思います。私は、水産関係の専門屋ではございませんが、ずっと話を聞いておったり、そういう中で大事なことは、漁法が異なるから魚が捕られただけでありまして、この対馬海峡、朝鮮海峡のこの二つの海峡には大きなビジネスが横たわっております。これをどう思うかなんです。

だから、ここにもう一回、限界があることは、それはできませんけども、私は先ほど言いました対馬型の網の操業というのは決して考えられないということじゃなくて、考えるべきだと思っております。

それは、特殊な関係者になりますが、その漁業の代表者とかそういうふうな方々がするような

ことでもなかろうし、ある特定の方が、よしひとつ勉強してみようという角度で最初はいいと思うんです。その中で、温めていけばいいなと思います。

もう一つ、こう言っていました。ここに今日はおられませんけども、対馬の漁民がこの海峡で約130億の水揚げをしておると。これは、もっと言えば、昔は300億であったと、失礼、200億前後であったと言いましょう、真珠なんかがありますから。

問題は、まき網が幾ら捕っていったかという話をしていましたけども、恐らく100億は優に超えておろうという話はしていました。私そこを言いよるんですよ。だから、漁法が違うからということで全てこれを諦めていいのか、そうじゃなくて、人口が減って、対馬の水産がどうもこうもならんごてなったときに、それを、皆去っていくんじゃなくて、そういうことを考える人間がおらないかと思っています。それを私は言っているんです。ですから、そういう人物が出てほしいと思います。

そのことにコメントは要らんとですが、もう一つ最後に、市が、もしいろいろな漁民に対する一つの一時的な助成措置の中で、先ほど市長の答弁の中に漁業共済というのがありました。

これがもうマグロの規制とか、もうイカが一時よかったが、またおかしくなったというようなことを聞いておりますが、このようなことについては、もうこれしかないでしょう。

よその地区と違って、対馬は1割それをつけておると加入者に対して、それはもう6月の定例会で私も一般質問したんですが、掛ける金そのものが自分たちの負担の中でしきらんという方は何人かおりましたよ。だから、一番苦しいのが今じゃなかろうかと思うんですが、この2、3年前後は苦しいはずですよ。

コロナで福岡の魚市も半分ちよつとか知りませんが、最初の頃は3分の1ぐらいやったですよ、3月そこら。だから、ここをやはりもう一回考えていただいて、漁民を水産業が対馬から外れたら、もう対馬ないですよ。それはもう、みんながそう思っていますから。これは、市長、どうかしてそのことを共済制度の中でかわすしかないなど、沿岸漁民の所得の要は低迷を。そのところの実態を1割でいいのかという問題を、私は言っているんですが、よくよく執行上、研究されて、調査されて、もう一つ踏み込んでいいんじゃないかという思いです。いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員おっしゃられるように、この漁業共済の関係につきましては、市のほうが10%、今現在、助成をしているところでございますけども、確かにこのようなコロナ禍の中で、漁業に従事されている皆様も大変御苦労されているということでもありますので、これがどうなるか分かりませんが、研究はしてまいりたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今のことは非常に漁民は期待しておると思います。そして、こ

の急場を乗り越えないと、さらに脱落していくようなことになっちゃいかんし、今は大事な時期じゃないでしょうか、そういうことをひとつ担当課のほうに組合長の意見を聞いたり、させたり、実態を把握されて対応していただきたい、かようなことで私のほうの意見は終わります。

これで、一般質問は終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を11時ちょうどからといたします。

午前10時44分休憩

午前10時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 皆様、お疲れさまでございます。会派つしま、11番議員の波田政和でございます。連日の会議でお疲れとは存じますが、私で最後の一般質問となりますので、最後までお付き合いいただきますよう、お願いいたします。

今回、私の質問は、先日、会派代表質問でも、我会派つしまがテーマとしておりましたSDGsについて、持続可能で自立と循環の宝島を掲げられて、世代が変わっても安心して暮らせることができる社会の構築を目指すとの比田勝市長の強い決意をお聞きし、島内での第一次産業である農林水産業の復興の姿や、その取組の重要性の在り方などが質疑があっていたと思います。

そこで、私は別の角度からお尋ねするわけですが、島内の第一次産業に匹敵するとも言われ、島内にはなくてはならない公共投資や公共事業の在り方、考え方についてであります。一つ、人口流出の歯止め策、二つ、雇用の拡大、三つ、人材育成についてSDGsの理念に基づきかような取組がなされていくのかは、先の会派の代表質問での答弁で理解はしておりますが、SDGs未来都市選定市として最も重要とされる、この三つの施策に対し具体的な取組についてもこれから研究を進めていくとの話ではないですねと再確認しておきます。

また、SDGsについてですが、関係資料を見ますと、2020年度の募集に対し、全国77団体が応募し、34団体が選ばれ、本市は、令和2年7月17日付で選定書が公布されているようであります。とするならば、20年度の応募以前からこの活動に対する動きがあっていたと推察しております。

しかしながら、このSDGsについては、近日、説明があっており、本年3月施行されました比田勝市長の2期目の選挙期間においても、このような重大な取組についてのお話がなかったように感じておりますが、いかがでしたか。

一体、この構想はいつ誰が構想されていたのか理解に苦しむものもあり、仮に市長の発案でないといえれば、国から指定を受け困惑されているのではないかと心配しておりますが、その辺りの経過と市長の方針も踏まえ、御答弁をお願いいたします。

それと、公共投資と公共事業、入札制度の在り方次第では、持続可能な島づくりは程遠くなると思っておりますので、併せて考え方をお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 波田議員の質問にお答えいたします。

初めに、SDGsの取組における公共投資の必要性と定住人口促進と人材育成の考え方についてでございますけれども、SDGsは、国連において採択されました2030年に向け世界が取り組む目標であり、本市も世界の一員としてその取組を進めるため、その第一歩としてSDGs未来都市計画を策定したものであります。

当計画は、現時点で早急に取り組むべき施策を中心に構成しており、世界的にも問題となっております海洋プラスチックごみを強く意識した計画とすることで、国のSDGs未来都市の認定にもつながったものと考えております。

計画の内容でございますけれども、計画の推進に当たり、重要なことは人材の育成と人的ネットワークの構築であります。これまでも実施してきております学校教育におけるESDによる次世代の対馬を担う若手人材の育成はもちろんのこと、今年度から開始いたしました対馬グローバル大学による市内の社会人をターゲットとした大人向けのESDを推進するとともに、SDGs実践塾の開催等を通じて島内外の人材の育成を図ってまいります。

また、島内におけるSDGsの活動のよりどころとなる対馬SDGsクラブを立ち上げ、市民が主体となったSDGsの取組につなげてまいります。

それと、先ほどSDGsの選定の関係でございますけれども、私の公約の中にはなかったということでございますけれども、SDGsの計画自体は以前からございまして、これをずっと計画では庁内でも検討を進めてきたところでございます。そういう中で、特に海洋プラスチックごみ等が大きくクローズアップされてきたというようなことで、今回、SDGsの指定に向けた申請を行ったところでございます。

次に、海を核とした循環経済の活性化といたしまして、海洋プラスチックごみに焦点を当てて、経済の循環を生み出す施策を実施してまいります。

御存じのとおり、対馬の海洋プラスチックごみの再利用につきましては、再利用した容器を使用した洗剤の販売や原料に一部配合したごみ袋の開発など、島外の民間企業により行われております。現在、民間企業においては、SDGsを推進する企業が増加しており、CSRにも積極的に取り組まれております。

今後は、これらの民間企業と連携し、さらなる海ごみの再利用を促進することで島外からの所得を獲得し、雇用を創出いたします。また、海ごみに関するスタディーツアー等を造成し、企業の研修や修学旅行等を対馬に呼び込み、交流人口や関係人口の増加を図ることで島外からの所得の獲得と対馬のPRにもつなげます。

次に、森・里を核としたサーキュラーエコノミーの活性化といたしまして、鹿対策の強化と森林整備の推進、バイオマスエネルギー利用の加速化により経済の循環を生み出す施策を実施してまいります。

なお、各施策の取組内容につきましては、会派代表質問の際に答弁させていただきましたので、ここでの答弁は割愛させていただきます。

各施策の具体的な進め方については、現在、アクションプランを作成しているところでございますけれども、中間目標年度の2025年度に向けてスピード感を持って着実に施策を実施してまいります。

施策を実施するための新たな財源といたしまして、当計画は国に認定されておりますので、地方創生推進交付金の申請枠が1枠追加されております。また、外部からの財源獲得策として企業版ふるさと納税制度の活用も併せて進めてまいりたいと考えております。

当計画を着実に実行し、循環経済を活性化することで移住者の増加と対馬出身者の島外流出の減少につなげ、人口減少の抑制に努め、ゴール11の「住み続けられるまちづくり」を実現させるため、持続可能で強靱なまちづくりや交通輸送システムの確立など、ハード事業も含めた事業を展開してまいります。

また、ゴール14の「海の豊かさを守ろう」における水産資源の管理と保護、ゴール15の「陸の豊かさを守ろう」における森林の持続可能な経営の実現、生物多様性の保全など、対馬市の現状等を踏まえながらSDGsの各ゴール及びターゲットの実現に取り組んでまいります。

次に、SDGsを基本とした公共入札における指名基準及び業者選定の考え方や入札執行方法についてでございますけれども、対馬市が発注する建設工事などの入札については、公共性及び特殊性に鑑み、業者の信用及び技術能力等を特に重視するとともに公正自由な競争を図るため、入札についての合理的な基準を設けることとしており、その基準や入札手続等については法令等に定めるもののほか、対馬市建設工事等入札参加者格付要綱により定めております。

その内容を簡単に説明いたしますと、まず入札に参加するために必要な資格の審査により競争入札参加資格審査申請のあった業者を採点により格付いたします。その格付といたしますのは、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査結果による総合評点に過去3年分の本市発注工事の成績や技術職員数に応じた点数を加えたものから、過去1年間の指名停止等による減点をしまして、その総合数値によりAからDの四つのランクに分けるものでございます。

そして、この工事発注においては一部例外もございますが、その発注額に応じてその額以上の工事はAランク、この額以下であればDランクという具合に入札に参加できる業者を選定いたします。

つまり、大規模な工事はある程度経営規模の大きな業者で、小規模な工事は規模の小さな業者の参加による入札を執行することとなります。また、類似工事における受注機会の拡大を図るため、本年4月から同日執行の同ランク、同種工事の入札につきましては、いわゆる取り抜け方式により執行しております。

その他、分割できるような工事につきましては、極力分割による発注を行っておりますし、ランク分けのないコンサルや物品、役務などの入札につきましては、ほとんどの場合、入札参加資格のある島内業者全てを指名しての入札を実施しており、少しでも多くの事業者に受注の機会というのが対馬市の方針でございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） それでは、再質問に入りたいと思いますが、まず、冒頭に話しますように公共事業、公共投資についてSDGsを基準にして話をさせていただきますが、基本的に市長さんと私の考え方が違うからなかなか納得いきづらいかと思っておりますので、一応、考え方だけをお話ししたいと思います。

現況として、公共投資で島内の物品販売業から個人商店までなりわい生計で暮らす市民の方々が地域に根を張り、今日の対馬経済に貢献されたことは言うまでもありません。

そこで、現在まで頑張ってきた方々へいま一度目線を下ろして税の投入の在り方、すなわち公共投資の制度について島内企業、商店を最優先とした税の投入で地域が生きていけるよう見直しはしていただけないかということです。

さらに進みますと、具体的な例として農林水産業の分野では、地産地消を推進し、島内消費を向上させる制度などがありますが、しかしながら、各税における公共事業、公共投資では、島内業者の利用を最低条件とするなど島内消費に力を入れ市民の暮らしを守る政策をお考えになる気持ちはないのか。

先ほど入札の話があってございましたから、もう少し詳しく話をこれからしていきますが、入札の基準はそこそこ学習しておりますので、今さら聞くまでもございません。だから、のっとったものに対して話をしていきますが、本市が策定しております第2次対馬市総合計画、後期計画の「挑戦②なりわいづくり」の中で「事業を継承・拡大して雇用を創出する」とあります。

経営者の高齢化や若者の島外流出が進んでいる対馬において、新たな産業の創出や事業の継続、次世代への事業継承を図るため、創業または事業拡大や経営改善、事業継承に取り組むと示され

ています。

そのような趣旨から、今後、過密となる自由競争に歯止めを打ち、安心感を与えることはできないものか、ここが、先ほどの市長の言う答弁と食い違ふところです。少し分かりやすく言いますと、資格がある者は基準に合えば何者でも仕方がないという考え方です。

私が、そこが違いがあるんですと尋ねておるんです。それとも、そういう考え方で行きますと、比田勝市長さんの力量といいますか政治力だけで島内の商売人が満足いく事業発注が可能となるかどうか疑問ではなかろうかと思うわけです。

人口の自然減は別として、結果として職を奪い合うようなことが絶対あってはならないと考えるものであります。なぜなら、人口流出を止めるような動きです。行政がしなくちゃいけないからなんです。こういうところが少し食い違ふかもしれません。先に進みます。

未来構想を決して私は否定はしておりません。しかしながら、近くに目線を下すことも将来のため、今が大事じゃないかなと感じるところもあるわけでございます。ここも少し理解していただけるとありがたいんですけど。

言うまでもなく、本市においては、一次産業が冷えきっております。公共投資が必要、公共事業が必要、これは言うまでもありません。だから、市長さん、頑張ってくださいと皆さんが願っているわけです。そういう中で、絶対的パイの中、過剰な競争をさせない意味で皆様に平等となる対策の考えはできないかをさらに尋ねたいんです。

これから、平等という言葉を少し使いますけども、また、人材育成の面からも、本市において今日まで後継者育成のために通園、通学、卒業まで様々な角度から支援策が出されて後継者へ期待を持ってあることは理解はしております。

そんな中、私は大人の事情で勤労意欲をなくしたり、貧困社会につながるようなことが絶対あってはならないと思うわけでありまして。仕事にも生活にも、心の余裕が持てる安定した職場、暮らしができる仕組みを構築すると。不の連鎖をなくすことが行政の仕事であり、築くならこの辺が見直すべきであると私は思っております。

そのような視点から、人口流出の歯止め策として働く場所の提供について取り上げてみますと、特に一業種で生計をなされている方々が入札で落札できなかった場合、次回の入札会にまで出稼ぎとか転職をせざるを得ない、また、その家族も後継者も同様です。

そういったことを考えながら、立場の弱い企業や商店の皆様が島外へ出ていく可能性が大きくなっていくのではと疑問視を抱いております。その反面、本市でも他業種にわたり営業をされている、いわゆる島内の中でもある程度大きな企業や会社では、一業種の仕事が受注できなかったとしても、他の事業で何とかやりくりができる場合もあっております。

力の強い企業が優勢となる構図があるのではないですか。先ほどの市長の説明から行きますと、

そういうふうには私には聞こえました。さらに行きますが、誰も入札参加条件に達したら参加できる。公共事業への参入ができる基準など大手が優遇となり得る考えにしか考えられません。

私が言いたいのは、既得権とでも言いますか、絶対的パイの中での争いをなくすことも先ほどから言います行政の仕事であり、幾ら自由競争の時代とはいえ、弱い立場の業者を守るのも人口流出の歯止め策につながると私はこのように考えますが、市長の考えを、ここを明確に答えてください、どうぞ。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） もう質問が多岐にわたっているものですから、どれから答えていいのかなと思っておりますけれども、まず、大きく分けてもう少し市民に対して目線を低く下ろせというようなことかと思えます。そしてまた、まとめますと島内の業者を優先すべきではないかと、そのことによって人口流出が防げるというような考え方ではないかなと思えます。

それからまた、公共投資をする場合、特に入札等においての平等な入札をとということでございますけれども、今、対馬市が行っております入札につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、平等になることを基本に入札を組み立てております。

確かに、入札はもう入札ですから、落札ができなかった事業者の方もいらっしゃることかとは思いますが、あくまでここには競争性が働くということで、市といたしましては、役務関係の特に入札におきましても、申請のあった全ての事業者を入札への参加と、資格があるということで指名をしているところであります。決して私たち考えるところでは、不平等な面は見受けられないのではないかなというふうに私自身考えております。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 不平等は感じておらない、感じてください。先ほどから言いますように、今回、後で例題の話もしたいと思いますが、市長の言う平等と競争性を持たせることが私であれば、争いの火種をつくるんじゃないかなと思ったりもするともあります。

そういった意味で、冒頭に話しますように考え方の違いがあるかも知れません。しかしながら、先ほど競争性を持ちながら平等であるという話があってございましたが、これから、この入札制度について少し深く話をさせていただきます。市長がそこまで言うならです。

一つの例題でございますが、今年の4月に入札が執行されました対馬市ごみ収集運搬、いわゆる一般家庭から排出される生ごみ、運搬する業務の入札についてであります。この入札は、3年に一度あっておるみたいでございますが、私は決して契約年数とか入札期間とか特定の業者のために議論をするわけではありませんから、まず、ここをまずもって理解をしておってください。

市長は、私が先ほど出した一覧表を見て何とも思いませんか。そこ、どうですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほどの資料、ちょっと私、見させていただきましたけども、まず、この入札につきましては、議員御存じのように、下地区と上地区に分けて入札をしております。

特に今年の場合は、指名業者、申請業者も増えたということで、工区を特に下地区のほうを1工区分けて落札のチャンスを広げるようにということでしております。

そういう中で、この入札結果を見させていただいておりますけども、確かに予定価格に近い金額で落札された入札、そしてまた、最低制限価格に近い金額で落札された入札というふうにありますけども、このことは、あくまで競争入札ということで最低制限価格内で落札がされたというふうに理解をしております。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 市長、そういう最低とか満額とかいう話をしているわけじゃないんです。9者入札に臨んで、7者も8者も辞退しているじゃないですか、やる気がないなら最初からかたせんにゃいいじゃないですか。どこを、どのページも見てください。全部辞退しています。辞退するということはどういうことですか、やる気があるんですか、ないんですか。

私が言っているのは、一生懸命頑張ってきた人は、最初に最低線でも義理でも取らんとできないとか、そういった事情もあるかも分かりません。最初から話しているじゃないですか。

私は、結果一覧表を見て、入札に臨む人たちが何で辞退して臨むかなと思ったんです。これ、ずっと紐解いていきますと、1者取ったら、もうほかに入らんようなシステムになっておるわけです、1工区取ったら、2工区取ったら。分かりませんか、ここ。こういうことを行政がさせているんですかといっておるんです。

させているんですかやなくて、たまたまそうかも分かりませんが、こういったことというのは、今、先ほど市長が話されますように、資格があれば5者やろうが10者やろうがどれだけでもいいですよという話になってきますと、当初から一生懸命島に貢献した業者も中におらほるでしょう。そういうことも現代においたら平等だから、もう落札できなかつたら仕方がないというような話であつたら、先ほどから言いますように、流出も止めれないし、恩恵はないと思いますけども、そういった状況も生まれてくるという話を先ほどからしております。

だから、市長がこの資料を見て、そういうふう感じらはったんでしょうけども、もう少し中身を見てください。これ、一例にしか過ぎないからこんな話ししているんです。私は、これが平等というなら、市長さん、ちょっと考え方変えた方がいいですよ。

平等の入札の中に、なぜ全部が辞退していくのかということ、平等じゃないじゃないですか。これ一例です、こんなことは。それとも、市長さん、一つの事業を取ったら、次には入りなさんなど指導しているんですか。そういうお答えになったじゃないですか、ここは。市長の言う平等は私は理解ができませんから、さらにこんな話ししておりますが、私は、何か何らかの事情があるな

らあっていいでしょう。しかしながら、見直してくださいというのはどういうことかといえますと、こういう、一発で入札あっていないと思うんです。工区を分けてあっておるはずで

そしたら、体制も少しあからさまにならないようにせんと、一個ずつやっていったら、その一個を落札した人が辞退していくとはもってのほかじゃないですか。結果はそうなっているわけです、違うかもしれんけど。

そういうふうなことを考えて、市長の言う平等性が少し考え方が違うんじゃないかなと私は思っております。だから、この辺はちょっと考える余裕も持ってください。皆さんが見ておかしくないように。

私は何回も言いますが、辞退するような業者入るなど、最初から。そういうことでしょう。それが公式入札と思いますが。それとも何か条件がついているんか、ついてないか分からんけど、条件を付け足しするのは、また、行政もちょっといいかげん過ぎんですか、と感じるところがあります。

聞くことによりますと、くじみたいなものもありながら、何かやっておるみたいな話であります。ここで、ポイントとなるのが、市長、入札基準に市長さんの考え方であつたら、資格要件を整えばどなたでも参入できますよという考え方です。それでは島は守れません。

みんな、今まで頑張った人たちをしっかりと守ってやるのが行政の仕事じゃないですか。考え方の違いは、大手が有利になることをしたら駄目です。大手というのは、ありとあらゆる資格を持っています。そして、小さいことで生計を立てられる人たちなんか必死なんです。

だから、そこをそういう平等だから仕方がないですよじゃなくて、今、このSDG sの中から定住人口や流出を止めますとか、いろんな話してあるわけですから、そしたら、今、おる人たちを守ってやるのが一番最初やと思うんです。

これ、入札のことで何かやらしゅう聞こえますけども、実際、そうじゃないですか。今、おる人が満足せんとずらないですよ。だから、先ほどからる話しましたが、そういう考えもあるんだなということを理解してください。私だけかもしれませんが、19人おられる議員さんたち、そうじゃないかもしれません。

しかしながら、私はそう感じております。だから、また時間があつたら、詳細は別として何でこんなふうに辞退していくのかなということを不思議でならないということを個人的でも私に分かるようにいつか説明してくれませんか。どうですか、市長さん、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、市といたしましても全ての事業者の方に仕事が行けば、それが一番望ましいことだというふうに私自身も思っております。しかしながら、この限られた地域の中で、そしてまたそこで工区を分けたときにあまりにも小さく分けすぎると、要するに全ての方

が落札できるようにその工区を分けすぎますと、今度は、その落札された事業者の方は回収用の自動車もトラックも買わなくてはならないし、また、従業員等も雇用させなければならないというようなことで、あまりにも細かく分けすぎることは避けようというようなことから、このような工区分けをしたということでございます。

それとまた、各事業者の皆様には、自分の会社等がまず希望するところから入札をされるのではないかなというふうに私自身思っております。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） これは、水かけ論みたいになりますが、希望するところに、望むと、希望せんとこは辞退する仕組みということですね。ということは、市の考え方が。（発言する者あり）そうじゃないかなじゃないじゃないですか。（発言する者あり）いや、あなたの印鑑でしているわけですから。

○議長（小川 廣康君） ちょっとすみません、勝手にやり取りしないでください。

○議員（11番 波田 政和君） すみません、分かりました。そしたら、それは、それでいいです。考え方の違いがあるかも分かりませんが、先ほどから話があるように、この件についてもう一步話しますと、今、工区分けをせざるを得んようになったのは誰がしたんですか。たくさんの業者が入る仕組みをつくったからでしょう。

要するに、地域の人を守っていく、流出を避けるためにはやはり既得権と先ほど話したみたいですが、ないかもしれないけど、やはり早々から嫌がる仕事をずっとしてきた人たちも少しは目線を向けていただければ納得するんじゃないかなろうか、ここをさらにもう一步確認しておきますが、市長、この一例に関して条件が整えば、さらなる工区分けをしながら、さらなるメンバーを入れるということですか、3年後は。そこ、はっきりしとってくれんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども、申しましたように、まずその要件が整ったところ、要するに資格要件があるところについては、指名をしたい。その上で、基本的には全ての方が落札できるような工区分けが可能であれば、そのような形にしたいという思いは先ほども申しましたように持っているんですけど、ただ、あんまりにも小さく分けすぎますと、その事業自体が成り立たないようになる。そこは、避けなければならないということで、また、3年後はこのことも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 少し前向きな検討をしてみるということで、この件は終わりたいと思います。

それと、もう一点、このSDGsの取組から、新型エネルギーについて話をさせていただきま

すが、先日から、洋上の風力発電の話が、市長も話があっているし、新聞もそういう方向で行くみたいな話も受けております。

その中で、少し市長のコメントを引用させていただきますが、対馬は強い海風というマイナス面をプラスに転換し、持続型社会を構築するモデルとなると市長さんは話しております。

これ、言葉が間違っているかもしれませんが、マイナスをプラスにするんじゃないんです。この風力は、安定した風が必要なんです。風が強いからということじゃないんです。

市長さんも合併前に上県かな、千俵蒔に携わったかどうか分かりませんが、2基あって、現在、休止したりいろいろな事情がありながら来ています、現在まで。同じことを2回もせんようにせんといけんのじゃないのかなと。

そして、参考までに政府が600億投じた、この海洋風力、断念したと書いてあるんです。600億です、政府が。片や、またこの政府が、またこれに懲りず、またほかのところでやろうと打ち出した。こういうふうなことを、市長、相乗りしたら駄目です。

本当で、これができるかできないか、まず、対馬はよそと違って海底ケーブルが必要です。この辺は分かってありますよね。どっから引くんですか。このぐらいのお金がたくさんかかるわけですから、話が出るということは、試算もしてありながらやってあるんでしょう。先ほどのSDGsと同じで、視野に入れながらやってきているんですよという話があってございましたから、それは否定しません。

しかしながら、海底ケーブルで、その地区で装置まで持っていかな普通駄目じゃないですか、空飛びませんし、ということは、そういった設備もかかるし、果たして全国に流されるのか、それとも対馬だけなのか。対馬のためにこういうのを建てるというのは、もう無駄です。

だから、私が言いたいのは、方向が真っすぐ行くのは分かります。しかし、最終、末端が本当に買ってくれるのか、買ってくれないのか、そういうことを先に計算して計画を立てた方が、より効果があるんじゃないかならうかと思しますので、これ、私の考えです。違う考えもあらはると思いますが、政府の動きで市長さんもいろんな付き合いがありながらやっていかはるんでしょうけども、自動運転もしかり、この風力もしかり、さらなる効果が出るようなことを望みまして、何かコメントがあれば受けたいと思いたいです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員おっしゃられるように、福島県沖の洋上風力発電については、政府のほうが断念したというニュースは私も読みました。そういう中でございますけども、今現在、対馬市が進めておる段階では、まず、この洋上風力発電が可能なエリアのゾーニングを、今、検討をしているという状況でございます。

このエリアがある程度決まれば、次は恐らくそのゾーンで洋上風力を発電施設を造って、そこ

で売電する事業者が選定をされるものというふうに聞いております。

それとまた、この洋上風力発電のエリアから送電につきましては、確かに議員おっしゃられるように、まだまだ具体的なことは全く決まっておりませんが、本土のほうまで引くことも考えられるかと思えますし、それかまた対馬本島に引いて、その電力で水素をつくるという構想もございますので、このことにつきましては、今後またいろいろな方面から検討がなされるものというふうに思っております。

私自身といたしましては、先ほどSDGsの考え方じゃありませんけれども、この再生エネルギー、そういう中でこれを進めていくことが重要ではないかなというふうに思っております。

それと、エリアはどうなのかということですけど、確かあれが平均風力が7メートルじゃなかったかなと思います。ちょっとここでははっきりした資料持ってきておりませんが、確か平均7メートル以上吹けば運営が可能だというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。

この風力に関したら、言わはるように、ゾーニング導入の可能性を、今、模索しているということは分かっておりますが、そういう中でもちまたではもうそんなのを造るらしいよと話早いんです。

だから、いい加減なことをしよったら駄目なんです。そういった言い方から、市長の政治生命もあるじゃないですか、話をせんやったら大変なことになります。だから、あえて話をしております。

こういうことも踏まえて、いろんなものに挑戦なさることは大いに結構でございますが、全体的な話といたしまして、本当でこの持続可能な島づくりのために対馬に住んでいる方を大事にする施策を、さらなる考えをしていただきながら今後活動をお互いやっていきなすと思っておりますので、よろしく願いしまして私の質問と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時48分散会

令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第11日)

令和2年12月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第11号)
日程第2 議案第115号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第12号)
日程第3 議案第116号 損害賠償の額の決定について
追加日程第1 議案の撤回について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第11号)
日程第2 議案第115号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第12号)
日程第3 議案第116号 損害賠償の額の決定について
追加日程第1 議案の撤回について
-

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 坂本 充弘君 | 2番 伊原 徹君 |
| 3番 長郷 泰二君 | 4番 春田 新一君 |
| 5番 小島 徳重君 | 6番 吉見 優子君 |
| 7番 渕上 清君 | 8番 黒田 昭雄君 |
| 9番 小田 昭人君 | 10番 山本 輝昭君 |
| 11番 波田 政和君 | 12番 小宮 教義君 |
| 13番 齋藤 久光君 | 14番 初村 久藏君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 大部 初幸君 |
| 17番 作元 義文君 | 19番 小川 廣康君 |
-

欠席議員(1名)

- 18番 上野洋次郎君
-

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。上野洋次郎君から欠席の届出があつております。

なお、説明員変更の届出があり、本日、永留教育長が出席しております。

ただいまから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第93号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

議案第93号は、各常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月10日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、事業費の実績見込みにより、15款国庫支出金で、地方創生推進交付金の減、16款県支出金で、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減、22款市債で、航路運賃割引事業債及びわがまち元気創出支援事業債の減が主な補正であります。

歳出は、2款総務費で、実績見込みによる雇用機会拡充支援事業補助金及びわがまち元気創出支援事業補助金の減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者減少による航路・航空路運賃低減事業負担金の減、博多・比田勝航路の事業費確定による航路運賃割引事業補助金の減、10款教育費で、教科書改訂に伴う中学校教師用教科書及び指導書購入に係る消耗品費の追加、GIGAスクール構想による小学校タブレット1人1台導入に係る通信運搬費の追加が主な補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第93号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、低所得者に対する介護保険料軽減負担金の追加、保育園及び僻地保育所の運営費に係る施設型給付費負担金の追加、各保育所の新型コロナウイルス感染防止対策経費に係る保育対策総合支援事業費補助金の計上、台風被害により発生した災害廃棄物の処理に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の計上、22款市債で、高齢者コミュニティセンターの台風被害による屋根の改修工事等に係る災害復旧事業債の追加などが主なものであります。

歳出は、2款総務費で、固定資産の評価替えに係るデータ変換業務に伴うシステム改修委託料の追加、3款民生費で、支援が必要と思われるひとり親家庭等の子どもに対する見守り強化を図る支援対象児童等見守り強化事業委託料の計上、放課後児童クラブ、子育て支援センターに対する事業費単価の改正及び新型コロナウイルス感染防止対策に係る委託料の追加、4款衛生費で、子宮頸がんワクチン予防接種に係る委託料の追加、申請件数の増加に伴う使用済自動車等海上輸送費補助金の追加、11款災害復旧費で、歳入と同様に、本年9月に発生した台風被害による高齢者コミュニティセンターの屋根改修等に係る工事請負費の追加、家屋廃材、瓦、瓦礫類などの処理に係る災害廃棄物処理業務委託料の計上などが、今回の補正の主な内容であります。

以上、本委員会に付託されました議案第93号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、離島活性化交付金の減額、16款県支出金で、地籍調査事業補助金の減額、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金及び水産業施設災害復旧事業補助金の計上、

2 2 款市債で、商工債の減額、農林水産施設災害復旧債の計上が主なものであります。

歳出は、農林水産部関係で、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金の計上、肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金及び水産加工品等輸送コスト助成事業補助金の追加、農林水産施設災害復旧費の計上、対馬市農業振興公社運営費補助金の皆減が主なものであります。

建設部関係では、内山2号線道路改良工事に係る予算の組替え、国の内示減に伴う地籍調査測量委託料の減額が主なものであります。

観光交流商工部関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による対馬エンターテインメント活用事業や海山交流事業等の各種イベントの中止及び対馬博物館の開館延期に伴う文化財魅力発信事業の一部中止による事業費の減額が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第93号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第115号

日程第3. 議案第116号

○議長（小川 廣康君） 日程第2、議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）及び日程第3、議案第116号、損害賠償の額の決定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、本年9月の台風第10号により、公共施設の屋根が飛散し、個人住宅に被害を与えた事件に係る損害賠償金の計上と、補正予算（第4号）として専決処分により承認いただきました、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給のための事業費の増額でございます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361億4,162万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税3,764万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金361万7,000円の追加でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費は、令和2年台風第10号に係る損害賠償金3,764万6,000円を計上しております。

なお、賠償金の内容につきましては、議案第116号において詳細説明を行いますので、省略

させていただきます。

3款民生費2項児童福祉費は、児童扶養手当受給世帯などを対象とした、ひとり親世帯臨時特別給付金及びその支給に係る事務費を合わせまして、361万7,000円の増額でございます。この給付金は、既に給付を実施しているところでございますが、対象者に対し、基本給付部分を再支給するもので、国からも原則年内の支給を求められていることから、追加議案として予算計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました、議案第116号、損害賠償の額の決定について、提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

なお、参考資料として被害状況写真及び損害賠償額内訳をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

本案は、令和2年9月7日の早朝に襲来した台風第10号の暴風によって、小鹿漁村センターの屋根全体が相手方の所有する住宅に飛散し、甚大な損害を与えたため、その損害を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

損害調査の結果は、屋根、ひさし、建具の破損、柱の傾斜や隙間、天井雨漏り、内壁、基礎の亀裂等の受忍の範囲を超える損傷が確認され、復旧の方法としては、損傷の大きかった北側部分を部分再築工事とし、損傷の小さい南側部分を補修工事として建物の損害額を算定しております。

建物の損害額の内訳としては、まず部分再築工事では、損傷部分の解体処分費及び建物の部分再築費で約2,900万円となります。再築費は、建物の経過年数を踏まえ、再築補償率63.9%を乗じて算定をしております。

次に、補修工事は南側屋根と内壁補修が主なもので約390万円であり、建物損害額は合計の3,290万3,685円となります。また、建物の再築及び補修工事期間に発生する必要な経費の補償としまして、動産移転補償、仮住居補償、営業休止補償及び移転雑費補償があり、合わせて474万2,075円を補償金として算定しております。建物損害額と補償金の合計3,764万5,760円が損害賠償の額となります。

今回の台風第10号により、被害を受けられました居住者の方には、日常生活での不便はもとより、精神的にも大変な御苦痛を与えてしまいました。また、御家族をはじめ、親族の方々にも多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを、心からおわび申し上げます。一刻も早く平穏な

日常生活が送られるよう、引き続き誠意を持って対応したいと思っております。

今後は、このようなことがないように施設管理には十分気をつけてまいります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第115号、116号について質疑はありますか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） この補償額の約3,700万円なんですが、市の施設の屋根が飛んで、同じ敷地、市の敷地じゃなくて、ほかのところにその屋根が当たったの被害ということなんですよね。普通、台風ですから、ほかのところもそうだと思いますけども、同じ市の敷地なら、その管理上の問題があるかもしれないが、その建物の屋根が飛んでほかの家に当たったということは、これ、台風による被害ですよ、完全なる。そういうふうな台風による完全なる被害、例えば熊本もそうですけども、このような中で、果たして地方公共団体が補償する必要があるのかなと思うんですけどね。高い金額ですよ、3,700万、それが一つと、この金額からするとほとんどもう全壊に近い状態の金額だと思うんですが、査定金額の何%ぐらいに当たるのかということですね。

それと、皆さんもよく、自分たちの家を持っておられると思うんですが、ほとんどの方が建物を建てるときとか、今、保険に入るんですよ。特に銀行関係から融資を受けるときには、絶対的に入らざるを得ないんですが、その補償金額もあろうかと思うんですが、補償金額が出たときに、その損害会社からですね、それも差し引いた金額なのか、当然のこどく、こういうふうにして金が出ているんだから、その保証会社の金額の査定も既に出ていると思うんですが、引いた金額なのかという、まずこの3点。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の公共施設内じゃない災害、台風による飛散した建物が相手さんの建物に当たって、損害をしたということですけど、市といたしましては、台風による災害でありまして、施設としては市の施設でございます。その施設が個人の家に当たって被害をもたらしたわけですので、これをそのまま放置しておくわけにはいきません。管理上もあるかもしれませんが、市が責任を持って対応していくべきと考えております。

そして、2点目の査定額ですけど、一応先ほども申しましたように、工事費を算定いたしまして、経過年数がたっておりますので、63.9%の率を掛けて算定をしております。

3点目ですけど、相手が保険を掛けていた場合、差引きをしているのかということですけど、

一応市といたしましては、相手方の被害物件は住宅でありまして、台風が接近したとしても、移動させることができない固定資産であります。今回、市が所有する建物から飛散した屋根によって被害が発生し、相手方に全く非がないということから、相手方が加入している保険に関係なく、市としての責任として今回損害賠償を行うものでございます。相手方が加入されている民間の保険会社が、保険金の支払額をどのように算出されるかは、保険会社のほうで判断されるものと存じます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 査定額の63.9%ぐらいということですよ、評価額の。皆さんも御存じだと思うんですけど、千葉県で、去年、ゴルフ場の支柱が壊れて、そして民家にこう落ちて、民家が非常に被害を被った事例がございますよね。あれも当初はそのゴルフ練習場の持ち主が補償するって言いよったけれども、法的には払う義務がないんだと。なぜかという、台風という自然災害だから、そういうところまで補償が、及ぼす必要はないということなんですよ。

これも同様で、確かに市の施設のものが飛んで相手に当たったというならば、じゃあ、どういう状況でその屋根が飛び、被害を被ったかを工学的に、いろいろな分野で検証して、それが自然災害以外のものであるというならば、例えば、その10の風が吹いて、最大限吹いて飛んだというのか、それとも一般的な風の中で飛んだというのか、そういうふうな理論的なものがなされなければ、補償する必要はないと思いますよ。それが災害なんですよ。

それによってその因果関係が分かれば致し方ないんじゃないかということで、補償にはなりませんよね。そういう理論的なことも検証されてのことなんではしょうか、科学的な、それが一つと、先ほど民間民間って語っている分は、保険は別だと、ということは、この3,700万を市が払って、向こうは多分保険に入っとると思いますよ。これからするとほぼ全壊ですよ、規模からすると。じゃあ、全壊の費用をまた向こうもらうわけですよ、それはダブルになるんじゃないですか。だから、その、払うほうの、多分、これに入っとる保険会社、市が入ってる保険会社がありますよね、そちらのほうもその相手側の保険を削除した分を払うのが私は当然だと思いますよ。その辺の確認は保険会社にされたんですか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 1点目の施設に瑕疵がなかったかというような形になろうかと思うんですけど、1点目は。一応、小鹿漁村センターの雨漏り対策として、今回、木造の屋根を設置しているわけなんですけど、この屋根は平成16年度に設置をいたしております。今回の台風は鰯浦の観測上、史上最大となる最大瞬間風速48.9メートルを記録した台風第10号の

猛威に耐えることができずに飛んだものでございますが、台風第10号が来る前、台風第9号が約1週間前に来たわけなんですけど、そのとき私たちが庁舎に待機して、そして翌日、台風が過ぎ去った翌日には、各公共施設の点検を行っております。そのときには、この小鹿の漁村センターも台風第9号によって、瓦が数枚飛散した状況は見受けられました。ただ、次、台風第10号が接近しておりましたので、この補修に当たっては、ちょっと台風第10号が次来てから補修をする予定としておりました。

2点目の保険の件ですけど、確かに相手、保険会社のほうは、どのようにこうなっているかっというの、ちょっとそこまで詳しくは調査しておりませんが、聞くところによりますと、保険の種類によりましては、ケース・バイ・ケースで保険金が支払われる場合と支払われない場合があるみたいですので、そこのところはちょっと詳しくは調べておりません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） その保険でお尋ねしますけども、その、市が入っている保険がありますよね、全国の、その分のこれに対する査定金額、市の施設は全部保険に入っていますよね、あちこちに。その保険会社のこの建物に対する査定金額がどれほどなされたのかと思うんですが、基本的には、それは当然、向こうの、市のほうの保険に入っているその保険会社との話はされて、金額の設定もされたんですか。その約款の中に、例えば、その建物の被害全額の中に、他の保険に値するものがあって、その分を省いた金額を市が入っている保険会社が払うというふうなシステムが一般的だと思うんですが、その辺の、市が入っている保険会社における確認はなされたんですか、査定金額と。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 市が入っている保険ですけど、これは全国町村会総合賠償補償保険というのがあります。これに対しましては、早速今回の保険の手続きをさせていただきました。ただ、その保険会社からは、先ほど議員もおっしゃられましたように、台風による、予想をはるかに超える自然災害であり、この市がかたっております総合賠償補償保険の対象にならないという回答は頂いております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 保険会社が言うのは、要するに、対象にならないというんですよ。だから、先ほど当初、最初申したように、ゴルフ場の件と一緒に自然災害なんです。自然災害のものを、これ自然だから仕方ないじゃないですか、お互いにその被害を被ったわけだから。保険会社が査定はその対象にならないというならば、それは、相手側の保険には対象になる

と思います。多分、ほぼ全壊ですから。そちらのほうで賄うべきなんですよ。そうしなければ、これ一般財源から全部出すんですよ、そういうことはあり得ない。対象になれば別としても、対象にならないものを一般財源から出す必要ないですよ。それで、だから、その方は保険に入ってるんだから、そっから賄わなければいけないと思います。同じような金額出るはずですよ。払う必要ないです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほどの部長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思いますが、今、議員おっしゃられるように、千葉県のゴルフ練習場の災害のことは私も気になっておりました。そういう中で、確かに最初は自然災害であって、補償する必要はないというようなことで進められていたようでありましたけども、あと、またそのオーナーが、そのゴルフ練習場を売却してから補償を払うというようなことで、今現在進められているというようなニュースも私も読んでおりました。

そういうこともありまして、今回は特に、確かに保険はかたつてあると思いますけども、ただ、市の施設が隣の住宅に屋根が飛散して、受忍の範囲を超えた被災が発生したというようなことで、このことにつきましては、市といたしましては補償をすべきということで、このような議案としてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 最後です。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 先ほどゴルフ場の話されましたけども、法的には、自然災害ですから払う必要はありません。あれはオーナーの厚意によって、個人的な厚意によってされたんですよ。今回は、公共的なお金を払う、市民のお金を払うんだから、個人の感覚とはまず切り離すべきだと思います。公のお金なんですよ。ですよ。

そして、もう一つは、その、予期せぬために、市町村も、全国の市町村もその保険に入ってるんですよ。予期せぬときのために。今回は、先ほどの説明ですと、48メートルで飛んだと、それが予期せぬことだという話ですよ。結果的には、建物というのは、40メートルぐらいで屋根が飛ぶようには最初からできていないんですよ。大体60メートルが基準なんです。その範囲内じゃないですか。であれば、保険というのは、入っている保険は下りるべきだと思います。予期せぬものというのは、例えば80メートルとか90メートルとか、そういうものなら予期せぬものかもしれないが、建物建てるときには60メートルという基準があって、その中で物事やっていくんだから、それ以外のものについて被害を被ったってということは、この保険会社が払うべきであります。何かほかに要因があれば別としても。先ほどのゴルフ場の話じゃないですけども、あれは個人的なもの、法的には払う必要はない、それが法律なんですよ。今回は、市民から

集めたお金、3,700万を払うというんだから、それとこれとは違う。よって、これは払うべきじゃないと思いますよ。そのための保険なんだから。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか、11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 少し、関連でもう少し話をしますが、先ほど説明では施設管理に徹底するという事は、施設管理がなされてなかったという捉え方でいいんですか。といいますのが、せっかくなにも弁護士さんがおらはるのに、その辺をしっかりと指導を受けながらの答えなのかということも大事になってくると思います。だから、そういうところしてあれば、してあるような、しっかりした理由がなければ、先ほどの話みたいになると思うんですよ。ただ、被災を受けた人の気持ちも分からんわけでもございませんが、全体感の話になりますので、この辺はどうなんですか、しっかりと指導を受けましたか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 弁護士の方には一、二回指導は受けておりますが、先ほど言われました、その施設管理ですけど、施設管理につきましては、今回もいろいろ修繕等の予算とか何かも計上させていただいておりますが、市が管理する建物に不具合等が生じた場合、早急にその不具合等を直していきたいと、そしてこのような、今後このようなことがないように、施設管理には十分注意してまいりたいという気持ちで先ほど述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） いやいや、そういう話じゃなくて、要するに、今、自然災害の話がありながらの展開になっているわけですね。だから、しっかりした根拠がなければ、先ほどの質疑になるじゃないですか。だから、市としましたら、自分ところの弁護士さんも相談してみても、いろいろ法的にも相談したということですね。そしたら、もう一度、うちの顧問弁護士さんは、生財源使って補償してやれというような回答になったっちゃうことで捉えていいんですか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 今、波田議員がおっしゃられるような、その、市の財源を使ってやりなさいとか、そういうことまでは話はしてません。相談はしてません。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） いやいや、あのですね、それじゃ答えにならない、上程する以上は、やっぱりしっかりした、皆さんに理解をしてもらうのが先じゃないですかね。

だから、個人が被災に遭われた方云々というつもりは何もございません。しかし、これ、大きな問題で、事例をつくったら、これから全部いきますよ。そういうふうな形になるから、今、先ほど12番議員が言いますように、私どもとしたら根拠は欲しいんです、根拠がですね。だから、その辺をはっきりなされたほうが、市長、今後もいいじゃないですか、基準があったほうが。そうなけらんと、何と申しますか、本当ですね、いや、今回がうそとは言いませんけど、今後ですよ、そういう話があちこちで出てきたら、もう大変なことになるやないですか。

民間でこんな話がありまして、看板飛んで飛ばんで傷ついた傷つかんというですね、どうして、誰もビデオ撮るとるわけでもないし、どこでどうなったか分からんじゃないですか。それで争いがありますっていうことで、弁護士さんもその話をなされた人がおりましたよ。だから、その辺をもう一度だけ、その、しっかりした理由づけをお願いしたいんですけど。

○議長（小川 廣康君） 答弁できますか。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 今回の、保険の対象にならないということで、弁護士さん等にも先に話はしておりますが、市としましては、先ほども申しておりますが、飛散した屋根が市の所有でありまして、それが隣の家に落ちたということはもう明白でございます。その責任を、誠意を持って今回していきたいという考えでございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ちょっと休憩してくれませんか。

○議長（小川 廣康君） ちょっと待ってください。まだちょっと、ほかにいろいろあるようございますので、暫時休憩をいたします。

午前10時46分休憩

午前11時53分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

追加日程第1. 議案の撤回について

○議長（小川 廣康君） お諮りします。ただいま市長から議案第116号、損害賠償の額の決定について、議案の撤回についての申出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案の撤回についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議案第116号、損害賠償の額の決定につきましては、対馬市議会会議規則第19条第1項の規定によりまして、議案を撤回したく、御説明申し上げます。

初めに、議案の撤回という事態に至りましたことを、深くおわび申し上げます。

損害賠償の額の決定につきましては、総合賠償補償保険制度における市の瑕疵判断及び被害者加入の保険適用の可否について疑義が生じ、詳細な事情確認を行う必要があり、撤回をお願いするものでございます。

議案の撤回ということを重ねて深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないように、議案を提出するよう注意してまいります。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第116号、損害賠償の額の決定についての撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。議案第116号は、撤回することに決定しました。

次に、議案第115号、対馬市一般会計補正予算（第12号）について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第115号は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

1月30日の議会臨時会で議決いただきました、たべのる券事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食事業者及びタクシー事業者に対し、地域の消費喚起による事業継続支援を目的として実施するもので、今月1日時点で、本市に住民登録をしている方を対象に、お一人3,000円分の対馬たべのる券をお届けいたします。

会食においては、なるべく普段一緒にいる御家族やお仲間とお食事等を楽しんでいただきたいと思います。

先週から、順次各家庭に送付しており、発送作業は本日までに完了いたします。まだ届いていない御家庭におかれましては、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、厳原港国内ターミナルビルについてでございます。

各関係機関及び航路事業者等の御尽力により、今月10日に国内ターミナルビルの供用を開始いたしました。

また、12日には、古賀参議院議員、中村知事、池光国土交通省大臣官房審議官ほか関係者の皆様に御出席いただき、国、長崎県、本市の共催により、厳原港離島ターミナル供用式を行いました。今後も、対馬の玄関口となります本施設を核とするまちづくりに取り組んでまいります。

本定例会におきましては、12月8日から11日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました議案について御決定を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式を予定しております。例年、シャインドームみねで実施してございましたが、新型コロナウイルス感染予防対策を考慮し、市内3会場に

分散し、執り行います。議員皆様には、新年早々御多忙のこととは存じますが、御出席いただき、新成人の門出をお祝いいたしますようお願いいたします。

また、5日には消防出初式を予定しております。出初式につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、一堂に会しての式典は中止し、各地区、旧町単位で開催いたします。

なお、年末年始には人の移動や人と会う機会が増え、感染のリスクも高まることが予想されます。市民の皆様におかれましては、マスクの着用、丁寧な手洗いの励行、3密の回避などを徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第4回定例会は、議案全般にわたり、熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところあとわずかになりました。新型コロナウイルス感染拡大はとまらず、停滞している日本経済の再始動を図るために立ち上げられたG o T o トラベルキャンペーンは、全国一斉に取りやめとなり、突然の方向変換となりました。

このような状況下で、議会は何をしなければならぬか、新型コロナウイルス感染拡大の初期に戻り、まず市民に寄り添い、市民と同じ目の高さに立ち、何をすべきか要望を聞き、様々な声を集め、議会で取り上げるべき方策はどうであるべきかを議論しなければならないと思います。

感染拡大防止策を先行させては、いつまでも先が見えない自粛が続くだけであり、地域のみならず、人が壊れてしまいます。新型コロナ終息時には、市民が希望を持って迎えられよう、市長とともに方策を議論しなければならないと思っております。

終わりにりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかな新年を迎えられますことを祈念し、閉会の挨拶とします。

会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第4回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 小田 昭人

署名議員 山本 輝昭

